

2005 Top News on the Environment in Asia

アジアの環境重大ニュース



IGES

Institute for Global Environmental Strategies

財団法人 地球環境戦略研究機関

2005年アジアの環境重大ニュース—概要

1. はじめに

財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）では、アジア太平洋地域の環境問題及び政策の動向を収集、整理し、同地域における環境問題や、持続可能な社会形成の進捗状況を紹介することを目的として、1998年から毎年、アジア太平洋地域における環境重大ニュースを公表している。2005年のアジアの環境重大ニュースでは、3機関、21カ国、合計118件のニュースを収集することができた。これらのニュースは、協力機関または研究者によって選定されたもので、必ずしも各国や機関等の公式な見解ではないが、本地域の環境に関する最近の動向及び問題をまとめることができたと考えられる。

寄せられた情報は多岐にわたるが、概要では、「地球温暖化」、「大気環境」、「水環境」、「廃棄物・リサイクル」、「有害化学物質」、「自然保護」及び「各種施策・制度」を中心にまとめた。

2. 地球温暖化

11月28日～12月9日までカナダ・モントリオールで第11回気候変動枠組条約締約国会議（COP11）及び第1回京都議定書締約国会合（COP/MOP1）が開催された。京都議定書実施に関連し、議定書遵守に関する手続き及び措置を含むマラケシュ合意が採択され、また各種委員会の設置と委員の選出が行われたことにより、京都議定書はいよいよ本格運用の段階に入った。

アジア太平洋地域では京都メカニズムの活用への期待が高まっており、中でもクリーン開発メカニズム（CDM）の取組が活発化している。CDMプロジェクト運行管理弁法が制定された中国、環境大臣令による指定国家組織（DNA）が設置されたインドネシアや、国内CDM承認プロセスに関する行政令が署名されたフィリピンなど、CDMプロジェクト審査のための制度がアジア各国で一層整備されつつある。

7月には、京都議定書を補完する位置付けの「クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ」が発足し、クリーンで効果的な技

術の開発を通じた環境問題への国際的な取組が始まった。

また、気候変動への適応問題がアジア太平洋地域の緊急の課題となっている中、1月に、「地域レベルにおける気候変動への適応に関する国際ワークショップ」がバングラデシュのダッカで開催された。適応問題を開発計画の主軸に据えることの重要性や、気候変動に対して脆弱である地域の対策等について議論が行われた。

3. 大気環境

大規模な経済発展と都市化の進むアジア太平洋地域では、深刻化する大気汚染問題や急速なモータリゼーションへの対応が重要な課題である。

ネパールでは、古い車両の排ガスがカトマンズ盆地の大気汚染の主な原因となっているとして、製造後20年を超える車両の排ガス試験を強化し、不適格な車両の即時撤去を始めた。試験に合格した車両についても、今後2年に限り走行が許される。

パキスタン最大の州であるパンジャブ州では、環境にやさしい車の普及を目指し、2ストロークエンジンのリクシャー（三輪タクシー）の新規製造と登録を禁止し、CNG（圧縮天然ガス）バスを推進するなど、都市の大気汚染緩和を目指した政策が実施されている。

シンガポールでは、30年以上にわたり道路交通施策がとられてきた。道路料金自動徴収制度により、ラッシュアワーに商業中心地区に乗り入れる車に対し課税が行われているが、10月からは課税対象となる日時が延長された。

マレーシアでは、バイオ燃料政策が起草され、2007年までに世界に先駆けてバイオディーゼル燃料の主要ユーザーを目指すこと、そして2008年までに現在のディーゼルからパーム油を原料とするバイオ燃料に移行することなどが盛り込まれた。

4. 水環境

経済開発に伴う水質汚染は依然深刻であり、人々の生活や生態系に甚大な影響を及ぼしている。

中国では、11月13日に吉林の石油化学工場で爆発があり、ベンゼンとニトロベンゼンが中国東北部を流れる松花江に流入した。黒龍江省の省都ハルビンでは、4日間にわたって断水が行われるという前代未聞の事態に陥った。この事故では、松花江に接するロシアにも大きな不安をもたらした。

ネパールの代表的河川であるナラヤニ川では、沿岸の工場から排出された有害化学物質により汚染が進み、水生生物に脅威を与えている。すでに魚やワニに被害が出ているが、水質試験の結果によると、水生生物の絶滅につながる恐れがあるという。

一方で、水資源の保護や水質管理に積極的に取り組む各国の様子も報告されている。マレーシアでは河川流域管理計画が承認され、すべての州に集水地域を公表する義務が生じた。ニュージーランドでは、2006年度に予定されている飲料水のための新たな全国環境基準設定に向けての協議が、関連省庁、専門家、一般市民を含めて行われている。また、オーストラリアでは、20億オーストラリアドルにのぼるオーストラリア政府水基金が創設され、インフラ整備や水管理能力の向上に充てられることになった。

5. 廃棄物・リサイクル

廃棄物・リサイクル問題については、経済活動と環境保全の両立を図る方策が模索されている。

昨年のG8サミットにて提案された3R (Reduce: 廃棄物の発生抑制、Reuse: 再使用、Recycle: 再生利用) に関して、4月に3Rイニシアチブ閣僚会合が東京で開催され、3Rイニシアチブが正式に開始された。

ブータンで開催されたUNEPサブリージョナル環境政策対話では、E-waste (電気電子機器廃棄物) 問題がアジア太平洋地域の重要な環境問題として取り上げられた。都市部の人口増加や大量消費の拡大に伴い、E-wasteの排出量は年々増加の一途をたどっており、地域内協力の必要性が議論

された。

また、中国では、中華人民共和国固体廃棄物環境汚染防止法が改正され、4月に施行された。有害廃棄物の取扱許可や農村部の固体廃棄物汚染防止等に関する内容の改訂が行われたほか、拡大生産者責任 (EPR) 制度が確立された。

6. 有害化学物質

オゾン層破壊問題に関して、国際的枠組を通じた協力が進んでいる。国連環境計画 (UNEP) の報告によると、アジア太平洋地域ではフロンガスの消費量が半減した。2005年はアフガニスタンとブータンがモントリオール議定書を批准しており、オゾン層破壊物質全廃に向けたアジアでの取組が一層進むものと期待されている。カンボジアは、ウィーン条約及びモントリオール議定書締約国として、オゾン層破壊物質の使用停止などを定めた「オゾン層破壊物質の管理に関する準法令」を3月に採択した。

また、韓国では、揮発性有機化合物 (VOC) 排出量削減に向けて、VOC含有量の基準が初めて設定された。

7. 自然保護

2005年も、豊かな自然に関する多くの報告が寄せられた。

ブータンには650種を超える鳥類が生息し、絶滅の危機に瀕した鳥類を目にすることもできる。自然保護とその持続可能な利用を重視してきたブータンの取組が評価され、国連環境計画 (UNEP) から初の「地球大賞」を授与された。日本では7月に、世界的に希少な海鳥類や渡り鳥類にとって重要な地域である知床が世界遺産に登録された。フィリピンでは、17ヵ国70名の国際調査チームによる、パングラオ島深海での何百種にも及ぶ新種のカニやエビ、極小貝の発見が公表され、フィリピンの豊かな海洋生物多様性が世界的な脚光を浴びた。

また、生物多様性の保全に向けた試みも積極的に行われている。ベトナムでは、国連開発計画 (UNDP) の支援により、生物多様性保全と湿地資源の持続可能な利用に向けたプロジェクトが

2カ所の保護区で実施されることになった。バングラデシュでは、鯉の純血種を守るための保護区の設置が計画されている。カザフスタンにある中央アジア地域環境センター（CAREC）では、イリ川・バルハシ湖流域の生態系管理プロジェクトを試験的に導入し、地球上でも最大の湖水生態系を有する水域の持続可能な開発に向けて研究を開始した。

8. 各種施策・制度

a) 各国の取組

法律の整備など、アジア各国の政府が積極的に環境問題に取り組む姿勢が報告されている。ラオスでは、開発事業に伴う悪影響への補償に関する法令と、環境関連の地域開発を目的とする事業等に資金援助を行う環境保護基金に関する法令が承認された。ベトナムとモンゴルでは、環境保護法が改正された。税法改正が行われたニュージーランドでは、企業の環境に関する支出に対して税控除が認められるようになった。

また、政府主導によるユニークな試みも行われた。韓国環境部は、家庭に残っている古い携帯電話を小中学生から回収するキャンペーンを行い、携帯電話に内蔵されている有害物質の存在と再利用の重要性についての認識を高めた。日本では、地球温暖化防止の一環として、環境省が「COOL BIZ」（夏のノーネクタイ、ノー上着ファッション）を提唱した。

b) 地域間・国際協力

環境問題に対する国境を越えた取組が進められている。

5月にカザフスタン・アルマティで開催された第二回オース条約（環境に関する情報へのアクセス、意思決定における市民参加、司法へのアクセスに関する条約）締約国会議では、中央アジアのNGO諸団体が中央アジア各国でのオース条約実施における状況を発表し、積極的なNGOの参加を進める提案を行った。

11月には、第13回南アジア地域協力連合首脳会議がバングラデシュのダッカで開催され、2007年を「南アジア緑化年」とする宣言を採択し、域内で緑化キャンペーンが展開されることになった。

バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書については、締約国であるカンボジアが国連環境計画（UNEP）と地球環境ファシリティ（GEF）の支援によりバイオセーフティに関する法案を作成した。なお9月には、遺伝子組換え生物の主要な輸入・生産国である中国も締約国となった。

また、「自然の叢智」をテーマに21世紀における自然と人類の密接な関係を重視した日本国際博覧会（愛・地球博）が3月から9月まで名古屋で開催され、2,200万人の入場者があった。

9. その他

昨年末に発生したスマトラ沖地震とインド洋津波が、アジア太平洋地域に甚大な影響を及ぼしたことは記憶に新しい。復興に向けた取組が進められているが、未だに多くの人々が不自由な生活を強いられている。スリランカでは、津波による地下水汚染の被害を受け、約62,000の井戸が汚染された。水道設備の整っていない地域では、健康上の問題が起きたケースも報告されている。マレーシアからは、これまでの教訓に学び、地震・津波の警告メッセージ発信システムがテスト段階に入っていると同時に、暴風雨による人命損失や建物の被害を最小限にとどめるため、衛星技術を利用した土石・泥流警告システムの構築も計画されているとの報告があった。インドにおいても、津波情報を5分以内に伝える早期警報システムが2007年9月の運用開始に向け現在構築されている。また、10月にはパキスタン北部をマグニチュード7.6の大地震が襲い、大きな被害をもたらした。

2005年は、環境影響評価（EIA）に関する報告が目立った。中国では、環境保護の見地から、国家環境保護総局が三峡ダム周辺の13の省と市で最大級の発電所30カ所の建設計画を中止するなど、環境影響評価をめぐる騒動の年となった。ブータンでは、人口と開発活動の増加により環境に対する圧力が増大している中、環境影響評価法の制度化が進んでおり、環境アセスメントガイドラインの更新などが行われた。中央アジアでは、「越境環境影響評価に関する国連欧州経済委員会条約（ESPOO条約、EIA条約）」の枠組内で、中央アジア隣接国間にまたがる評価手続きを策定するガイドライン草案が作られた。

また、日本ではアスベスト問題が表面化し、政府が本格的な対策の検討を開始した。日本では1970年代中頃まで多数のビルがアスベストを使用して建設され、これらが解体の時期を迎えており、アスベストによる被害のさらなる拡大が懸念されている。

アジア太平洋地域

財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES)



1. 京都議定書発効：次期気候変動枠組に関する対話開始へ

1997年に採択された京都議定書は、2月16日にようやく発効した。12月にモントリオールで開催された第11回気候変動枠組条約締約国会議（COP11）は京都議定書発効後初の締約国会合となり、第1回京都議定書締約国会合（COP/MOP1）と同時開催となった。COP11及びCOP/MOP1では、京都議定書実施に関連し、議定書遵守に関する手続き及び措置を含むマラケシュ合意が採択され、また各種委員会（遵守委員会・第6条監督委員会）の設置と委員の選出が行われたことにより、京都議定書はいよいよ本格運用の段階に入った。また、今次締約国会合では、京都議定書以降の新たな枠組に関する対話プロセスとして、条約プロセスの下で米国や途上国を含むすべての国の参加による長期的協力のための行動に関する対話の開始、及び京都議定書に基づく先進国のさらなる約束に関する検討の開始と手順ならびに議定書のレビュー準備手続きが合意された。

2. アジアにおけるCDMへの取組

2月16日の京都議定書発効後、アジアにおけるCDM市場は昨年以上に活発化し、またCDMホスト国としての国内制度も急速に固まりつつある。今年12月現在、インドは既に100件以上のプロジェクトを承認しており、その中でCDM理事会に登録された8件のプロジェクトのうちから、ラジャスタン州のバイオマスプロジェクトか

らの認証済み排出削減量48,230トンが発行された。中国では、「クリーン開発メカニズムプロジェクト運行管理弁法」（仮訳）が制定され、中国政府として推奨しない種類のCDM（ハイドロフルオロカーボン（HFC）及びパーフルオロカーボン（PFC）類プロジェクト、一酸化二窒素（N₂O）プロジェクト、植林プロジェクト類等）からの中国政府の所用する収益配分率を明確化するなど、CDMの運用面で大きく進展した。その他、インドネシアでは、環境大臣令によりDNA（指定国家組織）が設置（10月5日に国連気候変動枠組条約への登録申請終了）され、フィリピンでは、DNA担当局の環境天然資源省（Department of Environment and Natural Resources: DENR）局長による国内CDM承認プロセスに関する行政令の署名など、各国においてCDMプロジェクト審査のための制度が整備されつつある。このように、アジアにおけるCDMの体制が整備され始め、さらに活発化していくことが予想される。

3. 日本政府の違法伐採への対応

アジア太平洋地域の天然林に対する、最も深刻な脅威のひとつが違法伐採である。11月に東京で行われたプレゼンテーションにおいて、インドネシアのNGO・テラパック（Telapak）は、インドネシアにおける伐採の80%が違法であると報告した。熱帯材の最大輸入国として、日本には木材輸出国の健全な森林管理に貢献する責任があるとして、日本政府はグリーン購入法の改正を予定しており、早ければ2006年には実現するはず

である。この改正では、木工製品や木材製品を購入する際には、公的に管理された森林で伐採されたものだけを、合法的な組織から調達することを、各政府機関に呼びかけている。また、日本は、アジア森林パートナーシップ（AFP）への支援を通じて、違法伐採に関する議論にも参加している。市民団体や政府、産業組織などが自主的に集うアジア森林パートナーシップは、第5回年次総会（AFP5）を、11月13日から15日にかけて横浜で開催した。日本政府が主催した同総会での主要議題は違法伐採であり、共同作業計画のパートナーたちからは、森林認証や税関の協力関係の強化などが提案された。この作業計画によって、日本には、違法伐採に対抗するためのリーダーシップを発揮する機会が与えられるはずである。



伐採会社が切り残した小径木が違法伐採の対象となる。
写真は白ラワン。(フィリピン・イサベラ州)
Copyright©関良基

4. 第1回「アジアEST 地域フォーラム」開催される

大規模で急速な経済発展と都市化が進むアジア地域では、これに付随するモータリゼーションの進展により、地域の大气汚染問題のみならず温室効果ガスの増加など、地球規模の環境問題が深刻化している。

アジア途上国において交通分野の環境問題への迅速な対応が求められる中で、8月に第1回「アジアEST¹地域フォーラム」が名古屋で開催された。アジア各国の政策担当者により、環境保全型交通体系の施策実現に対する活発な議論が交わされ、特定国対象の戦略計画の策定や、参加者の総

意としての「愛知宣言」が採択された。宣言には、EST地域フォーラムの発足、各界の連携とネットワークの形成、公衆衛生の向上、環境・人に優しい土地利用計画や都市交通インフラの構築、公共交通計画とTDM²、内燃機関によらない交通の促進、社会的公正とジェンダーの視点の認識、道路の安全と管理、沿道大気汚染モニタリングとアセスメントの強化、燃料の品質向上、排ガス規制や車検の充実、市民参加促進等が盛り込まれた。

詳細：http://www.uncrd.or.jp/env/est/regional_est_forum/first_regional_est_forum_top.htm
<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=6242>

5. スリランカにおける津波による地下水汚染

2004年12月26日にインドネシアで発生したスマトラ沖地震による津波は、アジア・太平洋地域に壊滅的な打撃を与えた。この出来事により、沿岸部近くの地下水もまた深刻な影響を受けた。実際、津波に襲われた各国においては、各地で地下水が塩水や下水、その他の物質によって汚染される被害が続出している。

スリランカもまた、地下水汚染の被害を受けた国のひとつである。津波発生後に行われた地下水の水質試験の結果、多くの井戸が塩水浸入や大腸菌で汚染されていることが明らかになり、同時に、これらの井戸水が飲用には適さないことが判明した。スリランカを例にとると、約6万2千の井戸が、塩水浸入と下水によって汚染されたと推定されている。津波の被害を受けたいくつかの地域は、水道設備が整っていないため、家庭で使う水についても、津波発生後も汚染された地下水に頼らざるをえなかった。汚染された地下水を使ったがために、健康上の問題が起きたケースも報告されており、特に水道設備の設置が遅れている東部の地方でその傾向が強い。

汚染された井戸の復旧工事が進行中であるが、完全な復興を遂げるにはさらに時間を要すると思われる。地下水汚染の問題を完全に解決するために、引き続き努力をしていくことが必要である。

1 EST: Environmentally Sustainable Transport (環境面からみた持続可能な交通)

2 TDM: Transport Demand Management (交通需要マネジメント)

6. 企業の社会的責任（CSR）に関する議論の国際的高まり

グローバルな供給網において、企業がいかに環境面でも社会面でも適正な役割を果たせるかが議論される中、アジア太平洋経済協力（APEC）会議の主催する国際会議が、2005年9月25日から28日にかけて、チリのサンティアゴで開催された。この中で、「持続可能な生産・貿易・消費チェーンにおける自発的イニシアティブ」と題するワークショップには、70名以上の専門家が参加し、中にはチリとペルーの上級相らを含む省庁の代表、企業部門の代表、世界観光機関（WTO）、国連環境計画（UNEP）、国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会（CEPAL）、持続可能な発展のための世界経済人会議（WBCSD）などの政府間組織代表の姿もあった。

この会議の目的は、自発的な取組を実施するにあたって、供給業者レベルに存在する主な障壁を特定すると同時に、それらの障壁に対処するための実行可能な選択肢に優先順位をつけることであった。代表者らは、アジア・太平洋地域の経済活動において、社会的責任を果たすための企業による自発的な取組が急増していること、またこれらを支持する動きも過去10年間で大幅に増大したことを知るに至った。しかしながらこれらの取組には、監視や効果を数量化する手立て、環境面での明確な全体目標も存在しないため、これらの活動をさらに強化するには、関係者による具体的な努力が必要とされる。さらにAPECの同会議では、自主的な取組の成功のためには、社会的目標の設定や報奨金の供与などを含む公的政策措置をはじめ、一般国民の理解を広めていくことも重要

であるという点で同意に達した。また高官レベルの会合では、APEC分野別担当大臣会合に対し、持続可能な開発ならびに企業による社会的責任に関する、分野横断的な調整のための枠組を作ることが提言された。

こうした例にみるように、2005年はCSRに関する議論が国際的に高まり、ISOにおいて標準化される等、いろいろな動きがあった。

7. 3R閣僚会議の開催

日本国政府・小泉純一郎総理大臣は、2004年6月にシーアイランドで開催されたG8サミットにおいて、資源の有効利用を通じて環境と経済の両立を図る3R（廃棄物の発生抑制（リデュース Reduce）、再使用（リユース Reuse）、再生利用（リサイクル Recycle））の取組が今後益々重要になるとして、3Rを通じて循環型社会の構築を目指す「3Rイニシアチブ」を提案した。2005年4月28～30日に3Rイニシアチブ閣僚会合が東京で開催され、G8シーアイランドサミット（2004）で小泉総理から提唱された3Rイニシアチブが正式に開始された。この閣僚会合では、「3Rの推進」「国際流通に対する障壁の低減」「先進国と開発途上国との協力」「関係者間の協力」「3Rに適した科学技術の推進」といった議題について議論が行われ、3R推進に向けた主な課題や論点が整理された。また、このフォローアップとして高級事務レベル会合（2006年3月6～8日東京）を開催し、実施に向けた方策を検討することとなっている。

詳細：<http://www.env.go.jp/earth/3r/en/index.html>



チリのエネルギー環境大臣が、開会を宣言
(2005年9月26日、チリ・サンティアゴ市)

Copyright©KRC

アジア太平洋地域

国連環境計画アジア太平洋地域事務所 (UNEP/ROAP)

地域情報担当官

サトワント・カウル



1. 拡大メコン圏サミットが生物多様性保全回廊イニシアチブを承認

7月に中国の昆明で開催された拡大メコン圏首脳会議 (GMS) において、拡大メコン圏経済回廊における生物多様性と保護地域の保全のための生物多様性回廊イニシアチブ (BCI) が承認された。

この生物多様性回廊イニシアチブは、二期に分けて実施される予定である。まず、2006年から2008年にかけては、貧困削減、国土利用、復興、能力開発、及び環境保護のための資金調達などを目的とする諸活動の行動計画を策定し、2つの生物多様性回廊イニシアチブを試験的に開始する。第二期 (2008年から2015年) では、第一期で策定した諸活動を実行に移すことになっている。

首脳会議において、カンボジア、中国、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナムの拡大メコン圏6カ国の指導者たちは、拡大メコン圏の環境保護と、天然資源の賢明な利用を誓い合った。雇用の創出と地元の便益のために観光産業が重要であることを強調し、また優先度の高いプロジェクトの実施や、貧困削減をもたらす環境に配慮がなされた観光産業の促進などを含めた、観光開発に対するより調和のとれた全体的な取組を支援する勧告を歓迎した。その一方で、拡大メコン圏を単一の観光目的地として売り込むべきであると力説し、拡大メコン圏ビザなどの開発をさらに進めるように奨励した。

国連環境計画 (UNEP) は、生物多様性回廊イニシアチブ (BCI) のもとで、アジア開発銀行と協力しながら、コア環境プログラムにおける二つの重要な業務に携わってきた。すなわち、国連環

境計画は生物多様性回廊イニシアチブの計画段階においてアジア開発銀行の活発なパートナーであり、現在は、拡大メコン圏環境成果評価プロジェクトの事務局としての役割を果たしている。国連環境計画は、2006年から2008年と、2008年から2015年の生物多様性回廊イニシアチブの両段階で、生物多様性に関するデータ管理とモニタリングにおいて重要な役割を果たしていくであろう。

詳細：www.adb.org/projects/gms-biodiversity

2. アジア太平洋地域はフロン消費の半減に成功、さらに段階的全廃を目指す

アジア太平洋地域はフロン (CFC) 消費増加の潮流を逆転させ、その消費量を約半分にまで削減した。この地域は経済発展のためにオゾン層破壊物質 (ODS) に依存しているが、フロン消費量を103,321.93 ODP (オゾン破壊係数) トンから46,352.35 ODPトンに減らすことに成功した。フロンは、オゾン層破壊の原因となる数種類の人工化学物質のひとつである。

削減の成果が見られるものの、特にハロンと臭化メチルの消費削減にはさらなる努力が必要である。4月には、モントリオール議定書の誓約をいかに果たすのかについて、アジア太平洋地域23カ国からの参加による会議を行った。これらの誓約とは、2005年の終わりまでに四塩化炭素 (CTC) の消費を85パーセント、メチルクロロホルムの消費を30パーセント削減すること、そして、フロンの消費を2007年までに85パーセント減らすことなどである。

アフガニスタンとブータンも、2005年に入ってモントリオール議定書の批准を終え、オゾン層破壊物質の全廃に向けて本腰を入れている。

上記の会議は、国連環境計画のコンプライアンス・アシスタンス・プログラム（CAP）の支援のもとで開催された。CAPチームは、アジア太平洋地域の国々によるモントリオール議定書の誓約遵守に対して、国連環境計画からの支援を行っている。

詳細：www.unep.it.org/ozonaction

3. 都市環境問題の予防的取組

アジア太平洋地域における急激な都市化は、深刻化するごみ処理問題や衛生問題は言うに及ばず、都市圏の拡大、水質の劣化、大気汚染、交通渋滞の激化など、都市環境に多大な負荷を与えることになった。都市インフラの不備は、都市周辺でも大都市中心部においても顕著である。

国連環境計画は2004年に、アジア太平洋地域に持続可能な交通と環境に配慮がなされた建物の建設を促進するために、都市環境に対する予防的取組プロジェクトを発足させた。このプロジェクトは、持続可能な交通と環境に優しい建物に関する情報を発信し、さらにこれらの持続可能性と技術的可能性を実際に示そうとするものである。情報発信により、大気汚染の少ない交通の持続可能性と環境に配慮がなされた建物に対する関心を高め、人々がそれらを受け入れ利用するように促すのである。

2005年、国連環境計画は環境に配慮がなされた建物に関する専門家ネットワークを設立し、国単位での協議、訓練プログラム、実現可能性調査などの実施によって、環境に配慮した優良事例を紹介した。

4. 若者による環境問題への取組促進を目指して、2件の新アジア青年環境ネットワークを発進

環境問題への若者の参加を促す目的で、2005年2件の青年環境ネットワークが発足した。ツンザ北東アジア青年環境ネットワーク（Tunza-NEAYEN）と、ツンザ太平洋青年環境ネット

ワーク（Tunza-PYEN）である。これら2件のネットワークの発足によって、国連環境計画がアジア太平洋地域で設立した青年ネットワークは合計3件となった。第一番目のツンザ南アジア青年環境ネットワーク（Tunza-SAYEN）は、2002年に設立されている。現在、この他の準地域、すなわち中央アジアと東南アジアにも青年ネットワークを作る計画が進められている。

ツンザ北東アジア青年環境ネットワークは、北東アジアの若者や若者の組織を動員して、環境保護と持続可能な開発に向けた活動を推進しようとしている。中国、日本、モンゴル、韓国からの15歳から24歳までの若者50名が、8月に韓国のソウルで行われた発足会議に集まり、それぞれの国のミレニアム開発目標の達成のために若者たちがどのように貢献できるかというテーマで討論を行った。ツンザ太平洋青年環境ネットワークは、太平洋地域の若者たちが環境保護のリーダーとなる手助けをすることを目標としており、オーストラリア・シドニーのニュー・サウス・ウェールズ大学で10月に発足した。

南アジア各国からの11名の若者たちは、ツンザ南アジア青年環境ネットワークによる最初のインターン・プログラムに参加して、災害管理の訓練を受け、津波被害を受けた被災地で実地調査を行った。ツンザ南アジア青年環境ネットワークはこの他にも、南アジアにおける持続可能な開発のための青年戦略や、地域・近隣の緑化に関する青年のための手引きの開発を行う計画である。ツンザ太平洋青年環境ネットワークは、太平洋地域のための環境白書の青年版を制作することになっている。

詳細：www.rrcap.unep.org/projects/youth/index.cfm

中央アジア地域

中央アジア地域環境センター

所長

ブラト・K・エセキン



1. バルハシ湖・アラコル湖流域における生態系管理の導入

2002年に、政府の要請により中央アジア地域環境センター（CAREC）は「イリ川・バルハシ湖流域の持続可能な開発構想（IBB SD）」を策定した。IBB SD構想の目的は、同地域の社会経済状況と環境状況を安定させること、及び2010年までに構想を実現することにある。7月、CARECはCIS技術支援計画（TACIS）の支援を得て「イリ川・バルハシ湖流域統合管理計画の開発」という試験的プロジェクトを開始した。同プロジェクトは、生態系管理の実験モデルの開発を計画しており、できれば他の流域でもこのプロジェクト経験の再現を試みたいとしている。開発するモデルは主要関係者にとって長期的利益となる環境管理に基づいており、またイリ川・バルハシ湖流域のカザフスタン部分において、持続可能な開発の条件を確実に有利にするものである。

同流域はカザフスタンの南東、中国の北西に位置しているが、水文学及び生物多様性の見地からいえばユニークな水域であり、また地球上でも最大の湖水生態系を有している。この流域を適正に管理することは、単に現在の生物多様性とこの湖特有の構造を守り、同地域の侵食と砂漠化を防止するだけにとどまらず、同流域の持続可能な開発の基盤を提供することになる。

出所：www.carec.kz

2. カザフスタンにて第2回オース条約締約国会議開催

5月25日から27日にかけて、カザフスタンのアルマティで第2回オース条約締約国会議が開かれた。CARECは、条約事務局の公式パートナー及びカザフスタン共和国の受け入れ団体として同会議を準備した。

会議の準備として、中央アジアのNGO諸団体は、中央アジア各国でのオース条約実施における見解と経験を発表し、「持続可能な開発に関する中央アジアイニシアチブ」の目的について討議したほか、現状のプロセスに対して積極的なNGO関与を進める段階的方策の提案を行なった。会議参加国は、「環境に関する情報へのアクセス、意思決定における市民参画及び司法へのアクセスの分野での先導的施策の実施に関する一般市民と中央アジアNGO諸団体代表者の会議決議」を作成した。第2回締約国会議の目的は、条約の有効な実施を通じて環境民主主義の原則を強化することにある。アルマティ会議参加国の役割は、条約実施促進のための方法の有効性を評価し、計画を確認することであった。3日間の討議の結果、会議参加国は条約の修正等多数の決定を行なった。この修正により、GMO（遺伝子組換え生物）関連の意思決定に地域住民が参画する権利の拡大、及び他の国際的に環境問題を討論する場でオース条約原則実施を支援する指針を採択することが可能となった。

出所：www.carec.kz



カザフスタンで開かれた第2回オース条約締約国会議
Copyright©Central Asia Regional Environmental Centre

3. 中央アジアとコーカサス諸国における水質基準に関するワークショップ

今日、各国政府はある課題に直面している。それは、環境の質的狀態管理システムを、健康と環境の両方を守るシステムに作り変えるということである。中央アジア及びコーカサス諸国は、隣接国間にまたがる共通の生態系を有していることから、現時点で共通の対処方法と規範となる要件を持つことが重要である。

CARECはUNECE、GWP、UNDP、EC及びEAP専門調査団の支援を得て、「中央アジアとコーカサス諸国における水質開発に係る規制の問題点と展望」についての地域ワークショップを開催した（カザフスタン、2005年4月）。このワークショップの目的は、水質基準及び開発の展望に関する経験を共有することであった。ロシアとコーカサスの地域環境センター（RECs）の支援を受け、水管理・環境の所轄省庁と中央アジア、コーカサス諸国、ロシアの専門家の参加を得て中央アジアとコーカサス諸国の現行水質管理システムの問題点を検討していくのである。これにより、水質及び水域生態系の規制システム改善で協力可能な分野を確認することができたのである。参加者は、CARECが、各国間及び水・環境に関係する諸部門と水質規制システムの改善で引き続き協力していくよう、決議と作業部会の勧告を採択した。カザフスタン政府は、既に行動計画と2005-2006年度予算にこれらの活動を盛り込んでいる。

出所：www.carec.kz

4. ESPOO条約に関する中央アジア地域プロジェクトの実施

「越境環境影響評価（EIA）に関する国連欧州経済委員会条約」（ESPOO条約、EIA条約）はプログラムやプロジェクト立案時に、地域住民等への悪影響を防止する有効な仕組みである。中央アジアの各代表者が、スイスの財政支援を得て、EIA条約の枠組内での中央アジア隣接国間にまたがる評価手続きを作成した。これは、「環境戦略条約」に従った手続きについての詳細な要項である。このガイドライン作成のため、国内外の専門家の参加を得て、研修会や公聴会が地域・国レベルで開催された。現在、ガイドライン草案が作成され、専門家の評価を受けるため中央アジア各代表者に提出済みである。このガイドラインの目的は、環境規範・法的メカニズムをEIA条約の規定と調和させることにある。

出所：www.carec.kz

5. 中央アジアの山岳生態系評価

2001年6月、「ミレニアム生態系評価（MA）」という国際計画が開始された。これは千年紀の変わり目に際し、「ヒト—生物圏」システムの状態評価に特別な注意を払ったものである。中央アジア地域の生命活動を守る山岳の重要な役割とMA検討のための特別部門設置の必要性に鑑み、CARECはMA事務局の支援と国際水産資源管理センターの協力を得て、「中央アジア山岳生態系評価（ACAME）」計画を作成した。この計画による活動の目的は、下記のような多数の国際条約や国際プログラムに基づく履行義務を、中央アジア諸国が果たせるよう支援することにある。すなわち、生物多様性条約（CBD）、砂漠化防止条約（CCD）、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）、越境環境影響評価条約（CEIA TC）、国境を越えた水域及び国際湖沼の保護及び利用に関する条約（水条約）等である。

出所：www.carec.kz

オーストラリア

オーストラリア政府環境省
情報担当長
ピーター・ウッズ



1. オーストラリアがアジア太平洋地域の気候変動に関する協力体制を構築

7月に、オーストラリアは「クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ (APP)」の原加盟国となった。

原加盟国には、中国、インド、日本、韓国、米国、オーストラリアが含まれている。APPは、クリーンな技術の開発及び採用に関する効果的かつ効率的な地球規模での合意に向けた新たな道筋の創設を目指すものであり、2006年1月にオーストラリアで、幹部級官僚による初めての会議を開催する予定である。

オーストラリア政府は、国内外での活動を通して、気候変動に対処して温室効果ガスの排出を削減するために18億豪ドルを支出することを決定している。

オーストラリアは、気候変動の脅威に対処するための地球規模での効果的な方策形成を主要目的とする、国連気候変動枠組条約の積極的な締結国のひとつである。

オーストラリアはまた、気候変動に関するオーストラリア・中国協力イニシアチブの下で、中国との共同作業を進めている。現在、気候科学、気候変動の影響、技術協力、そして再生可能エネルギーや炭鉱メタンなどの分野で、10件のプロジェクトを推進中である。

オーストラリアの気候変動対策においては、企業との協力がその中心となっており、グリーンハウス・チャレンジ・プラス・プログラムは大きな成功を収めながら、10年目に突入した。本プログラムには、農村部、都市部を問わず、実質的に全産業部門から700社を超える企業が参加して、

温室効果ガスを削減するための取組を活発に行っている。

詳細：<http://www.greenhouse.gov.au/index.html>

2. 水改革

オーストラリアは、世界で最も乾燥している大陸である。降雨は非常に貴重であり、旱魃も頻繁に発生する。それゆえ、水資源の管理方法を改善することは、同国が取り組まなくてはならない最も重要な環境保全課題である。

国家水利用イニシアチブは、同国の水改革の青写真であり、現在進められている国の水改革の目標、成果、及び取組を規定したものである。

この国家水利用イニシアチブの達成を支援するために、政府はオーストラリア政府水基金を創設した。総額20億豪ドルのこの基金は、水関連の社会基盤、水管理の改善、オーストラリアの乏しい水資源管理の優良事例などに投資される。基金は、オーストラリアの水利用効率や環境の向上に向けた実践的な水対策プロジェクトの支援にも充てられる。

オーストラリア政府水基金には、以下の3つのプログラムがある。

- *16億豪ドルを投じた賢い水利用プログラムは、水利用に関する賢い技術や実践方法の開発・理解を促進する目的で設立された。
- *2億豪ドルを投じた国家水基準向上プログラムは、オーストラリアにおける適切な水管理に必要な手法の開発を支援することを目的としている。
- *2億豪ドルを投じた地域水助成プログラム

は、地域社会による参加と、自覚、そして保全を通じた賢い水利用の文化を育てている。

詳細：www.nwc.gov.au/water_fund/index.cfm

3. 環境研究に対する助成の新たな潮流

連邦環境研究ファシリティプログラムの発足により、オーストラリアの差し迫った環境問題に関する研究のため、1億豪ドルが助成された。

このプログラムは、主要な環境問題に関する理解と行動を促進するために策定されたものである。資金の中の4,000万豪ドルは、グレート・バリア・リーフ、熱帯雨林、及びトレス海峡が直面している環境問題に対して使用され、残りの6,000万豪ドルは、次に示す4項目の優先分野に集中して使用されることになっている。

- * オーストラリアの環境財の現状：リモートセンシング、迅速評価及び情報収集などの手法を用いて、オーストラリアの環境財の状態をよりの確に分類すること。
- * オーストラリアの環境に対する脅威とリスク：水資源の有無、水質、土地利用パターンの変化、火災、気候変動などがもたらす環境関連のリスクを評価し管理すること。
- * オーストラリア沿岸環境への圧力：開発による急激な都市拡大が引き起こす、都市開発及び土地利用による沿岸環境への圧力に焦点を当てた研究。
- * オーストラリアの環境の社会的、経済的側面：環境管理に係わる社会的、経済的要素の測定と理解。

詳細：www.deh.gov.au/cerf

4. タスマニアコミュニティ森林協定

5月に、オーストラリアのジョン・ハワード首相とタスマニア州政府のポール・レノン首相がタスマニアコミュニティ森林協定に調印した。

本協定に基づいて、オーストラリア政府とタスマニア州政府は2億5,000万豪ドルを超える金額を、森林保護のための包括的政策や、タスマニアの森林産業を強化して雇用機会を創出するために投じる。本協定には、保護地の原生林保護の大幅な強化、私有地の森林保護奨励計画、天然林の伐



タスマニア スティックス溪谷

Copyright ©Mark Mohell, Australian Heritage Photo Library

採期限の設定、絶滅危惧II類及び絶滅危惧IB類に該当する全ての希少植物群の保護の強化などが盛り込まれている。

これらの保護対策により、1997年に結ばれたタスマニア地域森林協定によって定められた、世界レベルでの保護制度がさらに拡充されたことになる。

タスマニアコミュニティ森林協定が成立すると、約290万ヘクタール、すなわちタスマニア州の全面積の42%が保護地となり、州の天然林の45%が含まれる。

詳細：<http://www.daff.gov.au/content/output.cfm?>

ObjectID=498CD7FB-3F4B-491F-86F3B9A
CDBF56974

5. オーストラリア国内の学校向けに「国家環境教育声明」を発表

「国連持続可能な開発のための教育」の10年計画の初年度にあたり、オーストラリア政府は、「オーストラリアの学校のための国家環境教育声明：持続可能な未来のための教育」を発表した。この声明は、環境省と教育省が共同で作成したものである。これは、オーストラリア国内の全ての学校に配布された。これは、教育カリキュラム作成者、教師、学校、地域社会の人々などが、環境やその中で生活をするための重要性について生徒たちに教える場合の、最適なアプローチを示す手引きとなるものである。

詳細：<http://www.deh.gov.au/education/publications/sustainable-future.html>

バングラデシュ

≡ バングラデシュ高等研究センター (BCAS)
 ≡ フェロー
 ≡ カンダカ・メヌディン



1. ダッカ宣言：2007年を「南アジア緑化の年」に

第13回南アジア地域協力連合 (SAARC) 首脳会議が、11月13日と14日にわたってダッカ市で開催され、2007年を「南アジア緑化年」と位置づけるダッカ宣言を採択し、域内全体で緑化キャンペーンが展開されることになった。この宣言では、持続可能な開発に向けた水質保護など、環境の分野における域内協力の必要性が強調された。各国の首脳は、SAARC加盟国間の環境面での協力強化を図るため、域内環境条約の締結に向けた努力をすることを決定した。さらに、同首脳会議は、既存のSAARC関連機関であるSAARC気象研究センターならびにSAARC沿岸地帯管理センターに対し、委託された任務の遂行のためにその権限をさらに拡大するという、SAARC環境閣僚会議特別部会の決定を承認した。また、ブータンにSAARC森林センターを設置して、情報や専門知識の交換、研修、域内プロジェクトの作成など、森林分野における調整的な役割を果たす必要性も強調された。防災や緊急支援、復旧に対し迅速に対応できるよう、地域対応メカニズムを緊急に常設する必要性も言及された。各国の関係当局には今後、早期警告、情報交換、研修、緊急援助における経験や効果的戦略の実施等災害管理の分野で、調整を図ることが求められた。

出所：「The Daily Star」(2005年11月14日)

2. 鯉の純血種を守るための保護区を設置

バングラデシュ政府は、鯉の純血種を守るため

の保護区の設置を計画している。この件は、チッタゴン地方のハルダ川で水産資源調査を実施するため、国際水産資源管理センター (WFC) とバングラデシュ海老・魚類財団 (BSFF) の間で協定を結んだ際に、ダッカ市の記者会見でアブドラ・アル・ノーマン漁業・畜産大臣が明らかにしたものである。本調査の目的は、ハルダ川の漁獲資源の純血種に影響を与えている要因と、魚や卵の数が減少している原因を解明することにある。また、同調査は、魚種の減少を食い止めるための短期的な救済措置を提案し、さらには可能な限り純血種を守るために、長期的かつ持続可能な漁業の再開をめざした提言作りにも協力していく。

近年、鯉の卵の数は減少しており、この状況が続けば、鯉の不足が懸念される。バングラデシュで消費される魚の43%を占めているだけに、事態は深刻である。ハルダ川は国産種の鯉ならびに淡水海老にとって、主要な避難所となっている。漁業・畜産大臣によれば、チャンドラゴナ製紙工場からの化学物質の投棄、モーター付き車両の多用、沈泥の堆積、魚の乱獲などが、ハルダ川の魚種の減少につながっているという。

ハルダ川に加え、政府はさらにスンドルバンスとチャラン・ビール (湿地帯) の2カ所にも、保護区の設置を計画中である。

出所：「The Daily Star」(2005年10月7日)

3. ダッカ市の環境改善のための長期計画

ダッカ市あげての環境改善をめざして、「ダッカ市環境プログラム (DEP)」という20ヵ年計画が作成された。同計画は戦略性と先見性を備え

たものであり、周囲の川の水質に焦点を当てている。政府高官や国内外の専門家から構成される技術委員会によって作られたこのプログラムには、世界でも有数の混雑都市ダッカの緑化を実現する「グリーン・ダッカ」のための戦略やアプローチも含まれている。 Bangladesh 環境部 (DOE) ならびにカナダ国際開発庁 (CIDA) の支援を受けた同プログラムの準備は、全国水管理計画によってとり行われ、公的機関及び公共施設のすべての開発・維持管理活動を対象に実施されることになった。同プログラムの対象となる長期・短期の技術的行動計画は45に及び、今後20年間に80億米ドルが費やされる予定である。このプログラムの主な特徴は、プログラムの実施にあたって運営委員会が設置され、会長は首相付首席秘書官が、副会長は環境・森林大臣付秘書官が務めるという点にある。また、どの関係機関も、この運営委員会を通じて、各プロジェクトの実施や実績に対して責任を負うことになる。さらに同計画は、一般市民の声が環境開発プログラムに反映されるように、市民社会を代表して、著名人や研究者、ジャーナリスト、その他の専門家からなる諮問委員会を設けることを提案している。

出所：「The Independent」(2005年2月6日)

4. 地域レベルにおける気候変動への適応に関する国際ワークショップ

3日間にわたる「地域レベルにおける気候変動

への適応に関する国際ワークショップ」は、世界中の気候変動の影響を受けやすい地域を守るために、開発計画において気候変動を考慮するよう強調した。1月16日から18日にかけてダッカ市で開催された同ワークショップは、 Bangladesh 高等研究センター (BCAS) ならびに英国の国際環境開発研究所 (IIED)、国際自然保護連合 (IUCN)、地域・国際ネットワークグループ (RING) の共催であった。およそ100名にのぼる科学者、適応専門家、研究者、プランナー、環境活動家が Bangladesh 国内外から参加した。

本ワークショップの開会セッションでは、モードウド・アハメド法務・司法・国会担当大臣が、閉会セッションではタリクル・イスラム環境・森林大臣が挨拶をした。ワークショップでは、IIEDの気候変動部長であるサリーマル・ハク博士をはじめ、BCASのアティック・ラーマン専務理事、国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) のユーセフ・ナセフ氏が発表を行った。また環境大臣も、気候変動による影響を受けやすい地域はどのように対処すればよいのか、科学者はその対処法を見出すべきであると語った。さらに、気候変動の影響が少しでも小さくなるよう総力を挙げることを強調するとともに、気候変動の最大の被害者である貧しい開発途上国に対する先進工業国の責任についても言及した。

出所：「The New Nation」(2005年1月17日) / 「New Age」(2005年1月19日)



モードウド・アハメド法務・司法・国会担当大臣 (左から3番目) も演壇に座った開会セッションで、 Bangladesh 高等研究センター (BCAS) のアティック・ラーマン専務理事が挨拶。

Copyright ©BCAS

ブータン

国立ブータン研究所
研究員
ドルジ・ベンジョール



1. ブータン国王と国民が「地球大賞」を受賞

ブータンのジグメ・シンゲ・ワンチュク国王と国民に対して、国連環境計画（UNEP）から初の「地球大賞」が授与されることになり、4月19日にニューヨークで贈呈式が行われた。審査団によれば、同賞は、環境を開発計画の中心にすえて、環境の保護とその持続可能な利用を重視してきたブータンの取組を評価するものである。さらに審査団は、国土の72%以上が森林に覆われ、そのうち26%が保護地区に指定されているブータンの「環境におけるすぐれた実績」を称賛した。

地球大賞は、地球環境及び天然資源の保護と、それらの持続可能な管理のために重要な活躍をし、その功績が認められた個人・団体を表彰するために、2004年に国連環境計画によって創設された賞である。受賞者の功績を報じると同時に、彼らが世界中の模範となることをねらいとしている。その主な目的は、世界的あるいは各地域において、環境の分野で極めて大きな偉業を達成した個人・団体をたたえることであり、また受賞者の一層の努力を促し、域内及び地球規模での環境



ブータンのダワ・ベンジョー国連大使と他の地球大賞受賞者
Copyright ©Kuensel

に対する意識の向上へ向けたさらなる貢献を奨励することにある。

出所：「Kuensel」（2005年4月23日、第20巻、25号）

2. ブータンは多種の鳥類が棲む「鳥類の孤島」

「ブータンの自然のままですぐつかずの環境は、650種類以上の鳥類の生息地として、バードウォッチャーにとってアジアの特別な場所になっている」と、ブータンでバードウォッチングを堪能する2週間を過ごしたオランダのピーター・デクニフ教授は語った。ブータンの珍しい鳥を見ようと、ブナカ、トンサ、シエムガン、そしてブムタンを旅したデクニフ教授は、41年以上のバードウォッチング歴の持ち主であり、ブータンでのバードウォッチングを、めったにできない、すばらしい体験であると評した。またブータンを、多種の鳥が棲む森林地帯に覆われた「鳥類の孤島」とも表現した。わずか2週間の間に、226種類もの鳥を見つけることができるのは、すばらしいことだとして、「一流の鳥類観察者なら、3週間もあれば約320種の鳥を見つけることもできるだろう」と語った。デクニフ教授によれば、「道端でのバードウォッチング」ではあったものの、美しいゴジュウカラやキムネムシクイ、シロハラサギ、ニジキジ、ナナミゾサイチョウなど、絶滅の危機に瀕している珍しい鳥達を見ることができて、幸運だったという。世界中で生存が記録されている9,000種に及ぶ鳥類のうち、ブータンには650種の鳥が生息しており、これはブータンのように小さな国にしてはかなりの数だと、デク



ニフ教授は語っている。

出所：「Kuensel」（2005年5月12日、第20巻、30号）

3. ブータンのプラスチック使用禁止令強化される

国中で見受けられるプラスチック製品の大量使用や廃棄が環境に及ぼす影響に対して懸念が高まり、ブータン政府は、ビニール袋等のプラスチック製品を禁止した「1999年禁止令」の強化を呼びかけた。貿易当局は、効果の上がない同禁止令の改正も可能としている。プラスチックの代替品の不足、関係者による協力の欠如、個人的な習慣、そして国内へ容易に入ってくる禁止物等が、禁止令が機能しなかった理由として挙げられている。貿易産業省によれば、紙袋がビニール袋の代替品として提案されてはいるものの、耐久性やコストの面で、消費者にとって魅力に欠けるといふ。貿易当局は、ブータンの製紙工場が手ごろな価格で使い勝手の良い紙袋を製造するよう奨励されるだろうと、クエンセル紙に語った。

この法律の抜け穴を突き止めた後に、貿易産業省と国家環境委員会は、第2回の公示と禁止法の強化を、世界環境デーでもある6月5日に予定。この禁止法に従わない貿易業者には、初犯でも「厳しい罰則」が課せられ、再犯の場合は免許取り消しとなる。違反者に情状酌量はなく、免許は即座に無効となる。

出所：「Kuensel」（2005年5月18日、第20巻、32号）

4. ブータンの環境に対する圧力の増大

国会に提出された国家環境委員会の環境報告書

によれば、人口と開発活動の増加により、ブータンのきれいで手つかずの環境に対する圧力が増大しているという。このような中、2002年に採択された環境影響評価法は制度化が順調に進んでおり、国家環境委員会は関係者と協力しながら、ブータンの天然資源基盤を維持するために、詳しい情報に基づいた政策決定をめざしている。この報告書によれば、環境許可が下りたケースが約142、現在審議中のプロジェクトが180、昨年承認待ちのケースが32あるという。また国家環境委員会によると、林業、工業、道路、水力発電、鉱業、送電線に関する6つの環境アセスメントのガイドラインが更新され、都市と観光部門についてのガイドラインも新規追加された。さらに国家環境委員会は、地方環境委員会の設置を通じて、その機能の分散化を図っており、これにより環境許可制度の効率化と、各地方での開発活動の監視が可能になるはずである。

ブータンは、国土の72%が森林に覆われているとはいえ、そのうち60%を永久に残すという政府の方針を維持するのは大きな課題だといえる。

出所：「Kuensel」（2005年6月22日、第20巻、42号）

5. E-waste（電気電子機器廃棄物）：環境への脅威

世界人口の60%を占めるアジア・太平洋地域の、都市部におけるE-wasteの排出量は、人口増加や大量消費、ライフスタイルの変化に伴って、年々増加の一途をたどっている。不要な電子製品の廃棄、いわゆるE-wasteが、アジア・太平洋地域の環境問題として浮上しつつあることが、ティンブーで開催されたアジア・太平洋地域のためのサブリージョナル環境政策対話の会合で明らかになった。サブリージョナル環境政策対話は、2003年に国家環境委員会と国連環境計画の提携で組織され、今回は3回目の会合であった。

「都市部への過度な人口集中と、そこから発生するE-wasteは、深刻な問題になりつつある」と、国連環境計画のクラウス・テプファー事務局長は語り、E-wasteの問題を解決するには域内協力が必要であると付け加えた。環境省の次官は、E-wasteはブータンのように小さな国では将来的には「手が付けられない問題」になり得ると発言し

た。E-wasteの問題に対する意識、資源の動員、地域的なイニシアチブの一部としてのE-wasteに関する域内ネットワーク構築等が、問題解決のために提案された。

出所：「Kuensel」（2005年10月1日、第20巻、71号）

6. ブータンの森林被覆は72.5%ではなく、64.35%。

ティンブーで開催された森林に関する年次会議によると、ブータンの森林地帯は国土の72.5%ではなく、64.35%に過ぎないという。72.5%とは、1983年当時の数字である。毎年約10万本の木が伐採され、およそ1,000エーカーの森林地帯が開発活動や採掘、森林火災のために失われた結果、実際に木に覆われた森林地帯は減少し

ている。森林局の説明によると、衛星写真によって測られた72.5%の森林地帯という数字の中には、河川流域や低木林、無人地域なども含まれており、森林被覆の実態を示すものではなかった。また、首相と農業大臣を兼任しているリヨンポー・サンゲイ・ニドゥップ氏によると、ブータンの森林のうち約2,737エーカーが開発活動によって、約975エーカーが採掘や採砂、採石によって既に失われており、毎年約19エーカーの森林が火災によって失われているとのことである。毎年およそ210万立方フィートの木材、つまり約10万本の木が利用され、森林の1.1%が荒廃林地となっている。ニドゥップ氏は、このままでは国土の60%を森林地帯として残すという国会で決定された森林政策を守り続けるのは困難であろうと語った。

出所：「Kuensel」（2005年10月8日、第20巻、73号）

カンボジア

カンボジア王国政府環境省
長官
キュー・ムット



1. 「2004年度環境に関する報告書」

「2004年度環境に関する報告書」が環境省(MOE)により滞りなく作成され、王国政府の全面的な支持を得た。報告書は4月18日から正式に使用されている。

報告書の目的は、カンボジア王国の環境の現状を周知して、国家の基本方針や望ましいガバナンス(グッドガバナンス)を成功のカギとする政府戦略と整合性を有する持続可能な開発、天然資源

管理及び自然保護という原則が広く受け入れられるようにすることにある。

報告書は、人間の居住地、陸地、水、生物多様性、農業、林業、漁業の7分野を網羅している。各分野において、何が起きているのか、原因は何か、対応策はあるのか、その効果はどうかという4つの観点を考慮しつつ、天然資源利用の現状と開発、及び環境に対する影響を示す多くの指標が選定されている。



カンボジアの環境の現状

Copyright ©カンボジア王国政府環境省

2. オゾン層破壊物質の管理に関する準法令

9つの章と30の条項から成る「オゾン層破壊物質（ODS）の管理に関する準法令」が、3月17日の閣僚会議で採択された。

本準法令は、ウィーン条約及びモントリオール議定書調印国の義務として、環境省が作成したものである。その目的は、オゾン層破壊物質の使用を停止すること、及び条約と議定書に定めるすべての事業活動と消費活動を管理することにある。さらに、この準法令は、オゾン層破壊物質の存在が単独かまたは混合物の一部か、使用前か後か、再生利用か精製かの如何を問わず、カンボジア国内におけるそれらの輸入、輸出、輸送、取扱い、生産及び使用に適用される。

3. 保護区域の制定と管理に関する法案

1993年に、カンボジア王国は総陸地面積の18%に及び23カ所の保護区を制定した。その内訳は、7カ所の国立公園、10カ所の野生生物保護区、3カ所の景観保護区及び3カ所の多用途区域である。そして8月26日、11の章と66の条項から成る「保護区域の制定と管理に関する法案」が閣議で了承となり、今後国会に提出され、最終

承認を得ることになっている。

保護区域に関する法案は環境省が作成したもので、その目的は、生物多様性の保全、保護区域における天然資源の持続可能な利用の保障、経済開発と貧困削減への貢献であり、カンボジア王国政府の進める戦略と整合性をもつものである。

法案によると、カンボジアの保護区域は次の4つの地域に分けられる。すなわち、(i) 中心地域は絶滅に瀕した植物種と動物種の保護のための重要区域であり、壊れやすいもろい生態系を有しているもの、(ii) 保全地域は中心地域の近くにおいて、天然資源、生態系、川の流域及び審美性を保全することが有益であるもの、(iii) 持続可能な利用地域は国の社会経済開発にとって重要な管理区域、(iv) 居住地域は地元民と先住民の既存の社会・経済開発活動のための管理区域である。

4. バイオセーフティに関する法案

11の章と45の条項から成る「バイオセーフティに関する法案」は、9月9日の閣議で了承されたが、その後国会に提出され、最終承認を得ることになっている。

法案は、国連環境計画（UNEP）を通じて地球環境ファシリティ（GEF）の支援を得、環境省が作成したものであり、遺伝子組換え生物（LMO）



「国家能力自己評価」に関する上級職員への説明会

Copyright ©カンボジア王国政府環境省

に付随する危険に関して、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書で規定されている義務に従ったものである。

法案は、バイオセーフティに関する警告の原則を定めることを目的としている。すなわち、生物多様性と天然資源の保全への悪影響を阻止すること、生物多様性の保全及び持続可能な利用の効率を保障すること、そして人間の健康と環境への危険を考慮に入れることである。

5. 国家能力自己評価（NCSA）に関する上級職員への説明会

カンボジア環境省は、9月20日に、プノンペンのカンボジアナホテルにおいて、国家能力自己評価（NCSA）に関する上級職員への説明会を開

催した。国連開発計画と地球環境ファシリティによる「国家能力自己評価（NCSA）プロジェクト」に基づくもので、その目的は、国民の利益のために、天然資源と環境を持続的に管理して利用する国の能力を開発・強化することによって、生物多様性、気候変動及び土地荒廃に関連する3つの環境に関する国連条約が定める義務をカンボジアが果たせるように支援することである。説明会の主旨は、国家の開発と貧困削減のため、国家能力自己評価の重要性に対する認識を高めること、関係各省庁に対して、各責任の下、優先順位を定めて実行することを認識させること、及び国家能力自己評価文書に対する上級職員の積極的な支援を得ることにあった。関係省庁の上級職員と意思決定者、NGOや国際機関、国連開発計画、地球環境ファシリティ、及びフィリピンからの専門家1名を含む60名が参加した。

中国

清華大学環境科学工務部水政策研究センター
助教授
常 杪



1. 第11次5カ年計画策定方針：資源節約・環境調和型社会の建設

中国は現在、経済・社会開発の指針となる第11次5カ年計画の策定中である。同計画の環境保護についての方向性としては、下記の事項が挙げられる。

(1) 循環経済を精力的に構築する。循環経済の構築は、資源節約・環境調和型社会の建設と持続可能な開発を実現するための重要な方策である。

開発と節約の重視、節約優先、汚染物排出量削減、再使用及び資源化という原則に立って、精力的にエネルギー、水、土地及び材料の節約を推進し、資源の総合利用を強化し、再生可能資源の回収利用システムを改善し、全面的にクリーンプロダクションを推進し、投入量、消費量、排出量が低く効率が低い節約型成長パターンを構築することである。

(2) 環境保護業務を強化する。すなわち、予防を優先して包括的な対処を実施すること、汚染を根源から防止して生態系を保全すること、そして、汚染が進んでいるのに防止策は後手に回る、あるいは汚染しながら対策をとるといった状況を変えることである。各地域及び各部門は、環境保護を重要な任務であると認識して、厳格かつ効果的な措置を取り、汚染物の排出量を削減し、そして、社会の発展に影響を与える緊急課題、とりわけ国民の健康に深刻な危険をもたらす問題の解決に確実に取組まなければならない。

(3) 自然生態系の保護に確実に取り組む。優先され

るべきは「保護」であり、順序良く開発すべきである。不合理な資源開発に対する規制を強化し、水源地、陸地、森林、草原地帯及び海洋などの天然資源の生態保護を強化しなければならない。

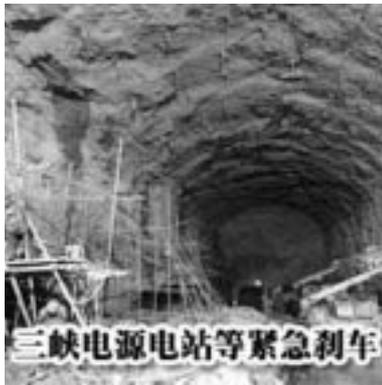
出所： www.xinhuanet.com

2. 環境影響評価騒動の年

2005年は中国では環境影響評価（EIA）騒動の年と呼ばれた。国家環境保護総局（SEPA）は、1月18日に、中国では前例のないことではあるが、三峡ダム地域周辺の13の省と市で、最大級の発電所30カ所の建設計画を中止すると発表した。また、5月には、円明園遺跡公園の池の漏水防止工事を中止し、環境影響評価の追加実施を命じて、全国的な論議を醸した。

国家環境保護総局は、環境に関する法令の強化、環境的配慮に基づく承認の厳格化、そして、低水準で無秩序な建設計画の禁止を指示した。中国においてEIA法が施行されて以来、国家環境保護総局が大規模プロジェクトを中止した初めての例である。環境影響評価騒動の背景には、次の5点があると考えられる。(i) 経済開発と環境保護に関する総合意思決定メカニズム改善のための戦略的な環境影響評価の促進、(ii) 循環型経済構築の促進、産業構造の調整と経済開発パターンの転換、(iii) 法律に基づく厳格な行政実施と違法者の処罰、(iv) 市民参加メカニズムの改善と市民の役割の十分な活用、(v) 環境影響評価組織の監督管理、職業資格制度の構築、責任追及の強化。

環境影響評価制度改革の推進、環境影響評価実



Copyright ©www.people.com.cn

施組織管理の強化のために、国家環境保護総局は、「建設プロジェクト環境影響評価実施組織の資格審査管理方法」という新たな通達を出した。この動きは、開発と環境保護のバランスを求める環境保護総局の決意と中国政府の努力を示しているが、それは広範な支持を得ており、また中国における環境保護事業の大きな前進となった。

出所：国家環境保護総局

3. 『中華人民共和国固体廃棄物環境汚染防止法』改正の施行

『中華人民共和国固体廃棄物環境汚染防止法』が、1995年10月に公布された。同法は、生産工程における汚染の管理責任については比較的十分な規定を有しているが、使用済み製品及び包装物の再生利用、処理の義務についてはほとんど言及していない。全国人民代表大会常任委員会は、2003年に同法の実施状況を点検し、2004年10月に同委員会第12回会議で初めてこの改正法の原案を審議した。改正の原則は、固体廃棄物の再生利用を促進し、汚染者の責任を包括的に確認することにある。2004年12月29日に、全人代常任委員会は同法改正案を承認した。施行日は2005年4月1日であった。

改正された同法では、拡大生産者責任（EPR）制度を確立し、「中央政府は製品及び包装の一部について強制的回収制度を実施し、国務院の行政部門がその詳細及び方法を定める」と規定している。同時に、企業分割、合併、所有権移転、廃業、解散及び倒産が発生した場合における固体廃棄物排出者の具体的な責任を明確にした。加えて改正法は、固体廃棄物汚染損害の証明制度を確立し、



Copyright ©Shenyang Evening News

併せて、工業固体廃棄物を排出する設備の使用期限、有害廃棄物の取扱許可及び農村部の固体廃棄物汚染防止等に関する内容の改訂を行った。

同法の改定により、持続可能な開発と循環経済の基本理念の徹底を図ると同時に、公害をもたらした者の法律責任を重視し、組織及び個人の再利用重視を奨励しながら、旧版の一部制度を改変、刷新している。この改正は、中国の環境関連法が、時代とともに進化していく証であり、また新しい時代の環境汚染管理に有力な法的手段を提供するものである。

出所：国家環境保護総局

4. 京都議定書への中国の対応及びCDMプロジェクトの今後の展開

2月16日に、国際的に関心を集める京都議定書が正式に発効した。中国政府は気候変動に対する以下7項目の対策を積極的に行っている。第一に、政府内に気候変動調整部門を設けた。第二に、気候変動に関する国際交渉に精力的に参加してきた。第三に、温室効果ガス排出削減のための一連の政策的措置を取ってきた。例えば、計画的・現実的で持続可能な開発戦略、それに不可欠である気候変動への対処、エネルギー効率を向上させるための努力、エネルギーインフラの改善、新しいエネルギー及び再生可能エネルギー利用の促進、農村部や僻地におけるバイオマス、太陽、風力及び地熱等新しい再生可能エネルギーの利用、大規模な植林などが挙げられる。第四が、議定書に定められる具体的な義務の履行である。第五が気候

変動に関する啓発活動及び教育の実施であり、第六が気候変動に関する科学研究の実施、第七が議定書具体化への十分な準備となっている。

議定書に定めるクリーン開発メカニズム(CDM)が提供する機会を十分に活用するために、中国政府は各関係部門で構成されるクリーン開発メカニズム審査理事会を設立し、さらに、2004年6月には、「中国クリーン開発メカニズム暫定管理方法」を公布して、プロジェクトの申告・許可手続きを定めた。現在、2件のクリーン開発メカニズムプロジェクトが正式に承認され、多数のプロジェクトが準備段階にある。同時に、「気候変動に対応する国内戦略」という文書が精力的に作成されているが、これは中国の多方面にわたる指針となり得るものである。

予想される中国のクリーン開発メカニズムプロジェクトは、下記のものを含む。

1. エネルギー効率の向上。現在、実現可能な排出削減計画の中で、最も可能性の高いものはエネルギーの末端利用及び石炭の燃焼効率を向上させることである。
2. 代替エネルギーの開発。中・長期的展望としては、代替エネルギーの大規模開発がさらに有望である。
3. 排出削減の潜在力とクリーン開発メカニズムプロジェクトとの結合。

さらに今後、中国がクリーン開発メカニズムの国際協力プロジェクトとして実施できる可能性のある分野には工業汚染防止と循環経済、都市生活ごみ処理、HFC-23回収及び生態保全事業がある。

開発途上大国として、中国は、クリーン開発メカニズムにより経済、環境及び社会にとって明らかな利益を得ることができるため、これに積極的に参加して実行することに妥当性を認めている。従って、対策を早急に作成・決定する必要がある。

出所：www.people.com.cn

www.xinhuanet.com

www.cdm.ccchina.gov.cn

5. 中国がバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の締約国に

9月6日に、中国はバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の締約国になった。

2000年1月29日にカナダで開かれた生物多

様性条約（以下、同条約）の締約国会議において、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書（以下、同議定書）が採択された。同議定書は、同条約に基づく法的拘束力を有する国際文書であって、遺伝子組換え生物（GMO）の安全性問題解決のために作成されたものである。中国は、2000年8月8日に同議定書に署名して、2005年4月27日に国务院の承認を得た。

同議定書は前文、40カ条の本文及び3種類の付属文書から成っており、その主な内容は次の通りである。すなわち、目標、適用範囲、インフォームドコンセントに関する手続き、リスク評価及びその管理、表示、政府所管部門及び窓口、生物安全性に関する情報交換メカニズム、能力開発、賠償責任及び救済、市民参加、財政メカニズム、その他である。同議定書の基本となっているのは、予防を原則にすること、そして遺伝子組換え生物及びその製品の安全性の確保、生物多様性や人間の健康に対する潜在的被害の低減、十分な科学的論拠を欠いた状態の中での厳格な遺伝子組換え生物管理対策の実施という目標である。

現在、中国は遺伝子組換え生物の主要な輸入国と生産国である。締約国となったことで、中国の義務履行責任は一層重いものになるであろう。

出所：国家環境保護総局

6. 石油化学工場の爆発により中国の松花江が汚染

中国の国家環境保護総局の発表によれば、上流で操業する石油化学工場の爆発により、中国東北部を流れる松花江が大規模に汚染された。爆発は、中国石油天然ガス集団系の吉林化学会社の化学プラントで11月13日の午後1時45分頃に起こった。爆発により、ベンゼン及びニトロベンゼンが松花江へ流入。中国東北部黒龍江省の省都ハルビンでは、市民380万人への水道の供給が4日間停止されるという、この大都市がいまだかつて経験したことのない事態に陥った。

この出来事は、多くの人々に中国における水資源環境問題について考えさせる契機となった。主に問題となったのは、次の6点である。

- (1) 現在、中国の多くの都市においては、地表水が唯一運搬できる水源である。ところが、突発的な出来事や日常的な汚染により、この地表水

- (運搬できる水源)の汚染が非常に進み、水源地が脅かされている。
- (2) 給水水質安全管理システムが確立されていない。水源から、水処理、消費者への配水まで全ての過程をカバーするものでなくてはならない。
 - (3) 突発事故に対応できる都市上水システム応急体制と応急措置が欠如している。
 - (4) 流域管理体制の構築に依然として遅れが見られる。異なった利害関係を持つ諸団体を代表する機関が存在しない。なお、当該機関は、水量、水質、資金提供など、流域治水問題にかかわる全般的管理に責任を持つべきである。
 - (5) 企業汚染排出防止対策は、まだ徹底的ではない。
 - (6) 今回の毒物流出による汚染は、同じく松花江に接する隣国ロシアにも大きな不安をもたらした。従って、この事故は、水資源問題に対する国際的な取組の必要性を示唆するものである。

この松花江汚染事件により、健全な環境の価値に関する一般大衆の自覚が高まったことは明らかである。この事件は、都市の公共管理、河川の水質管理、都市における給水管理、都市市民の安全管理、リスク・マネジメントなど多方面にわたる政策の再考を促した重要な出来事であった。

インド

開発のための総合的研究及び行動 (IRADe)

所長

ジョティ・パリキ



1. 津波の環境コスト

2004年12月26日に発生した津波により、アジア全体で25万人を超える人々が命を失った。インド政府によると、被害総額はおよそ25億6千万ドルにのぼるといふ。中でも、漁業、家屋、社会基盤が深刻な被害を受けた。最も大きな影響を受けた地域は、インド南部の東岸、アングマン諸島、ニコバル諸島であった。これらの地域では、沿岸開発によってマングローブが伐採され、本来ならば海水に対する天然の防波堤となるべきはずのサンゴ礁も破壊されていたことが、津波の被害を増大させた。また、エビの養殖による浸食作用や、工業・観光目的の無責任な沿岸開発も甚大な被害のさらなる原因となった。海水の浸入と、トイレや下水浄化槽その他の下水システムの損傷により、多くの地域で地下水、掘り抜き井戸、帯水層などが、塩水と細菌による汚染を受けた。地下水供給設備の復旧、瓦礫、建設資材、有害廃棄物処理などの廃棄物管理、そして農業・漁業従事者の生計の建て直しは、依然大きな課題となっている。

インドの環境団体は、津波を通じて、このような災害を防ぐための沿岸利用規制や沿岸利用計画の重要性を再認識した。インド政府は、津波の早期警戒システムを構築中である。総額12億5千万ルピー（2,820万ドル）のこの24時間体制の監視システムは、2007年9月の運用開始を目標にしている。このシステムの特徴は、日本やチリのもと同様に、津波情報を5分以内に伝える即時性である。南アジア地域協力連合（SAARC）は、これまで南アジアを襲った津波や地震、洪水などの災害に対しより適切に対処できるように、

インドに災害管理センターを設置することに合意した。

出所：<http://www.unep.org/Documents.Multilingual/Default.asp?DocumentID=424&ArticleID=4733&l=en>

<http://www.infochangeindia.org/features241.jsp>

<http://www.planetark.com/dailynewsstory.cfm?newsid=29080&newsdate=19-Jan-2005>

<http://www.globalsecurity.org/military/library/news/2005/01/mil-050105-usia08.htm>

<http://news.indiainfo.com/2005/01/12/1201tsunamiwarning.html>

<http://www.planetark.com/dailynewsstory.cfm?newsid=33428&newsdate=11-Nov-2005>

2. パンジャブ州における癌の発生率と殺虫剤使用の因果関係

本件はパンジャブ州のアマリンド・シン首相主導の下、パンジャブ公害対策委員会の支援を受け、チャンディガールにある医学教育・研究大学院により調査が実施された。調査結果の報告によると、バティンダ地域タルワンディ・サボ区の村民から採取した血液サンプルから、異常に高い数値の殺虫剤成分が検出された。そして、それらの村では癌患者の数もまた異常に多かったとのことである。

出所：<http://www.indiatogether.org/direct/2005/cdr-000078.html>

3. 減少が続くインドのトラの個体数

さまざまな原因により、インド各地の保護地区でトラの個体数が急激に減少している。インドでは、トラ保護作戦「プロジェクト・タイガー」の下、およそ27カ所のトラ保護地区が設けられている。これらの地区の面積は合わせて37,761平方キロメートルに及び、これはインド全土の1.15%にあたる。保護地区のトラの個体数は1992年時点でおおよそ1,500頭、インド全体では約4,000頭のトラが生息していると推定された。100年前には、全土に約40,000頭ものトラが生息していたのである。政府は現在の生息数を約3,700頭としているが、激しい密猟の結果、わずか2,000頭位にまで減っているだろうと言う専門家もいる。

ランタンポール保護区では、2005年中に18頭の減少があったと報告されている。ウッタル・プラデーシュ州のドウドワ、チャッティースガル州のイントラバチ、ウッタランチャル州のコーベット、その他の多くの保護区でも、トラの足跡を見る機会が少なくなった。密猟、生息地の縮小、度重なる旱魃、獲物となる動物の減少、管理の不備による近親交配などが「プロジェクト・タイガー」の成果を帳消しにしつつある。方策を練るために、首相は対策チームを立ち上げた。

しかし、嬉しいニュースもある。サリスカやカルヤに出没していた悪名高い「野生動物商人」が、ラージャスターン州で逮捕された。また環境森林省は、複数の専門分野の協力によって野生動物関連の犯罪に対処する部署を創設するため、内閣通達の作成を進めている。

出所：http://www.indianexpress.com/full_story.php?content_id=78694
<http://www.planetark.com/>

4. 気候変動と戦う姿勢を強めるインド

グレンイーグルズで開催されたG8サミットにおいて、インドのマンモハン・シン首相は先進国数カ国と共に、気候変動による地球規模の脅威に立ち向かうため、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）や京都議定書の取り決めにおける各国の責務を改めて表明した。

首相は、UNFCCC及び京都議定書に代表され

る国際枠組は、共通だが差異のある責任という原則に沿ったものであると力説した。従って、先進国は温室効果ガス排出削減の義務を完全に果たし、発展途上国に更なる資金援助を行い、よりクリーンで、排気の少ない、対コスト性能の高い技術を発展途上国に移転させることにより、気候変動に対する国際的行動で指導的な役割を果たすべきである、というのである。

首相は、枠組条約の決定事項に従って、発展途上国は経済・社会開発と貧困の撲滅を最優先政策とすべきであると主張した。また、気候変動によって避けられない悪影響を被るのは主に貧しい人々であり、そのような影響に対処する適応を促す政策や手段、メカニズムの開発と資金が必要であると説いた。

出所：<http://pmindia.nic.in/visits.htm>

<http://www.hcilondon.net/pm-visit/paradigm.html>

5. 諸都市での豪雨が数百の命を奪う

インド南部の主要都市を襲った豪雨と嵐により人々の生活は麻痺し、道路の冠水、電線や電話線の遮断、空の便の混乱と共に多くの死者が出た。

最近では、タミル・ナドゥ州の州都チェンナイ、マハラシュトラ州の州都ムンバイ、カルナータカ州の州都バンガロールが豪雨に見舞われ、チェンナイの雨量は27センチメートル（11インチ）に達した。さらに隣のカルナータ州とアーンドラ・プラデーシュ州でも滝のような豪雨が降り、100人以上の人々が崩れた家の下敷きや感電により亡くなった。これらの都市の多くの地域が水浸しとなり市民の日常生活は混乱した。チェンナイとその郊外の低地で洪水に遭ったおおよそ5万人が避難を余儀なくされた。チェンナイのコミュニティ・センターに設けられた避難所では、10万個以上の非常食セットが配られた。

国連気候変動枠組条約第11回締約国会議（COP11）では、「都市と気候変動」に関連する研究が強調された。この会議で発表された見解を、気候政策や適応戦略に組み込んでいく必要がある。

出所：<http://www.planetark.com/searchresults.cfm?criteria=india&listfrom=41&sortorder=date&showweeks=520>

6. インドの科学環境センターが2005年ストックホルム水賞を受賞

水と環境、人権、民主主義、衛生のために国内ばかりでなく国際的にも精力的な活動続けるスニタ・ナライン氏が所長を務める科学環境センター（CSE、ニューデリー）がストックホルム水賞を受賞し、スウェーデンのカール16世グスタフ国王から賞金15万ドルと水晶の彫像を手渡された。

CSEによる雨水利用の取組には、インドの人々が乏しい水資源のもとで生きるために体得してきた、地域固有の多くの伝統的方法が採り入れられている。各地で行われてきた水問題解決法は、タンクや池、階段井戸や屋根まで、ありとあらゆる貯水方法を用いて雨水を溜め、地下水層に戻し入れて、灌漑用水や飲料水として使うというものである。

出所：http://www.cseindia.org/aboutus/press_releases/press-index.htm

7. 絶滅を危惧されたサイが増加の傾向

西ベンガル州ジャルダパラ保護区の主任担当官カルヤン・ダス氏によると、同州東部の河川湿地帯にある2つの保護区で、サイの頭数が1985年の14頭から121頭まで増加したという。

また、インド最大の生息地である隣のアッサム州では、サイの数は1999年の調査における1,550頭から、現在は1,700頭に増えていると推定されている。

保護の重要性に対する村民の認識を高め、サイ保護区内のパトロールに参加してもらう現在の啓発活動により、村民は、サイを追跡する案内人として彼らを利用してきた密猟者たちとの縁を切り始めている。

出所：[//www.planetark.com/dailynewsstory.cfm/newsid/30768/newsDate/12-May-2005/story.htm](http://www.planetark.com/dailynewsstory.cfm/newsid/30768/newsDate/12-May-2005/story.htm)

インドネシア

環境教育・開発研究所 (IEED) 所長
元インドネシア大学生態学・環境科学教授
モハマド・スリヤニ



1. 環境教育の早期開始

1989年の法律第2号には、教育分野における国の開発とは、国民全体の福祉を公平かつ持続可能な方法で実現し、国民の生活の質を向上させるために国民に知的な考え方を養わせるべく努力することであると明記されている。国の持続可能な開発の一部として、教育の展望は、天然資源の効率的かつ効果的な管理と開発に基礎を置くべきである。

人間の生活は、天然資源をいかに科学的・技術的に最も良い方法で取り扱うかにかかっており、教育の初期段階から、生活や環境に関する概念への理解を深めるような学習を進めなければならない。

小学校及び中・高等学校レベルにおいて、生活環境を知り、理解し、関わりを持つことをすべての課程、具体的には生物学、化学、物理学、語学、教養科目等に組み込む必要がある。

小学校及び中・高等学校教員向けの研修プログラムが、西ジャワ、ジャカルタ、バンテン各州で



小学校、中・高等学校及び職業学校教員向け統合研修プログラム
Copyright ©スリヤニ、2005年

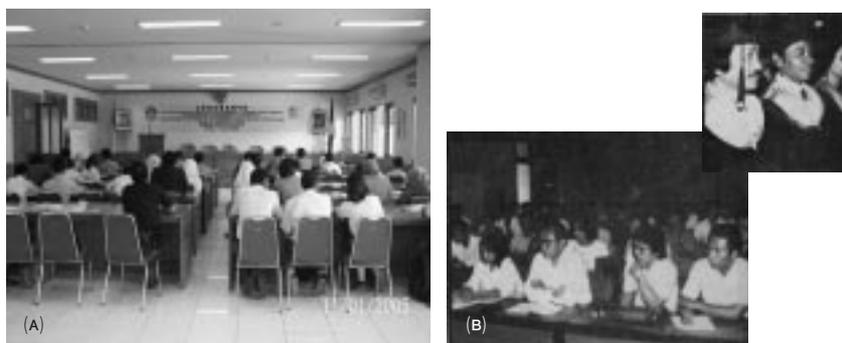
数回実施され、2,500名が参加した。研修プログラムでは、資源の無駄遣いをいかに最小限に止め、また資源についていかに削減、修理、補充、再充電、修復、修正、そして再利用するか、及びカリキュラムの統合・発展における実例が扱われた。

2. 大学院レベルにおける初期環境研究

インドネシアにおける環境科学の大学院研究課程は、1982年にインドネシア大学が創設し、環境科学修士の学位を設けたのが始まりであった。そのきっかけとなったのは、1978年、開発・監督・環境に関する国務大臣にエミル・サリム教授が任命された際に、直属の職員に環境科学を修めた者が1人もいなかったことである。ほとんどが農学、法学、経済学、技術エンジニアリング、医学等の専門家ばかりであった。従って新設の研究課程は、将来大臣の下で働く職員が環境問題と開発を取り扱い、環境や環境科学の知識を得るための速成コースであった。

実際には、教育当局長官により、1996年初め以来、小学校、中・高等学校及び職業学校におけるすべてのレベルの教育課程に、生活環境に関する概念が組み込まれてきた。このため、大学前と、大学院レベルの間に環境教育のギャップが生じている。

そこで現在、環境科学理学修士の課程を大学院研究課程に公式に創設する準備が進められている。



小学校、中・高等学校レベル(A)と大学院研究課程（理学修士及び博士）レベル(B)に分かれる環境教育の教育課程
Copyright ©スリヤニ、2005年及び1989年

3. 環境教育の管理と開発

「環境の日」（6月3日）を前に、ラクマット・ウィトラ環境相とバンバン・ステディョ文部相の両大臣が、環境教育の管理と開発に関する覚書に署名した。

覚書は次のような点に基づいている。

- － 環境の持続可能な維持における人材能力確保のために、持続可能な国家開発が早急に求められている点。
- － 生活環境に関する知識と責務をできるだけ早く地域の全レベル、すなわち全教育機関で修得する必要がある点。

両大臣の協力で改善を目指しているのは次のような事柄である。

- － 短期、中長期の環境教育課程における調整
- － 環境文化に対する認識や自覚を変える主たるシステムとしての環境教育
- － 全教育機関、全分野及び全レベルにおける環境教育
- － 環境教育課程における人材の質と量
- － 環境教育における地域社会の参加



6月3日、ジャカルタで環境教育に関する覚書に署名する環境、文部両大臣

Copyright ©スリヤニ、2005年

4. 京都議定書実施への努力

京都議定書は、「温室効果ガス」と「伐採による森林の開発」に関係している。

議論を呼ぶこれら2つの問題が京都議定書に併記されており、互いに補完するような方向で調整されることになっている。温室効果ガスは、ある程度産業開発の影響であり、それは衣食住、交通システム、その他消費財への増大する人間のニーズを満たすために要したものである。これは、森林が伐採によって売買されないことを前提とすれば、森林管理により克服または均衡化が可能である。

産業開発が炭素排出量取引により進む可能性もある。熱帯林は生物多様性に富み、1ヘクタール当り200から250トンの二酸化炭素（CO₂）を吸収することができる。CO₂の値段は1トン当り5 USドルと算定されている。西ジャワ州だけで、ウジュン・クロン森林保護区が50,000ヘクタールに及び、これを「クリーン開発メカニズム（CDM）」の一環として売却するとすれば5,000万から6,250万USドルになる。これは第1約束期間（2008年～2012年）内に可能とみられる。



インドネシアの熱帯林は伐採せずに何百万ドルも得ることが可能。ジャカルタ南部の市街地森林（フータン・コタ）のように、熱帯林は人工環境との間の緩衝地帯としても維持する必要がある。

Copyright ©スリヤニ、2005年

5. 「チリウン川キャンペーン」

1989年、環境研究センターはジャカルタ市を貫流する主要河川であるチリウン川を皮切りに、川の浄化運動をジャカルタで始めた。

このキャンペーンは川での舟漕ぎ競争や児童の写生大会をもって開始された。

現在まで、クリーン・チリウン・ビルは地域の持続可能な環境キャンペーンプログラムに沿った地域の活動に利用されている。



キャンペーンの一環として舟漕ぎ競争(A)や児童の写生大会(B)が行われ、
また藤田公雄元日本大使の好意で「クリーン・チリウン・ビル」(C)がジャカルタに建てられた
Copyright ©スリヤニ、1990年

日本

拓殖大学
助教授
原嶋洋平



1. アスベスト問題

6月、大手農業機械メーカーのクボタの工場で、アスベストを扱っていた従業員のなかに、アスベストに関連する病気（中皮種や肺がん等）が多数発生していたことがクボタにより公表された。さらに衝撃的なことに、工場の従業員だけでなく、工場の周辺に住む人々の間にもアスベストによる被害が及んでいた。これを契機として、アスベスト問題への関心が一気に高まり、マスコミもこの問題を大きく報道した。続いて、アスベストを扱っていた他のいくつかの企業も、アスベストに関連する病気や死亡していた従業員やその他のアスベストによる被害についての情報を公開した。

日本政府によれば、1970年以降、労災保険の対象となるものを除いて、アスベストに起因する病気による死亡者の数は9,000人以上にのぼると推計されている。政府は、遅ればせながら本格的な対策の検討を始め、ILOのアスベスト条約を批准した。さらに、アスベストに関連する病気の患者に対して、医療費等を支給するための法案を来年の通常国会に提出することを決め、準備に入った。日本では、1970年代中頃まで規制がなく、多数のビルがアスベストを使用して建設されたが、これらが解体される時期を迎えている。アスベストによる被害がさらに拡大することが懸念されている。

2. COOL BIZ

地球温暖化を防止するために夏のエアコン温度を28℃に設定し、オフィスで快適に過ごすため



COOL BIZ

の夏のノーネクタイ・ノー上着ファッションを環境省が提唱した。その名称を公募し、決定したのが「COOL BIZ (クール・ビズ)」であった。これを全国に広めるために、小泉純一郎首相をはじめ政界や財界のキーパーソンがCOOL BIZで夏を過ごした。COOL BIZのブームによって、多くのビジネスマンがCOOL BIZに対応するために新たな衣類を購入した結果、日本経済にもプラスの影響をもたらされた。来るべき冬に向けて、政府は「WARM BIZ (ウォーム・ビズ)」を提案している。

出所：<http://www.team-6.jp/action/coolbiz/index.html>

(チーム・マイナス6%ホームページ)

3. 愛・地球博

2005年日本国際博覧会（愛・地球博）が、3月25日から9月25日まで名古屋市東部の丘陵で開催された。愛・地球博への入場者は、1,500万人という当初の予想を超えて、2,200万人に

のぼった。愛・地球博では、「自然の叡智」をテーマとして21世紀における自然と人類の密接な関係を重視し、世界が直面する数多くの深刻な問題を解決するための最先端技術、新たな社会行動やシステム、将来のライフスタイルを経験する機会を提供した。用地計画、工事、輸送などを含め、環境への配慮が愛・地球博における優先課題でもあった。用地の準備、実施期間中、そして終了後を通して、愛・地球博では各段階で環境配慮のための措置が講じられた。

愛・地球博の詳細な情報については、公式ホームページ (URL: <http://www.expo2005.or.jp/>) で入手できる。

4. 京都議定書目標達成計画

日本政府は、4月28日に京都議定書目標達成計画を閣議決定した。この計画の目的は、地球規模での温室効果ガスの排出量を長期にわたって継続的に削減するとともに、京都議定書に基づく温室効果ガス排出量6%削減を確実に達成することにある。

そのための基本的な考え方のひとつが、科学技術の活用による「経済発展と環境保護の両立」である。計画のなかで、温室効果ガスの種類ごとの排出抑制と吸収の量の内訳とそれぞれを達成するための政策措置が示された。環境技術を開発途上国に移転して、排出クレジットを獲得するという京都メカニズムの効果的な活用の推進にむけて、政府と民間のさらなる協力が求められている。また、国民運動の展開、公的機関の率先的な取組、排出量の算定・報告・公表制度、サマータイムの導入、ポリシー・ミックスの活用など、必要な横断的施策についても計画で定めた。地球温暖化対策税については、産業界の強い反対があり、計画には明記されなかったが、今後、総合的に検討が

進められることになった。

京都議定書が定めた第1約束期間（2008-2012年）が間近に迫っている。

5. 知床の世界遺産登録

7月、世界遺産委員会は、知床の世界遺産登録を決定した。知床半島は、日本の北端にある北海道の北東部に位置している。この地帯は、半島の中央部からその突端（知床岬）の一端を含み、海洋に囲まれている。北半球で最も低緯度に位置する季節海氷域であり、季節海氷の形成による影響を大きく受け、特異な生態系の生産性が見られるとともに、海洋生態系と陸上生態系の相互関係の顕著な見本である。また、世界的に希少な海鳥類と渡り鳥類、サケ科魚類、そして海棲哺乳類にとっても重要な地域である。日本では、これで3つの自然遺産と10の文化遺産が世界遺産として登録を受けたことになる。

世界遺産リストに関する詳細な情報については、世界遺産センターの公式ホームページ (URL: <http://whc.unesco.org/en/home/>) で入手できる。



知床半島

出所：<http://www.sizenken.biodic.go.jp/park/higashihokkaido/topics/20/>
写真提供：北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所

韓国

韓国環境政策・評価研究院 (KEI)

リサーチ・フェロー

黄相一



1. 韓国初の放射性廃棄物投棄場

韓国は、世界で6番目に大きい原子力発電国であり、19基の原子炉が稼働している。韓国初となる放射性廃棄物投棄場を受け入れるという慶州（キョンジュ）市の申し出は、他の3つの候補地を抜いて圧倒的な市民の承認を得た。政策決定者の責任のもとに試験的に放射性廃棄物投棄場に指定されたことによって、慶州市市民は大きな経済的利益を受けることとなる。政府は廃棄物処理施設の建設に加え、地域開発のために2億8,500万米ドルの財政援助を約束している。資金は建設の初期段階に提供される予定で、自治体はこの資金を地域開発と住民福祉に利用することができる。2007年の初めに建設が始まれば、雇用が促進されるため、この財政援助は地域の1人当たり収入を上げる見込みである。しかし、国内遺産とユネスコ世界遺産の指定を受けた保全地域のある慶州市には多数の古い文化財があるため、市民団体や環境保護論者から抗議が続くことが予想される。

出所：「The Korea Times」（2005年11月2日）

2. 塗装時の揮発性有機化合物（VOC）含有量基準が初めて定められる

環境部は、韓国において初めてとなる、塗装時の揮発性有機化合物（VOC）含有量の基準を策定し、7月から実施した。VOC含有量基準は、低VOCで環境に優しい塗料を目指すもので、VOC含有量が標準的なものより5-7%低い塗料が販売されることになる。新たに設定される基準は、建設及び自動車の塗装用に使用する塗料に適用され

るが、これらの用途から生じるVOCだけで首都圏の総VOC排出量の約41%に達する。この基準のおかげで、VOC排出量は2006年に8,000トン、2006年以降は2万トンに削減される見通しである。

VOCは夏季に都市部のオゾン汚染の原因となるだけでなく、人間の呼吸器に悪影響を与え、神経障害を引き起こす。さらに、37種類あるVOCにおいて、ベンゼンとトルエンは発癌性を有することが判っている。環境部は、さらにVOC含有量基準を強化して、低VOCと硬質塗料の使用を促進することになっている。同部は、最終的には脂溶性塗料の使用を水溶性塗料に置き換えたいとしている。さらに、環境部は塗料使用者の低VOC需要を喚起して塗装時のVOC発生を抑える計画である。そのため、同部では低VOC塗料に関する情報を広め、さらに奨励策を打ち出すことにしている。

出所：http://eng1.me.go.kr/user/envnews/envnews_list.html, 2005年5月24日

3. 温室効果ガス及び複合大気汚染物質削減に関する自主協定

環境部と、韓国持続可能な開発に関するビジネス協議会（KBSCSD）は、両者が9月30日に結んだ温室効果ガス排出削減に関する自主協定により関係強化に乗り出した。同協定は、各企業に対し、温室効果ガス排出統計の調査、排出交換システムの試験的プロジェクトに関する協力及び登録・認証体制の確立を義務づけている。また、温室効果ガスと複合大気汚染物質の削減を可能にす

る新しい技術の開発を支援し、これらの新技術を他の企業に適用するための資金の増加に資するものとなる。政府に対しては、温室効果ガスと複合大気汚染物質の削減を達成する上で前進をみた企業にインセンティブを与える政策を策定するよう促している。協定はまた、政府が技術開発を含む温室効果ガス削減戦略を実施するための政策推進・支援システムの構築を求めている。

この自主協定を通して、環境部とKBSCSDは、企業の産業温室効果ガス排出削減を奨励するための協調を進めることとなった。

出所：http://eng1.me.go.kr/user/envnews/envnews_list.html、2005年10月4日

4. 環境部が古い携帯電話の回収に乗り出す

6月15日に、ソウルと首都圏周辺地域で古い携帯電話を小中学生から回収するというキャン

ペーンが行なわれた。環境部がこの活動を推進した目的は、単なる資金集めではなく、携帯電話に内蔵されている可能性がある有害部品から環境を守るためであった。携帯電話のプリント基板と電池は、携帯電話の製造に再生利用できる金や銀、パラジウム、コバルトといった材質で構成されている。ところが、携帯電話には、埋立地や焼却炉周辺の環境に有害な鉛、カドミウム、水銀、砒素等の有害物質も含まれているのである。環境部は古い携帯電話を「拡大生産者責任」(EPR)システムに基づく回収物リストに追加した。古い携帯電話数は1,300万台に増加しているが、今までに回収されたのはそのうちわずか400万台(30.8%)で、約900万台がまだ全国の家庭に残っている。環境部では引き続き、携帯電話の中の有毒物質及び古い携帯電話の回収と再生利用の重要性についての認識を高めて、EPRシステムを促進していくことにしている。

出所：http://eng1.me.go.kr/user/envnews/envnews_list.html、2005年6月29日

ラオス

科学技術環境庁 (STEA)
環境推進課副課長
ケットケーオ・サリチャン



1. 首相府が「開発事業の補償及び再定住に関する法令」を発令

ラオス人民民主共和国首相は7月7日に、「開発事業の補償及び再定住に関する法令」を承認した。

この法令の目的は、当該投資が、政府その他の国内機関、民間であるかを問わず、開発によって悪影響を被る恐れのある人々を保護することにある。

法令は、開発事業や国民へのその潜在的影響を対象とする原則、規則及び対策を定めているほか、悪影響を緩和する方途も定めている。法令はまた、土地や不動産、家財の不本意な取得や再所有に起因する損害賠償の規則も定めている。それには開発計画による土地利用の変更や、地域住民の生活と収入源に影響を及ぼすような、住民の天然資源利用に対する制限も含まれる。法令はさらに、開発により悪影響を受けた国民が、事業前の収入と生活水準を少なくとも維持または改善するため支援を受けられる方法も規定している。

2. 環境保護基金に関する法令

ラオス人民民主共和国首相は6月6日に、「環境保護基金に関する法令」を承認した。

環境保護基金の目的は、環境保全や保護を目的とする事業、または環境管理の強化あるいは環境関連の地域開発を目的とする事業に対し、資金援助を行うことである。法令は基金運用の原則、規則及び方策、そしてその利用方法と管理方法を定めている。さらに具体的に言えば、基金は次のような用途に使うとしている。

1. 環境保護に対する能力形成及び人材開発
2. 環境的・社会的影響を伴う開発活動及び事業の監視
3. 天然資源管理の統合に向けた計画の立案及び実施
4. 生物多様性の保全及び持続可能な利用
5. 天然資源管理の優先実施
6. 開発事業の当事者に環境的・社会的緩和措置を適切に実行させる対策の実施

3. ラオス人民民主共和国が環境保護展を開催



環境保護展の開会式でテープカットするラオス人民民主共和国副首相で国家環境委員会委員長のアサン・ラオリ氏 (中央)

Copyright ©STEA展示会レポート2005年9月

ラオス人民民主共和国での環境保護展は、科学技術環境庁の主催、教育省(国立教育科学研究所)、情報文化省(マスメディア)ならびに3つの県(ウドムサイ、シェンクアン、チャンパサック)の後援で開催された。同展は9月22、23両日、首都ビエンチャンのラオス国際貿易展示会議センターで開かれた。この催しにはラオス人民民主共

和国副首相で国家環境委員会委員長のアサン・ラオリー氏が出席し、1,000名を超える参加があった。

同展の目的は次の通りである。

- 環境管理活動の実施及びその結果の展示
- 環境保護に対する国民の意識の向上
- 国内・国際レベルでの関連省庁間の協力促進

アサン・ラオリー副首相は、開会挨拶の中で次のように述べた。「私はこの展示会が官公庁や開発事業、産業界、一般村民による環境保護への理解向上と積極的参加を促進するきっかけとなり、ひいてはこの地域と世界の環境保護に対する重要な貢献となるに違いないと考えます。」

4. 環境と社会経済開発に関する国家環境委員会（NEC）会議

国家環境委員会（NEC）全国会議が3月9、10両日、首都ビエンチャンの国際協力訓練センターで開かれた。会議は、ラオス人民民主共和国首相ブンヤン・ヴォーラチット氏の開会宣言で

2日間の討議が始まった。1日目は「環境と社会経済開発」のテーマによる公開討論日で、省庁、公共部門、公共組織、NEC、県環境委員会（PEC）の高官代表や、ラオスで活動している国際機関、外交団など計153名が参加した。2日目はNECとPECの内部会議が行われ、86名が出席した。

会議の目的は、一般の人々に環境とその保護の大切さを啓蒙すること、及び環境保護を社会経済開発に統合するというラオス政府の環境政策を示すことにあった。もうひとつの目的は、省庁や県、各行政機関、大衆組織、非営利団体、産業界、社会、一般市民にレベルの高い調整と助言を行う機関としてのNECの役割と責任を周知させることであった。その目指すところは、ラオス人民民主共和国における天然資源の利用と管理について、中央と地方の当局者が、全般的対応の仕方や責務の履行、意思疎通の方法に関する討議及び意見交換を行う機会を提供することであった。会議は国家環境委員会委員長アサン・ラオリー副首相の開会挨拶で成功裡に終了した。



ラオス人民民主共和国首相と参加代表者の記念撮影

Copyright ©環境ニュースレター第4号 (STEA)

マレーシア

マレーシア国際戦略研究所 (ISIS)

ノーハヤティ・ムスターファ



1. 津波と煙霧から得た教訓

2005年は、マレーシア政府が2月中旬にブリュッセルで開催された第3回地球観測サミットに参加するなどインド洋津波を教訓とした動きがみられた。マレーシア気象情報サービス局の地震・津波地域監視センターでは、4月に行われた予行演習で、5秒以内にショートメッセージサービス (SMS) の警告がマスコミ各社に到達することが証明され、目標だった5分を大きく下まった。今後暴風雨による人命損失や建物の被害を最小限にとどめるため、排水・灌漑局は土石・泥流警告システムの構築を計画している。これは衛星技術を利用して降雨パターンを監視するとともに、泥流の被害を受けやすい地形や地質を特定するものである。

煙霧被害は早くも2月から始まり、各地で泥炭火災がみられた。スマトラから発生した火事で煙霧はさらに悪化し、ピーク時の8月中旬には大気汚染指数が500に達した2つの町で非常事態が宣言され、野焼きの全面禁止、学校や官公庁の閉鎖、スマトラへの消防隊員の派遣、人口雨の利用などの対策が必要となった。煙霧が沈静化した8月末には、地元の4つのヤシ栽培業者に対する訴訟が起こされた。またインドネシアは、1997年から1998年の出来事を受けて策定された「2002年ASEAN越境煙霧協定」を批准する意向を示している。

2. 生物多様性と自然遺産

政府主導の取組であるプラウ・ペラ (ランカウ

イ島近郊) を海洋公園に指定する提言、森林保護区を公的な保護対象から外そうという動きに対して天然資源環境省 (MONRE) が取った措置、マレーシアで5番目のラムサール条約登録地の候補としてあがっているサワラク州のクチン湿地帯の認定などは評価に値するものであった。サバ州においても、スル・スラウェシ海洋生態地域の一部に海洋保護地域を設置する計画が発表され、キナバル公園とダナン・バレーで実施された熱帯雨林の林冠に関する研究が成果を挙げ、ピグミー象の調査も開始されるなど大きな前進がみられた。セランゴール州は、マレーシア森林研究所 (FRIM) ならびにマレーシア電力公社 (TNB) とともに、クアンタン村のホタルの生息地を保護するための覚書 (MOU) に署名した。さらにジョホール州のジュゴンには保護目的で電子タグが付けられ、移動、繁殖、摂食地を追跡することができるようになった。

サバ州の西海岸を襲う「赤潮」の規模は縮小し、ペナンの海岸で孵化する海亀 (アオウミガメ) の数は回復の兆しを見せ、ジョホール州には40羽のシロトキコウが戻ってきた。エンダウ・ロンピン国立公園では先史時代の魚の新種が発見され、ケランタン州のグアムサンでは樹齢1,000年、高さ40メートル、円周14.3メートルで、世界最大の樹木といわれるダークレッド・メランチ (フタバガキ) が発見された。また、トレンガヌ州で見つかっためずらしいショウノウ (リュウノウジュ) やリビストナ属の新種ファン・パーム (*Livistonia endauensis*) は、バイオテクノロジーの分野での貢献が期待される貴重な資源である。

3. バイオテクノロジーとバイオ燃料

画期的な国家バイオテクノロジー政策が4月に発表された。農業用バイオテクノロジー、医療用バイオテクノロジー、工業用バイオテクノロジー、人的資本、財政基盤、法律及び規制上の枠組などの発展と、戦略的な位置づけや政府の役割について言及している。複数の研究センター設置も提案され、農業技術にはマレーシア農業開発研究所 (Mardi) とプトラマレーシア大学 (UPM)、ゲノム学と分子生物学にはマレーシア国民大学 (UKM)、薬学・栄養補助食品にはデンキルのバイオバレーが候補として挙がっており、マレーシア・バイオテクノロジー公社のトップには首相が就任することになる。バイオテクノロジーの拠点をめざすマレーシアは、科学技術革新省が8月中旬にバイオ産業協会の年次総会をクアラルンプールで主催したことによって、その願いの実現に一歩近づいたと言える。

また、化石燃料への依存を減らすために世界的にバイオ燃料への移行が見られる中、国産の農産物生産に活気を取り戻し、多額にのぼる石油輸入コストや温室ガスの排出量を削減するための努力の一環として、バイオ燃料政策が起草された。プランテーション事業・商品省は、マレーシアが2007年までに世界に先がけてバイオディーゼル燃料の主要ユーザーを目指すとした。そして、2008年までに現在のディーゼルからパーム油を原料とするバイオ燃料に移行し、バイオ燃料の販売と使用は2006年にバイオ燃料政策が審議、可決されてから実施するものとした。これと並行して、4,000万リンギットにのぼるバイオディーゼルの工場が、有名なプランテーション企業との合併でネグリセンビランのラブに建設される予定である。この工場は、冬季燃料（低温でも凍結しない世界初のパーム油メチルエステル）の生産技術を有している。また、10月には別の地元企業が、ジョホール州でバイオディーゼを生産する目的で、ヨーロッパの会社からアプローチを受けている。

4. 持続可能な開発をめざして

1月の国連ミレニアム開発目標の報告では、マレーシアは環境の持続可能性の面で比較的成果を

挙げたとされているものの、実際はまだ改善の余地が多いというのが一般的な見解である。セランゴール州の800ヘクタールにわたるブキット・チャハヤ・シャー・アラム農業公園における乱開発に対しても、早々と市民からの抗議が殺到している。この周辺地域の開発に係っている35の企業は、工事停止命令を受け、それぞれの環境アセスメント (EIA)が終了するまで工事の再開ができなくなった。4月には、農業開発と道路建設のために森林保護区の一部を開放するという2003-2015年キャメロン山岳地方計画案に対して、直ちにパハン州首相がこれ以上の森林開放はしないと誓い、同計画を認めない姿勢を示した。

6月には、緑地公園やマングローブの生える沼地での伐採を発見された開発業者に対し、即座に営業停止を命じるという環境アセスメントの改正も発表された。さらに天然資源環境省は、野焼きや有毒廃棄物の不法投棄の事実を報告した者に報奨金を出し、環境関連の犯罪を摘発して戦うための特別対策委員会を設置する予定である。一方で、環境にやさしい開発もまれには存在する。グリック・ティティ・カランガンハイウェーでは、野生動物が渡れるように橋を高架にし、56もの沈泥トラップを作り、違法伐採者を阻止するためのバリケードを複数の入り口に設置した。さらに、7月に住宅地方自治省によって開始された全国施設配置計画は、都市開発を既にインフラや社会的施設が整っている建物の密集地域や、生産性の低い農地、環境保護指定区域外に限定するとしている。

5. 河川管理と水管理

「持続可能な開発に関する世界首脳会議」や、京都で開催された「第3回世界水フォーラム」で決められた責務により、マレーシアは水効率プランの作成に取り掛かった。また、全国水資源審議会は、189のすべての河川流域を網羅する総合的な河川流域管理計画の実施案を承認し、これによってすべての州に集水地域を公表する義務が生じた。ジョホール州は河川の汚染に対処する強力な対策委員会を設置し、あらゆる水源や集水地域、保護区などを公表することにした。サバ州では、河川保護のために伝統的な慣習を奨励している。これは「タガル」と呼ばれ、人々が守ってきたユニークなタブー制度である。ある川がひと

たびこれに認定されると、誰もその川で魚を獲ることはできなくなり、許されるのは年に1、2回に限られるようになる。現在までのところ、9つの地方の174のコミュニティでタガル制度が実施され、その結果、川はきれいになり、魚の数も増加中である。

11月には、政府によって2つの法案が提出された。水道産業法案と全国水道委員会法案である。これらの法案の主な目的は、マレーシアの水道産業と下水システムの運営に透明性をもたらすこと

である。これらの法案を通じて、水道インフラへの投資の必要性を示し、パイプ交換のための資金不足が原因で起こる収入の減少に対処していく。また、不法な接続や水道料の未払いに対する法的規制の欠如などの問題にも取り組んでいく意向である。2006年3月に予定されている法案の審議とその通過を待って、現行の下水道法は廃止される。国全体の水道事業を管理することになる全国水道委員会は、水道にも下水道にも利害関係をもたない人間によって構成されることになる。

モンゴル

〓 モンゴル自然環境省
 〓 特別保護地域管理局 局長
 〓 アユシュ・ナムカイ
 〓
 〓
 〓
 〓
 〓
 〓



1. 水使用料の引き上げ

モンゴル議会は、「水及びミネラル・ウォーター使用料に関する法律」の改正法を2004年12月2日に採択した。この改正により、1立方メートル当たりの工業・公共用水使用料が引き上げられ、下限料金と上限料金も立法化された。

同法に従い2005年1月の第7号政府決定により、1立方メートル当たりの工業・公共用水使用料が、それまでの6~10トゥグルグから100~150トゥグルグにまで引き上げられた。

この政策の目的は、環境を保護し、旧式の金の採掘方法、特に大量の水を浪費し汚染する砂金採取方法をなくすことにある。料金引き上げはまた、環境関係の国家予算を増やし、水に対する経済観念を高めることにもつながった。

出所：Journal of State Information (2005年第5号)

2. 「グリーン・ベルト」計画

モンゴル政府は、第44号政府決定により「グリーン・ベルト」国家計画を採択した。ゴビ砂漠とステップ地方が接する地帯全体をカバーするグリーン・ベルトを生み出し、気候変動や人間活動が引き起こす森林減少、砂漠化、砂の移動、砂塵嵐の激化をくい止めようとするものである。

この長期計画は、地域社会の協力を求め、環境政策と社会・経済的開発政策やそれぞれの地方の特色ある施策との調和を図りながら、段階的プロセスを経て実行に移される。「グリーン・ベルト」国家計画は、2035年の完成を目指して3段階に分けて進められる。「グリーン・ベルト」、またはECO-TRASSと呼ばれる地帯には、メインのエコ帯を東西に走らせ、南北に走る数本のサブ・エコ帯を交差させる形にする。「グリーン・ベルト」の場所は図に示された通りである。メインのエコ



帯は幅600メートルで長さ2,500キロメートル、サブ・エコ帯は幅430メートルで長さ1,200キロメートルとなる。

計画の資金には、中央及び地方政府の予算、外国政府からの援助、国際機関からの融資、技術援助、無償資金援助、各種機関や経済界からの寄付等が充てられる。

計画の完成により、モンゴルの保安林の1.6パーセントの増加と、ゴビ砂漠とステップ地方の生態系の改善が見込まれる。これに加えて、アカザ科の灌木保安林の保全、落葉広葉樹林の増加、気候条件の好ましい変化、生態系のバランスの維持が期待される。

出所：Journal of State Information (2005年第14号)

3. 仏教公園の開設

モンゴルの首都ウランバートル南部にある聖なる山ボグド・ハーン・ウルに、仏教庭園兼公園が開設された。これは、モンゴル政府自然環境相バルスボルド氏とデバ・レンプーチ・ラマ導師による個人的な主導と資金提供によって実現したものである。

開園式は9月27日に行われた。この仏教公園は広さ約5ヘクタールに及び、文化、リゾートの複合施設となっている。園内には、巨大な仏陀像



モンゴルの首都ウランバートルにある仏陀像
Copyright © The Ministry of the Nature and Environment

や、モンゴル最初のボグド（最高の位を意味する）であり仏教徒政治家、瞑想の指導者であったザナバザルの名をとった宗教・文化センターなどがある。

仏陀像の高さは、台座を含めて23メートル。モンゴルで初めて建立された仏陀像である。公園はモンゴル人や外国人旅行者に人気のある名所となっている。この公園の建設にあたっては、韓国のクワル・アーン・カル大ラマから多額の寄付があったことを付け加えておかなばならない。

出所：Daily News (2005年9月28日)

4. 改正環境保護法

モンゴル議会は11月18日に、環境保護法の改正法を採択した。主な修正点は次の通りである。

- － 自然保護や、天然資源の持続可能な利用や再生、及び監視・調査活動への国民の参加を促し、国民主導の促進や、地域社会との間で協議・支援・組織化・協力を行うことを目的とする条項の追加。コミュニティ・グループを意味する「nukhurlul」という語は、モンゴルの民法に従って形成される地域住民による自主的なグループを指す。
- － 国民は、自分たちが育てた植物や森、自分たちが繁殖させた動物、または現行の法律の下で個人、企業、または組織が所有する土地にある雨水の溜まった貯水池、池、湖を私有することができる。
- － モンゴル政府は、州の保護地区の分類、保護規則や条令、特質、業務負荷などを考慮に入れた上で、1人のレンジャーが担当すべき地域とその面積を決定する。
- － ボランティア・レンジャー採用に関する手続きの策定及び承認と、成果に基づく報酬体系に関する条項の追加。国の検査官とレンジャーに対する社会保障及び権利の行使を保証する規定も加えられた。

出所：Today (第273号 2005年9月28日)

ネパール

フリーランス・コンサルタント
プール・チャンドラ・スレスター



1. 揺らぐサイ保護活動成功のプライド

ネパールがサイの保護に成功したことは、長年この国の自然保護論者の誇りであった。ところが、2005年に行われたサイ生息数調査は、その誇りをいたく傷つける結果となった。ネパールにおけるサイの保護活動は、1972年に国立公園の開園とともに始まった。当時、サイは100頭を下回る状態で、1950年代当時の生息数に比べると900頭も減っていたのである。しかし、その後30年間で生息数は6倍になった。

ところが、サイ生息数調査の結果、絶滅寸前のアジアイッカクサイは2000年の544頭から372頭に減っていることが判った。ネパール中央部のロイヤル・チトワン国立公園では66頭が自然死し、94頭が2001年から2005年までに密漁の犠牲となっている。なお、37頭がロイヤル・バルディア国立公園とロイヤル・スクラファータ野生生物保護区に移された。

警備要員が毛沢東主義派の反乱で動員されたため国立公園の警備が手薄になったこと、及び自然死と生息地の条件悪化がサイの生息数減少の主原因である。自然保護論者はまた、サイの出生率と死亡率との差が広がっていることにも懸念を抱いている。現在、年間出生率3.88に対して死亡率は17.84である。

出所：「The Kathmandu Post」(2005年4月20日)

2. 古くなった車をカトマンズ市域から撤去

2年前、最高裁判所は、古い車両が市部の大気

汚染の主要原因となっているとして、増大する汚染を低減させるため製造後20年以上経った車両をカトマンズ盆地から追放するよう政府に命じていた。そこで運輸管理局は、製造後20年以上経った車両の排ガスレベルを精査することに全力をあげ、抜き打ち排ガス試験を行う準備を進めている。そして、今後2年以内にこれらの車両をカトマンズ盆地から撤去することになっている。

カトマンズ盆地の環境悪化を理由として、労働運輸管理省は、排ガス試験に不合格となった車両すべてを直ちに別の場所へ移すことを決定した。仮に排ガス試験に合格しても、20年以上経過した車両は、今後2年間に限ったカトマンズ地域での走行しか許されないことになる。

すでに、運輸管理局長の権限で監視ユニット1基が設置されている。抜き打ち排ガス試験に不合格となった車両は直ちに他の場所に移され、また基準を維持しているものについても、今後2年間に限りカトマンズ盆地で走行することが許される。

出所：「The Himalayan Times」(2005年3月13日)

3. オカルパウワ埋立処分場が稼働

カトマンズ盆地の固形廃棄物管理の持続可能な解決策と考えられたオカルパウワ埋立処分場が、10年がかりでようやく正式稼働となり、首都カトマンズとラリトプール郡から回収された生ごみ30トンが廃棄された。

1995年、政府はカトマンズ盆地地域の廃棄物問題の長期的解決策として、ヌワコット地区オカルパウワのシスドールに処理場を作ることを決定

した。同処分場は今後3年間295,000立方メートルの廃棄物処理に使用される見込みである。さらに、もうひとつの埋立処分場を3年以内にオカルパウワのバンダーデ・ダンダに作る予定である。

処理場では、オカルパウワの地元住民が花輪と朱の飾り付けでごみ収集車を出迎えた。オカルパウワを処分場として開発するとの政府決定を受けて、同村で教育、環境及び保健の特別プログラムが実施されたが、これは村民の利益にかなうものであった。村民の話では、政府は埋立処分場周辺にある15を超える学校の教育の質向上を支援してくれたという。カトマンズ盆地地域で収集されたごみは、テク中継所で分別されてからオカルパウワへ運ばれる。

出所：「The Rising Nepal」(2005年6月7日)

4. ナラヤニ川汚染は水生生物に脅威

急速な都市化と工業化によるナラヤニ川の汚染度上昇が、この川の水生生物に脅威を与えている。ナワルパラシにある大工場から川に排出された有害化学物質が、この急激な汚染の原因である。

ロイヤル・チトワン国立公園によると、フランスの環境科学者が行った川の水質試験の結果、汚染は水生生物の絶滅につながる恐れがあるという。橋より上流では水の汚染は比較的少なかったが、下流では汚染が基準を超えていた。ブリクティ製紙、ゴルカ醸造、スミ蒸留酒製造、シュリー蒸留酒製造の各社による産業廃棄物処理の慣行については、一言しておく必要がある。

国立公園・野生生物保護局の生態学者シュヤム・バジマ氏は、有害化学物質が川の水面に浮かんでいるのが見えたと言った。このような水中に

住んでいる魚やワニは、やがて死んでしまうだろうという。

公園の主任自然保護官であるシヴァ・ラジ・バッタによると、化学物質が既に魚やワニに傷害を与えているという。かつて川に戻された300匹のワニのうち、生き残っているのはわずか70匹だけである。

出所：「The Himalayan」(2005年2月3日)

5. 薬草保全に新しい方法

「地域社会生物多様性登録(CBR)」22件について、選定した10地域の関係団体に引き渡す準備が整った。CBRとは薬草のリストである。このリストにはこれらの薬草の発見場所、用途及び栽培方法も記載してある。薬草の保全とそれに関する知識を保証する画期的な方法として、CBRは薬草の保全に新たなモデルを示すこととなる。

この手法は、伝統的知識を地域住民の参加を得て一定の方法に従い文書化するもので、22件のCBRを作成する過程を通じて発展してきた。CBRの重要性は、政府が同様のプロジェクトを実施することを決定した場合、どこの地域社会でもCBRに記載された正しい手順に従うことができる点にある。

この引き渡しの法的根拠は「ネパール生物多様性戦略2002」と「遺伝子学的資源の入手及び利益共有に関する法案」であり、文書化に関する重要な問題に対処し整理するものである。ネパールは生物多様性の豊かな国の上位25カ国のひとつであり、これまで国内で発見されている計1,800種の薬草のうち700種が栽培されている。

出所：「The Himalayan」(2005年4月17日)

ニュージーランド

≡ ワイカト大学国際地球変動研究所 (IGCI)
 ≡ ニール・エリクソン (所長)
 ≡ クレア・ギブソン (情報・出版事務官)



1. 海洋環境分類

新たな海洋環境分類システムが、7月にニュージーランド政府によって確立された。同システムは、ニュージーランドを囲む800万平方キロを越える海域を分類しており、過去30年間以上にわたって収集された科学的情報をもとに構築されたものである。この分類法は、水深、潮流、波動、海底の形、水温、塩分及び栄養素の濃度、風によって混ざり合う水の水深、海面が受ける太陽光の量という8つの要素に基づいている。これらの要素がさまざまに組み合わせられることにより、特定水域の環境特性が決定される。

地理情報システムを使えば、ニュージーランドの排他的経済水域内の、物理的及び生物学的海洋変化に関する情報や地図を入手することができる。これらをもとにして環境基準を設定すれば、資源の活用や生態系の管理に関する政策決定にも役立つはずである。さらに同システムは、地方自治体や中央政府のみならず、産業界にとっても有用だといえよう。

出所：Ministry for the Environment, Environz, 2005年8月
<http://www.beehive.govt.nz/ViewDocument.aspx?DocumentID=23691>

2. ニュージーランドの都市計画協定

ニュージーランド都市計画協定が、2005年3月に発効した。これはニュージーランドの町や都市が、質の高い都市計画を通じて、より魅力を増すための基盤を提供するものである。この協定は、中央政府ならびに地方自治体、不動産部門、設計



ヘイズ・パドック：1930年代に開発された公営住宅地
Copyright ©Greg Mason

専門家、専門家協会、その他の団体組織が署名した特定の都市計画イニシアティブに対し、任意の責任を負うものである。同協定には、ビジネスや社会的・文化的生活が繁栄できるような、健全かつ安全で魅力ある都市作りを実現するための価値観が盛り込まれている。

この都市計画協定では、質の高い都市計画に不可欠な7つの項目を挙げている。

- 背景：建物や場所、空間などを、町や都市全体の一部と見なす。
- 特性：その都市環境が持つ独自性や伝統、アイデンティティを反映し、強化する。
- 選択：人々に多様性と選択肢とを提供する。
- つながり：人々のために様々なネットワークの結びつきを強化する。
- 創造性：画期的かつ想像力に富んだ解決策を奨励する。
- 管理者としての役割：都市計画が環境面に配慮されており、安全かつ健全であることを保証する。
- 連携：部門や職業、地域を越え、コミュニケーションと知識の共有を図る。

出所：Ministry for the Environment, Environz, 2005年5月

<http://www.mfe.govt.nz/issues/urban/design-protocol/index.html>

<http://www.mfe.govt.nz/publications/urban/design-protocol-mar05/html/page3.html>

3. 飲料水基準

政府は国民の飲料水のための新たな全国環境基準を設けるため、協議を開始した。この基準案では、集水地域での諸活動が飲用に適さない程度まで水を汚染しないことで、飲料水用の水資源を保護することに焦点を当てている。同基準により、水処理施設の能力を超えるような汚染物質のリスクが低下するため、飲用水の安全性は高まるはずである。



ニュージーランドの水道水
Copyright ©Claire Gibson

この飲料水基準の設定にあたっては、一般市民や水質の専門家、上水道及び水源の管理者、地域社会などから広く意見を募った。環境省ならびに保健省は連携し合いながら、資源管理法（1991年）に基づいて、同基準の設定と実施のために取組を進めている。この基準が導入されるのは2006年になる予定である。

出所：Ministry for the Environment, Environz, 2005年2月

Ministry for the Environment, Environz, 2005年11月

<http://www.mfe.govt.nz/news/water-standard-24sep05.html>

<http://www.mfe.govt.nz/laws/standards/drinking-water-source-standard.html>

4. 企業と環境にやさしい税法改正

最近のニュージーランドの税法改正により、企業は環境に関する出費に対して、税控除を請求することが可能となった。汚染地域を浄化した企業には、即座に税控除が適用される。また、汚染物質の排出を回避、改善、軽減するための調査や試み、環境のためのモニタリングを行うことで発生したコストに対しても、即座に税控除が認められることになった。さらに、企業は希望に応じて、納税した金額の一部を、新たに設けられた汚染地域の自主復興資金に回すことができるようになり、これによって将来、汚染地域の復興やモニタリングに費用がかかった際に、その支払いの一助とすることが可能となった。

出所：Ministry for the Environment, Environz, 2005年8月

<http://www.mfe.govt.nz/publications/land/infosheet-environment-tax-changes-oct05>

パキスタン

地球環境戦略研究機関 (IGES)

主任研究員

ムシタク・アハマト・メモン



1. 地震による最悪の環境被害を回避できるのか？

10月8日にパキスタンとその周辺地域を襲ったマグニチュード7.6の地震は、5万人を超える死者と何十万人にも上る負傷者を出し、多くの人々が暖かい衣類もないまま屋外生活を余儀なくされている。山岳地帯には厳しい冬が近づきつつあり、地方政府や国、国際機関による救済、復旧、再建のための迅速な対応が行われないうちに、さらに大きな被害が起きると予想される。この地震による環境被害は深刻であり、最優先で対処されるべきである。なぜなら、環境面を考慮しない災害管理戦略には、効果など期待できないからである。たとえば、山間部の森林を自然のまま残しておけば、土砂災害や洪水を避けることができる。しかしながら、意思決定者と呼ばれる人々のなかには、環境破壊という代価を払っての再建が引き起こしかねない影響を予測できない人もいる。最高意思決定者の一人は、被災した町を再建するよりも、森林を伐採して新しい町をつくることを提案していた。環境問題専門家たちは困り果てている。なぜなら、このような悲劇が続くと、人々の反発が高まり、農村地帯で環境の重要性を訴えることが困難になるからである。意思決定者の中には、このような国民感情を利用して、「環境の専門家は救済にも復旧にも反対している。彼らにとって大切なのは、人間ではなく森なのだ。」と口にする者も出てくるかもしれない。しかしながら、環境問題専門家は、確固たる事例を挙げることで、意思決定者に次の点を理解させることができるはずだ。つまり、最近の地震被害が示すように、環境に配慮しない開発や建設が大惨事を引き

起こし、ひいては多くの人命と膨大な資産を損なうということである。

出所：Daily "The News" 18 October 2005/BBC online,
20 October 2005

2. 最高裁判所、環境保護に乗り出す

10月13日に、最高裁判所は環境に配慮して、高級住宅建設計画の中止を命じた。イスラマバード近郊のシャレー住宅建設計画予定地は、マルガラ国立公園の境界からわずか数キロの場所にある。最近の大規模地震の発生を受けて、最高裁は政府に対し建設規定の見直しを要請した。この住宅建設計画が環境に配慮せず実施されれば、さらに多くの住宅建設計画が後に続き、環境への影響が増大するであろう。また同住宅建設計画予定地は、イスラマバードとラワルピンディという2大都市の主な水源のひとつであるカンブールダムの集水地域でもあり、下水や汚染物質、土砂等が淡水に悪影響を及ぼす恐れもある。

出所：Daily "Dawn" 14 October 2005/Daily "The News" 14 October 2005

3. 「環境にやさしい車」普及に向けた戦略

パキスタン最大の州であるパンジャブ州では、州内に環境にやさしい車を普及させるために、様々な戦略を展開中である。州政府は、大都市における2ストロークエンジンのリクシャー（人力車）の新規製造と登録を禁止した。また、州政府

は10億ルピーのグリーン・ファンドを設置し、4ストロークエンジンのリクシャーの購入や、2ストロークから4ストロークエンジンへの乗り換えを促進するために、無利子のローンを組めるようにした。加えて、政府はCNG（圧縮天然ガス）バスの普及を図るため、ラホール、ファイサラバード、ムルタン、ラウルピンディの4大都市において、CNGバスの所有者以外には路線バスの許可証と操業許可を出さない方針を打ち出した。これらの戦略は、パンジャブ州の大都市の大気汚染を緩和するのに有効なはずである。

出所：Daily "Dawn" 3 October 2005

4. 風車プロジェクトは原子力よりも優れた選択肢？

多くの国々が、「地球に優しい」として、原子力の普及に賛成している。研究者や政治家、市民団体、その他の関係者によって原子力が環境に及ぼす短期・長期的な影響に関して議論が行われ、メディアを賑わせている。原子力反対派が提唱する最も優れた戦略に、風車、太陽、海洋波、地熱、潮流等の代替エネルギー推進がある。多くのヨーロッパ諸国がすでに代替エネルギーを選択し、核のない世界の実現に向けて取り組んでいる。2005年の初め、あるオランダ企業が、パキスタンで2番目に大きいシンド州の州政府との間に、同州の沿岸地帯に風車を設置するために1億ユーロを投資するという覚書に署名した。もし代替エネルギーが期待通りの成果を上げれば、原子力推進派の人々も、その意見を変えるかもしれない。

出所：Daily "Dawn" 24 May 2005

5. インダス川のイルカ保護のための覚書

インダス文明は5000年以上の歴史を持つ古代

文明である。生命のシンボルでもあるインダス川は、全ての生物に水を供給することで、その繁栄に貢献してきた。しかしながら、弱小生物においては、そのバランスに異変が起きている。たとえば、インダス川における最も有名な絶滅危惧種である「盲目のイルカ」は、今まさに絶滅の危機に瀕している。そこで、環境問題専門家が弱小生物の保護に乗り出した。世界自然保護基金パキスタン委員会（WWF-P）は、複数の政府機関との覚書に署名し、絶滅の危機に瀕しているイルカの保護に努めている。一般国民も、この覚書が功を奏して成果を上げ、美しいインダス川でイルカが再び繁殖する日が来ることを待ち望んでいる。

出所："Daily Times" 22 April 2005

6. 国際自然保護連合（IUCN）がシンド州の環境の現状を発表

国際自然保護連合（IUCN）の尽力により、州・地方レベルの環境問題について注目が集まっている。IUCN-パキスタン・シンド・プログラムは、「シンド州：環境の現状と開発」と題した初の報告書を印刷及び電子媒体で発表した。これまで知られていなかったシンド州の環境と開発の状況に関する情報が1冊に収められ、シンド州における環境問題を評価するものとなっている。本報告書によれば、シンド州では過剰開発によって人間と動物の数が増加し、植物資源の減少が加速しているという。報告書はさらに、人口移動の進行が農村の疲弊につながっていると指摘。「カラチはシンド州の全人口の30%を擁し、都市人口の63%を抱えている」と付け加えている。「その結果、カラチはシンド州における経済や雇用形態に大きな影響を及ぼしている。」

出所：Daily "The News" 3 June 2005

フィリピン

三 フィリピン大学
 三 国際法律研究所
 三 教授
 三 マーリン・M・マガローナ
 三



1. 国際調査チーム、海洋生物多様性の宝庫を発見

17カ国からの70名におよぶ国際調査チームは、ボホール州パングラオ島の深海から、数百にも及ぶ新種のカニやエビ、極小貝を発見したという初期の成果を最近発表した。それによると、これほどまでに広範囲にわたるサンゴ礁の、軟体動物や甲殻類に関する科学的調査が行われたのは、世界でも初めてだという。

同チームは、パングラオ島周辺の海で約1,200種ものカニとエビを採取し、プロジェクト全体では5,000種以上の軟体動物と1,200種の十脚甲殻類の目録を作成。そのうちの多くは、海洋科学的にも知られていない種だと言われている。

「今回の調査の結果は、保全生物学とサンゴ礁保護に新しい概念を提供するものと期待しており、この地域のサンゴ礁は熱帯雨林と共に、地球上でも生物学的に最も豊かな生態系を形成していると考え」と、パングラオ・プロジェクトの主任調査官の一人であるフランス国立自然博物館のフィリップ・ブーシェ博士は語った。

同調査は、正式名を「2004年パングラオ海洋生物多様性プロジェクト：ボホール海ならびにその近海における深海底動物調査」といい、実施団体はトータル財団、フランス外務省、セブ市のサン・カルロス大学、アセアン生物多様性保全地域センターであった。「この調査はフィリピンにとって重要だった。さまざまな生態系の多様性について学ぶべきことは多いし、これらの種が絶滅したら、私たちが生きている環境の質を向上させるために、動植物相全体としていかに手助けをし

てくれているかについて知る機会を失ってしまうことになる」と語るのは、同プロジェクトの主任調査官の一人であるサン・カルロス大学のダニロ・ラルゴ博士である。

2004年パングラオ・プロジェクトの追跡調査として、2005年パングラオ・プロジェクトが5月18日から2週間にわたって行われ、ボホール海とシキホール島、レイテ島、ミンダナオ島北部の80カ所が網羅された。調査チームが採取した標本はドラム缶20個ほどにのぼり、その中には何千種もの軟体動物、600種の甲殻類、数百種の棘皮(きょくひ)動物や魚が含まれる。中には、まだ名前を持たない深海種のエビもあり、比較的珍しいカニ科のユウレイガニ科やマメヘイケガニ科に属すると見られている。ブーシェ博士によれば、2005年パングラオ・プロジェクトの成果は、「フィリピンの海洋生物多様性の豊かさの証明であると同時に、世界にとっては、科学的価値をとまなう財産である」という。

出所：「Philippine Daily Inquirer」(2005年4月2日/10月7日)

2. 世界銀行、環境悪化が原因の莫大な損失を概算

「2004年フィリピン環境モニター」の中で世界銀行は、環境悪化が原因の経済的損失について言及し、フィリピンが毎年20億ドル、もしくは1,000億ペソ以上の損失を被っていると指摘した。

同報告書によれば、大気汚染にさらされたことで生じる医療費は、マニラだけでも年間4億ドル

を上回るという。水質汚染では年間約13億ドルが失われている。さらに水産資源の管理のまずさから、およそ4億2,000万ドルの損失があるという。

さらに世界銀行は、「森林の面積は1900年当時の2,100万ヘクタールから、1988年には540万ヘクタールにまで減少している」と報告している。

6月20日に同報告が行われた公聴会では、世界銀行のフィリピン担当局長であるヨアヒム・フォン・アムスベルク氏が、さらに次のように語った。

「フィリピンの一人当たりの森林面積は、世界で最も狭い。森林という生息地が縮小されるにしたがって、生物多様性も脅威にさらされている。沿岸資源、特にその90%が危険な状態にあるというサンゴ礁、マングローブ、海草などは、沿岸地帯の開発、農業地域の拡大、魚の乱獲などの影響を受けている。その結果多くの海で、漁獲高が減っている」

同氏によれば、「政治的意思、より強力な法の執行、近代的な公共組織、そして国民の参加があれば、フィリピンにはまだ環境を改善できる余地が残っている」という。

出所：「*Philippine Daily Inquirer*」(2005年1月19日/6月21日)、「*Philippine Star*」(2005年6月21日)、「*Daily Tribune*」(2005年6月21日)

3. 保護区がエネルギー資源の探査地に

環境天然資源省(DENR)は最近、政府と民間企業によって着手されたエネルギー開発プロジェクト15件のうち、9件が景観保護区や海景保護区、その他の保護区にあることを明らかにした。環境天然資源省の保護地区野生生物局(PAWB)の報告によれば、ルソン、ビサヤス、ミンダナオの保護区でエネルギーの探査活動が進行しており、これらの地域は石油やガス、地熱エネルギーの供給地域としての可能性を擁しているという。

地熱発電の開発地として提案されている場所は、ダバオのアポ山、ネグロス・オキシデンタルのカンラオン山、ネグロス・オキシデンタルのバリンサヤオ・ツイン・レークス国立公園、レイテのマハグナオ火山自然公園などの保護区にある。アポ山では、すでに710ヘクタールの土地

がエネルギープロジェクトのために割り当てられている。

アクラン川流域森林保護区内では、水力発電プロジェクトが提案されていることが、保護地区野生生物局(PAWB)のムンディタ・リム事務局長の記者会見で明らかになった。リム事務局長によれば、パンガシナ州のサンロケにある保護区でも、水力発電プロジェクトが現在進行中とのことである。

出所：「*Philippine Daily Inquire*」(2005年9月3日)

4. 日本が28年ぶりに森林支援を再開

日本政府による森林管理分野の支援が最近再開されたが、これは1976年に独立行政法人国際協力機構(JICA、旧国際協力事業団)が、ヌエバエシハ州パンタバングンの日本・フィリピン森林開発プロジェクトを通じて資金援助を行って以来の支援である。過去14年間の日本政府による援助は、1991年のピナツボ火山の噴火を受けて、パンパンガ州やタルラク州、サンバレス州などの災害軽減プロジェクトが対象であった。

JICAが再開した開発援助である現在のプロジェクトは、環境天然資源省(DENR)のレヒドール・デ・レオン地域事務局長によれば、「地域住民による森林管理強化プロジェクト」である。これは5ヵ年プロジェクトで、2009年まで全国規模で実施される。環境天然資源省のリカルド・カルデロン地方専門官は、このプログラムには研修や情報収集、政策実施なども含まれていると語った。最初に7つのモデル地区が選ばれ、プロジェクトの森林管理面の活動が実施されるという。

JICA専門家の宮川秀樹氏は、これらの地区が、地域内で提案された22の場所から選ばれたことを明らかにした。モデル地区に決定したのはマガランの50ヘクタール、パンパンガ州にあるサバンバトとアンヘレスの2,000ヘクタール、ヌエバエシハ州にあるヘネラル・ティニオの400ヘクタール、ボトランの174ヘクタール、サンタクルーズの5,000ヘクタール、サンバレス州にあるマシンロックの50ヘクタールである。

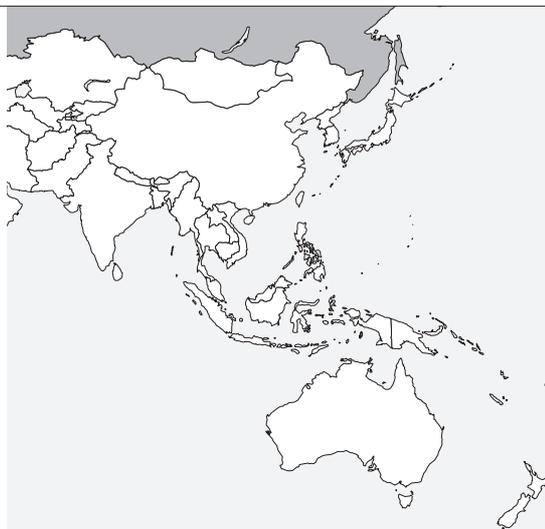
デ・レオン地方事務局長は、環境天然資源省がJICAからの支援を受けてこのプロジェクトの実施を決めたのは、同地域の森林地帯が、2003年

の段階でわずか45%である433,276ヘクタールしか残っていなかったためだと語った。

出所：「*Philippine Daily Inquirer*」(2005年9月23日)

ロシア

地域社会活動キャンペーン・ビューロー (BROC)
アナトリー・レベデフ



1. 森林の民有化の可能性に対して抗議キャンペーン

経済開発貿易省が起草した新たな「ロシア森林利用規範」について、国民的な議論が始まったのは2004年のことであった。森林監督官やNGOが異議を唱えているこの利用規範の中心の見解は、現在100%国有である森林を民有化しようとする動きであり、また、森林の環境的・社会的価値のある公共利用に対して保障が全くない点である。さらに森林管理については、地方当局の権限の保障もない。抗議する者は、多くの森林関係の専門家を作業部会に参加させた。2005年に同規範案がロシア連邦下院に提出されたことから、環境アセスメントの実施義務を果たしていないとして、政府に対して訴訟を行う者も出ている。しかし、現在も主な問題は未解決のままで、たとえば一般人が行楽や狩猟、木材以外の採集を目的として森林に入ることができるかについても、保障は得られていない。この森林利用規範に対する国民の議論の高まりをよそに、森林に依存する数百万もの国民や規範の起草者は、大統領の支持を受けて巧妙な手段で対抗してきた。つまり、草案の



Copyright©BROC

本体から森林の民有化についての詳細を除外した上で、「森林利用規範の実践に関する」草案を別に提案したのである。多くの専門家は、基本的な森林利用規範が採択された直後に、既に存在する民法の見解が適用され、森林の民有化の動きを加速させる口実が政府に与えられるものと推測している。

出所：地域社会活動キャンペーン・ビューロー (BROC)
独自の情報源、マスコミ、インターネットからの
情報を編纂

2. 大統領が経済開発貿易省にパイプライン建設を要請

シベリア・太平洋石油パイプラインに関する2回の公聴会を経て、バイカルルートならびに太平洋ルートターミナルについて数百もの強硬な反対意見を受け、日本とロシアの政府高官団はこの夏、ターミナル建設予定地であるプリモリエのペレボズナヤ湾を訪問した。日本側は沈黙を保ったままであったが、ロシア側では最も影響力を持つゲルマン・グレフ経済開発貿易相を含む3人の大臣が、ペレボズナヤは最悪かつ危険な選択であり、より理想的な候補地としてナホトカ周辺の場所を緊急に調査、選考することに同意した。これとは別に一部の市民が起こした訴訟では、ハバロフスクの地方裁判所が、環境アセスメントは政府が実行性調査を開始する上で主要な法的根拠を与えるものであったにもかかわらず、投資を正当化するプロジェクト段階で、環境アセスメントが不法に肯定的な結論を出したという判決を出している。そこでロシアの法律により、全プロジェクトなら

びにこの枠組内の活動はすべて非合法と見なされ、問題点がすべて改善されて、公聴会を含む新たな手順を踏んだ環境アセスメントによって正当化が再度行われなくなる限り、この状態が続くことになった。しかしロシアの石油ロビー団体にとって、国の法律に従うことは時間のかかる困難なことだったらしい。世界遺産に登録されたバイカル湖とペレボズナヤ近辺の絶滅危惧種アムールヒョウの価値を守るため11月にモスクワで行われた環境に関する記者会見に対して抗議を行ったのに続き、ロビー団体は、プーチン大統領に同プロジェクトの非合法的な解決案を以って建設を早めるよう大臣に指示を出させることに成功した。

出所：地域社会活動キャンペーン・ビューロー (BROC)
独自の情報源、マスコミ、インターネットからの
情報を編纂

3. 経済会議、ロシアが極東ロシアでの資源を失いつつあると宣言

ロシア政府により、ハバロフスクで開催された第1回極東国際経済会議では、極東ロシアの主要資源を活用した環境産業や、同地域の資源利用政策の戦略的開発を決定する要因などについて、詳細な分析が発表された。一連の円卓会議で、地方・中央政府の専門家は、極東ロシア地域における資源、人口、歳入、地域管理などの激減ぶりは深刻であり、ロシアの主要資源を擁するこの地域を守るためには、法律や政府、産業面での措置を含めた包括的なシステムが必要であると訴えた。その必要性は漁業に関する円卓会議で挙げられた例を見ても明らかで、極東ロシアで公式に認められた水産資源の年間捕獲許容量を守っているのはわずか60%に過ぎず、漁業会社は実際には偽造文書を使ってその2倍以上を密漁し、密輸をしているという。日本の税関のデータによれば、2004年にロシアから日本に供給された高価なカニは、本来の漁獲高を6倍以上も上まわる3万トンを超えており、この理由として、適時適切な政府規制の欠如が挙げられる。この結果、漁師たちは一時的に満足するかもしれないが、ロシア政府としては、10億米ドル分の予算を失ったことになる。モスクワや中国、日本の市場向けに不正取引されるサケやチョウザメのキャビアの額は、30億ルーブルを超える。同会議は政府に対して

包括的な提言を採択したものの、これらが実現する可能性は低いのが現状である。

出所：地域社会活動キャンペーン・ビューロー (BROC)
独自の情報源、マスコミ、インターネットからの
情報を編纂

4. 政府の新たな行政構造が環境保護の障害に

2005年は、資源管理及び環境管理に関する複数の政府機関が新設され、実践的な活動を開始した年であった。しかし、森林局や環境管理部門も引き続き天然資源省の下で活動することとなり、権限縮小の影響から、その活動ぶりは年間を通じて停滞したままであった。以前はこれら2つの政府機関の権限で、数百人に及ぶ国有林・環境監督官が資源活用の管理にあたっていたが、新しい制度の下では、特別海洋調査を行う連邦天然資源監視機関 (Rosprirodnadzor) と、政府の直属として新たに作られた連邦環境技術管理機関 (Rossecotechnadzor) を担当するために残ったのは、わずか数名である。この2つの機関は両方も環境アセスメントを実施する権限を有しているものの、本格的なプロジェクトであれば環境面と技術面の双方から監視する必要があるため、それぞれの権限が重複しないか困惑しながら仕事を進めているというのが現状である。野生生物と狩猟に関する調査は、食品や漁業の管理と統合して農業省の下で実施されることになった。これらの組み合わせは、ある程度妥当には思えるが、資源の密漁・密猟の大半が行われる遠方の地では、今回の行政改革によってこれまでのような検査能力も残っておらず、あらゆる検査の複雑な組み合わせを行うのは、監督官にとって大きな負担となる。さらに、これらの新たな検査のための予算は限られているため、問題の山積している遠隔地では、監督官が買収される新たな動機が増えたともいえる。

出所：地域社会活動キャンペーン・ビューロー (BROC)
独自の情報源、マスコミ、インターネットからの
情報を編纂

5. 極東ロシア知事が魚を故国へ

2005年度の直前に採択された「漁業に関する連邦法」は、すべての沿岸地域で徹底的に分析され、実施されるに至った。極東地域では漁業が地域経済にとって最も重要であり、漁業に違法性や腐敗した部分があると、地域の経済・社会・環境・政治面で大きな問題が生じるため、極東地域の漁業ロビーならびに行政は、新たな法律に基づいて、緊急に新しい戦略形成に着手した。海洋生物資源とその持続可能な利用にまつわる問題の背景には、ずさんな資源目録の作成方法、行政区ごとの年間許容漁獲高（AAC）の配分にもなう不正や腐敗、その結果モスクワの企業が有利になる現状、不当に高い港の使用料や関税、税金、わいろ等の出費により、漁師が故国に魚を持ち帰る気持ちが失せることなどがある。さらに小規模な漁業会社に対する投資は少なく、漁船を買い換えるための国の戦略も存在しないため、漁業の将来は明るいとは言いがたい。そこで極東ロシアの知事たちは、多くの障害を除去し、ロシアの経済圏で水揚げされた魚が国内の加工施設に運ばれることによって、最終製品の付加価値をロシア国内で

手にすることができるように全力を尽くしたいと宣言した。プリモリエ地方知事は、小規模の漁業ビジネスをサポートするために、地元の造船所で小・中型の漁船を作る新しいプログラムを開始した。

出所：地域社会活動キャンペーン・ビューロー (BROC)
独自の情報源、マスコミ、インターネットからの
情報を編纂



オホーツク海の漁師
Copyright©Elena Rabotina

シンガポール

アジア太平洋環境法センター (APCEL)
 所長
 ケン・リャン・コー



1. シンガポール・グリーン計画2012 (SGP2012) の再検討

4月、SGP2012の以下の点について再検討を行うために、3つのフォーカス・グループが設置された。すなわち、「大気と気候変動」、「水と土壌保全」、「自然保護と公衆衛生」についてである。これらのグループは、市民、公共部門、民間部門(3P)という3つの部門の代表から構成されているという点で、重要な意味を持っている。「3P」による協力は、環境に対する総合管理的なアプローチを推奨する「アジェンダ21」にも通じるものである。次に挙げるのは、これらのグループによる提案の一部要約である。

- 二酸化炭素の排出量をさらに削減する
- 家庭電化製品と車両に、エネルギー効率ラベルを義務化する
- 一人当たりの国内消費を減らす
- 廃棄物を抑制する
- 植林や公教育、アウトリーチ活動などの分野において、公共・民間・市民部門による共同事業を増やす

出所：Milieu 2005年10月・11月号

2. 「みんなのための水：節水し、大切にし、楽しもう」

これは、環境水資源省 (MEWR) の公益事業庁 (PUB) によって、2月21日から正式に使われ始めた新しいキャッチフレーズである。これもまた、3Pアプローチに沿ったものである。

2005年は、シンガポールの多様な水資源の供

給手段にとって新たな節目となる重要な2つの出来事があった。

- シンガポール淡水化プラントが正式に稼働を開始

シンガポールの「第4の蛇口」となる淡水化プラントは、9月15日に正式に稼働を開始した。これは、9月11日から16日にかけてシンガポールで開催された、国際脱塩協会 (IDA) の「淡水化と水の再利用に関する世界大会」に合わせて行われた。チュアスにあるこのシングスプリング社のプラントは、世界最大の逆浸透膜を使用した淡水化プラントである。前処理された水は高圧ポンプで半透膜を通過し、水と溶解物質に分離される。処理された水は、貯水と混和され、家庭用水として使用されるのである。

- 大深度トンネル下水道システム (DTSS)

4年間におよぼトンネル工事を経て、DTSSが2月21日に完成した。ヤーコブ・イブラヒム環境・水資源相は、「DTSSは、水の再利用プラントからニューウォーター (NEWater) 処理場まで、排水を水路で運ぶための『輪を完結させる』上で、非常に大切な重要な部分である」と述べた。

(ニューウォーターとは、排水の再利用に使われる表現であり、「輪を完結させる」とは、貯水池からの水、貯水、ニューウォーター、海水から精製した水など、シンガポールのあらゆる水源からの水を結びつけることを意味する)

出所：Waternet-www.pub.gov.sg



シンガポール、アジア太平洋地域初となる淡水化プラント
(チュアス)

Copyright©PUB

3. シンガポールによるジョホール海峡周辺における埋立て工事に関する問題

2003年9月5日にマレーシアは、シンガポールによるテコン島及びチュアス島での埋立て工事中止を求め、国際海洋法裁判所（ITLOS）に対して、暫定措置として次の4つの要望を提出していた。

- a. シンガポールは仲裁裁判所の決定が出るまで、両国の海上境界線周辺、もしくはマレーシアが領海であると主張する海域（具体的にはテコン島及びチュアス島）における埋立て工事を一時中断すること。
- b. 今後はこれまで提供されなかった情報も含め、マレーシアに対して、工事の範囲、工事方法、材料の種類や原産地、海岸保全のための設計、場合によっては修復案などについて、現行ならびに計画中の工事に関するあらゆる情報を提供すること。

- c. マレーシアには、提供されたこれらの情報を特に考慮した上で、埋立て工事やその影響について、意見を述べる機会を十分に与えること。
- d. 未解決の問題に関しては、すべてマレーシアと協議することに同意すること。

ITLOSは、このマレーシアの申請項目を却下したが、シンガポールに対し、マレーシアへの権利侵害や海洋環境に深刻な影響を与える工事の進め方をとらないよう規定した。1月、両国は独立調査委員会（GOE）の調査結果にもとづいて合意に達した。合意内容とは、ジョホール海峡内で双方の環境に影響を与えるような事柄について情報を交換する、ジョホール海峡内で双方の環境に関する監視活動を行ない、悪影響が認められた場合には必要に応じて対処することなどである。これらの活動の中には、海洋や河口環境を保護するために水質を監視すること及び生態系を監視することが含まれる。

4. 交通渋滞を緩和するために、道路料金自動徴収制度（ERP）を調整

シンガポールは30年以上にわたって、車両による大気汚染を減らし、交通渋滞を緩和するための革新的な対策をとってきた（停車中の車からは多量の大気汚染物質が排出されるため）。そのひとつが、ラッシュアワー時に商業中心地区に乗り入れる車に対してERPを通じて課税するシステムであり、制限区域での徴収が行われてきた。10月からは、これら区域の一部で、課税対象となる日時が延長された。

5. 環境に関する能力開発（キャパシティー・ビルディング）

10月28日に、アジア太平洋環境法センター（APCEL）をはじめ8つの組織が覚書（MOU）に調印し、シンガポール環境研修プログラム（SETP）の下で、環境関連の研修ならびに域内外への技術移転を通じて、能力開発強化をめざすシンガポールの取組に協力するという立場を明らかにした。「今日我々が直面している環境問題のすべてを、単独で解決できる組織など存在しない。

他の国々の組織と知識を共有することも大事であるが、シンガポールの環境問題について総合的な理解を深め、互いの長所やノウハウを有効に活用



シンガポール環境研修プログラム覚書の調印（2005年10月28日）

するためにも、国内の組織間での知識や経験の共有がまた重要である。これまでシンガポールは、多くの国々から環境上の成功事例を学んで参考にし、その恩恵を受けてきた。今後も学ぶべきことは多いが、同時にその独自の経験を、シンガポールの周辺国や友好国と分かち合える段階にも到達した」と、国家環境庁のリー・ユエン・ヒー長官は、シンガポール環境研究所で開催された覚書の調印式で語った。

出所：<http://www.nea.gov.sg/cms/sei/Events.html>

スリランカ

≡ TVEアジア・パシフィック会長兼
≡ チーフエグゼクティブオフィサー
≡ ナラカ・グナワルデン
≡
≡
≡



1. 津波が環境に及ぼした被害

2004年12月26日のインド洋津波において、スリランカは犠牲者数が2番目に多く、建造物や人々の生活に甚大な被害が生じた。2005年を通じて、科学者は引き続き、スリランカを襲ったこの大惨事が環境と経済にもたらした影響を調査した。

スリランカの1,770キロに及ぶ沿岸地帯の3分の2が津波により浸水した。津波が去った後に残されたものは、汚染された地下水と塩害を受けた陸地であり、このため農作物も被害を免れなかった。被害が特に大きかったのは、米の総生産量の3分の1を誇る東部地方である。この津波による被害が最も深刻だったのは漁業であるが、農業はそれに続くものであった。

その一方で、海岸線から100メートル以内に新たな建造物を建築することを禁止するという政府の決定が、大きな論争となっている。特に沿岸地域において人口が密集しており、この新しい禁止令により、家屋破損・破壊の被害を受けた何万人もの人々は、故郷に戻って復興することができなくなる。津波から一年が経った現在も同禁止令は解除されておらず、科学者を巻き込んだ政治論争となり、意見が分かれたままである。

出所：Science and Development Network:

<http://www.scidev.net/News/index.cfm?fuseaction=readNews&itemid=1856&language=1>

国連食糧農業機関 (FAO) 調査報告書:

<http://www.fao.org/ag/tsunami/assessment/srilanka-assess.html>



津波の被害を受けた沿岸の家屋と陸地

Copyright©TVE Asia Pacific

2. インドの船舶用運河が海洋環境に与える脅威

一年を通じて話題にのぼっていた環境の話題は、インドが着手したセツサムドラム船舶用運河計画（SSCP）関連のものである。150年に及ぶ工学技術を極めた本巨大プロジェクトでは、スリランカ北部とインド南部の間にある浅い海を掘り起こし、マンナル湾、ポーク湾、ポーク海峡を横断する航行用の運河を建設する予定である。これまでは、スリランカを回って400キロメートル余分な航海が必要であったが、このように東海岸と西海岸を結ぶことにより、インドは膨大な経済利益を期待できる。

両国の環境専門家は、この260キロメートルに及ぶ運河が建設され、稼動が開始されると、多くの悪影響をもたらされるとして、懸念を表明している。問題になっている海域では、アダムズ・ブリッジと呼ばれる砂州が水流を阻止し、逆流が存在している。この比較的温かい水流に複合的な生態系が存在しており、インド亜大陸において最も豊かな海洋生物多様性を誇っている。マッコウクジラやイルカ、ジュゴンなど、多くの生物が生息している。浅瀬にある多数のサンゴ礁は良い漁礁にもなっており、両国の漁民もその恩恵を受けてきた。

科学者達は、この狭い海域の海流を変化させることによって、長期的な影響と海岸侵食の激化は避けられないと警告している。商業目的の船が航行するようになれば、海の汚染や油の流出などの問題も深刻化するはずである。

2004年に完了した同プロジェクトの環境影響評価（EIA）では、これらの問題を始めとするスリランカへの影響に関する言及はない。環境活動家は、より広範な協議を新たに行なうよう迫っているが、スリランカ政府の沈黙に苛立ちを募らせている。運河の建造が2005年に開始され、今から多くを変えることができるのかは疑問である。

出所：<http://www.ejustice.lk/article-Sethusamudram-%20Who%20stand%20for.htm>
<http://www.climate.lk/sethu/>
<http://sethusamudram.gov.in/EIA.asp>

3. 引き続きニュースを賑わせている遺伝子組換え食品

2001年に、スリランカは世界で初めて、遺伝子組換え食品の輸入を禁止した。しかしながら、すぐにWTOルールを引き合いに出す西洋諸国から圧力がかかるようになり、同禁止令を一時解除せざるを得なくなった。当局の無関心と怠慢のせいで、この問題は宙に浮いたままとなっている。2005年末には、環境活動家たちがスリランカの控訴裁判所に対し、政府が遺伝子組換え食品の表示を義務付ける制度を導入するよう訴えを行った。

非営利の環境正義センターも、消費者問題局や通商産業省、保健福祉省に対して同様の申し立てを行い、遺伝子組換え食品を生産もしくは消費している国は、あらゆる安全対策が講じられていることを保証するために、明確で対応の速い規制政策を策定し、正式な担当機関を設置するよう訴えた。また、この問題のためのモニタリングや公開討論、政策決定なども呼びかけた。

この申し立ては、裁判所が消費者問題局と保健福祉省に対し、遺伝子組換え食品が人の健康と環境に及ぼす潜在的危険性に関する調査を実施し、遺伝子組換え食品の基準及び明細事項を定めるよう命じることを求めるものであった。

現在、市場には遺伝子組換え原材料を用いた製品が60種類以上も出回っており、その全てが輸入品である。環境正義センターは、スリランカの消費者には、遺伝子組換え食品と非遺伝子組換え食品の選択肢が与えられるべきだと主張し、米国やオーストラリア、ニュージーランド政府及び商工会議所からの圧力を受けて、表示を義務付ける新法作りが遅々として進まない政府を非難した。

出所：<http://www.ejustice.lk/gmo-gefoodsriskeybusiness.htm>
<http://www.efl.lk/pp0604.html>

4. 機械による砂の浚渫が中断

2005年3月に、最高裁判所は政府当局に対し、機械による砂の浚渫を中止するよう命じた。今後こうした行為に携わった者は検挙され、使用した機械も没収されることになる。

機械による砂の浚渫がもたらす危険な影響のうち、裁判所が特に注目したのは、西海岸のネゴン

ボ地域における地下水に及ぼす影響であった。また、内陸の塩性湿地帯の形成も注目された。生態系が荒らされてしまうと、津波が再度発生した場合に多大な被害を与えかねないと最高裁判所が判断したのである。

最高裁判所は、水に関する国内政策が策定されるまでは、機械による砂の浚渫を許可しないという判決を下した。

出所：<http://www.efl.lk/news.html>

タイ

タイ環境研究所
エネルギー・産業・環境部門部長
クワンルディー・チョーチャナタウィーウォン



1. タイにおける深刻な洪水と旱魃

全国各地において深刻な旱魃や大洪水が発生し、水資源管理の問題がクローズアップされるようになった。8月には南西からのモンスーンが原因の集中豪雨により、北部では過去30年において最悪となる鉄砲水が発生し、6つの県の町や都市に被害をもたらした。この時発生した浸水により6人が死亡し、約50,000人に影響が出た。この北部の洪水による影響が徐々に薄らいだ後、例年は全国的に乾燥した冷たい空気を運んでくるはずの北東からのモンスーンが、12月に南部で激しい降雨と壊滅的な洪水を引き起こした。状況が特に深刻だったのは8つの県である。当該地域では、洪水の平均水位が50センチメートルから200センチメートルにまで達した。12月に発生したこの洪水のために、家畜類が死に、橋、道路、住宅、農地及び農産物などに影響が出ただけでなく、感染症も蔓延した。

この大雨に先立って、東部地域を始めとするタイ各地において、深刻な水不足が生じていた。東部の沿岸地域には複数の工業団地があるため、水の消費も相当量に達する。8月には、これらの地域の貯水池に1日当たり40万立方メートルの割合で天然水が流入する一方、50万立方メートルの水が地域住民によって消費されていた。その結果、地元産業及び住民の多くが水不足に苦しむこととなった。特にラヨーン県の水不足は深刻で、原水は150日で尽きると予想されていた。このような事態を受けて、同県の水道会社は、さらなるリスクを軽減するために、水源としての河川水への依存を高めること、カンボジアのストランナム・ダムからの水を利用することなどを、解決策

として挙げていた。

出所：The Nation (2005年8月15日)

2. 環境保護のために若い世代を育成

2005年にタイの天然資源環境省 (MONRE) は、全国の学術機関と協力して、「環境の戦士達」という新しいプロジェクトを開始した。同プロジェクトの目的は、環境に関連した分野を専攻する学生達に、公害調査の実地体験を提供することにある。このプロジェクトに参加する学生は「環境の戦士達」と呼ばれ、彼らの居住区域にある工場からの排水や排気を検査するという任務を与えられる。本活動には、GPS (汎地球測位システム) マッピングやアンケート調査、サンプル収集、検査室での分析なども含まれる。違反を摘発するためではなく、生産活動が環境に及ぼす影響を把握することを目的としている。検査の結果を受けて、MONREは初期段階での改善案を提供する。環境問題が改善されない場合には、警告がなされ、後に法的手続きが取られることもある。

同時に、このプロジェクトには、学術機関の協力を得て、産業公害に対する監視を強化する役割が期待されている。これらの調査により、MONREが地域レベルでの環境管理状況をより容易に把握できるようになれば、産業環境管理の一層の改善が見込まれるからである。さらに、これらの実地体験を通じて、学生達の環境に対する意識や能力も高まるはずである。

出所：Ministry of Natural Resources and Environment
(2005年11月28日)

3. 津波の後遺症：復興への道

2004年にアンダマン海岸で死者5,000人以上を出す大惨事となった津波が発生して以来、タイ政府は津波被害からの復旧のために、70億タイバーツ以上を費やした。加えて、民間からの援助も13億バーツに達している。これらの支援の大半は、プーケットやパンガー、クラビー、トラーン、サトゥン、ラノーンなどの各県で、直接被害を受けた5万5,000人に直接に支給された。この災害による損害は、何百万という人命や財産のみならず、環境にまで及んでいる。タイは、アンダマン海岸で津波被害を受けた地域の環境を復元するために、尽力を続けてきた。また、これらの沿岸地域において、人々が再び安心して生活できるよう、そして国内外の人々が訪れることができるよう、努力が続けられている。

天然資源環境省（MONRE）が行なった環境影響評価によれば、今回の津波によって被害を受けたアンダマン海沿岸のサンゴ礁は、全体の5～10%に過ぎないという。サンゴ礁を保護する目的で復興プロジェクトが発足し、ブイの設置や修理がプーケットのパトン・ビーチで行なわれ、この動きは、カタヤカロンなどの他のビーチにも広がっている。さらにタイとしては、持続可能な観光産業の普及を図ることにより、被害を受けた地域における沿岸資源と海洋資源の管理を改善したい考えである。

出所：Ministry of Natural Resources and Environment
(2005年12月27日)

4. フロンガス（CFC）の段階的使用停止に成功

タイ工業省は、CFCの段階的使用停止計画が成功を収めたと発表した。モンリオール議定書の締約国として、タイは1989年以降、CFC全廃キャンペーンを展開してきた。政策措置の中には、CFCの段階的使用停止をめざす基本計画の策定や、民間セクターのための景気刺激策なども含まれる。例えば、代替フロンに切り替えるための技術的な開発や変更に対して、オゾン層保護基金から5,300万ドルの補助金や500万ドルの無利子融資が提供された。さらに輸入規制措置が適用され、民間セクターのための能力構築プログラムも

実施された。

現在、工業部門におけるCFCの段階的使用停止こそ実現したものの、サービス部門では冷蔵庫やエアコンのメンテナンスなど、輸入製品によるCFCの使用が依然として続いている。

出所：Ministry of Industry (2005年9月17日)

5. エネルギー省、再生可能エネルギーに関する国王の提言に応える

タイのプミポン・アドゥンヤデート国王は、毎年12月5日の誕生日に、タイ国民に対して演説を行なっている。2005年の78歳の誕生日には、バイオディーゼルをはじめとする、国内での再生可能エネルギーの推進を重要課題のひとつとして訴えた。世界的なエネルギー危機と環境問題により、タイでは再生可能エネルギーの必要性が急速に高まっている。

国王からの提言を受けて、エネルギー省は、バイオディーゼルの商業利用及び生産の普及を積極的に推進している。エネルギー省の戦略には、2011年までにB5（バイオディーゼルの5%含有するディーゼル燃料）を、2012年までにB10（バイオディーゼルの10%含有するディーゼル燃料）を、それぞれ全国的に使用するという目標が含まれており、量にして一日当たり約85億リットルとなる。現時点では、タイにおけるバイオディーゼルの生産能力は1日当たり22,600リットルであるが、現在建築中の工場が完成すれば、100万リットルへの増産が見込まれる。

タイ国内でバイオディーゼルの生産能力が限られているのは、原料の「量」が原因である。そこでエネルギー省は、現在は200万ライ（1ライは1,600平方メートルに相当）に過ぎないヤシの植林地域を、2012年までに500万ライにまで増やす方針である。

さらにエネルギー省は、パーム油やフィジック・ナット・オイル（ヤトロファ・クルカス）、使用済み植物油などを原料にしてバイオディーゼルを作る方法を、地域住民に紹介してきた。地元で生産されたバイオディーゼルは、農業機械に使用することが可能であり、地域の経済と環境の両面に貢献することが期待されている。

出所：Ministry of Energy (2005年12月28日)

ベトナム

ベトナム社会科学アカデミー国務司法研究所
教授・編集主任
ファム・ヒュー・ギー



1. 2005年国内環境会議

4月22日に、国内環境会議がハノイで開会した。この会議は、水や土壌、大気汚染に対して警鐘を鳴らすものであった。ベトナム全土では、70もの工業地帯や1,000以上の病院から何百万立方メートルもの廃水が周囲に垂れ流されている。土地の過剰開発や洪水、浸食、塩水の浸入が平野部の土壌を脅かす一方で、時代遅れの農法と森林破壊の黙認が山地の土壌浸食の原因となっている。時代遅れの生産技術に頼り、適切な廃棄物処理法が無視された結果、各地で深刻な大気汚染も起きている。

同会議において、ファン・バン・カイ首相は、環境保護と経済開発の調和が保証されなければならないと語った。これを実現するためには、政府のみならず、関係機関、企業、地域社会による一層の努力が必要とされる。さらに首相は、あらゆるレベルの関係当局や、全セクター、政府機関、国民の意識を向上させるためにも、環境保護に関する教育が重要であると語った。また、環境分野における予防策が優先されるべきであり、環境保護を無視して利潤を追求している者たちとの戦いも始めなければならないと付け加えた。またカイ首相は、環境保護を推進するための解決策として、環境保護活動への投資を分散させること、社会・政治団体や大衆組織、地域社会を参加させること、科学的な研究やその技術的応用を支援すること、そして国際的な協力関係を推進することなどを提案した。

出所：天然資源環境省

2. 環境保護に向けての5大目標（2005年から2010年）

天然資源環境省は、2005年から2010年にかけての、5つの全国環境保護戦略目標を提案した。

天然資源環境省によれば、この期間内に建設される生産施設には、環境保全技術のガイドラインの遵守と、標準的な廃棄物処理施設の設置が求められる一方で、都市部の40%と工業地帯及び輸出加工区の70%で、廃水処理施設が作られる予定である。

他の目標としては、都市部住民の100%、農村部住民の95%に安全な水を供給すること、そして一般ゴミと産業廃棄物の90%を収集し、有害廃棄物の60%、及び医療廃棄物の100%を処理できるようにすることなどがある。

そのためにも、天然資源環境省は、環境保護基金の大部分を廃棄物処理や環境問題の予防・対策、環境に悪影響を及ぼさない技術の利用、生物多様性保全、国内全企業による持続可能な開発に充てることになる。

出所：Econet

3. 湿地帯の生物多様性を保全

国連開発計画（UNDP）から、生物多様性の保全と湿地資源の持続可能な利用に関するプロジェクトに対し、710万米ドルの支援が行われた。湿地帯の保全と開発に対する国民の意識の向上と、様々な方策の実施を目的とする同プロジェクトは、2005年から2009年の間に、ドンタップ省のチャムチム国立公園と、ロンアン省のラン

セン湿地保護区で実施される予定である。

広さ7,588ヘクタールに及びチャムチム国立公園は、ドンタップ・ムイ（アシの平原）の縮小版と見なされており、ベトナムの南西部に位置している。この公園には原始的生態系が今も存在し、130種以上の原産の植物、120種の淡水魚、40種近くの両生類と爬虫類、そして200種の鳥類が生息している。

5,030ヘクタールのランセン湿地保護区には、165種もの野生植物と149種の脊椎動物が保護されており、そのうち13種はベトナムのレッドブックにリストされている。

出所：Vietnam.net

4. 国民議会、環境保護法の改正を承認

国民議会は、11月19日に環境保護法（1993）の改正を承認した。

2005年環境保護法は、環境保護のための対策や資源、組織と個人の権利や義務、国家管理などについて言及している。

この法律は、すべての組織、個人、世帯、地域社会、外国在住のベトナム人、ベトナム内で操業している外国企業と外国人に適用される。

2005年環境保護法は、2006年7月1日に発効する。

出所：National Assembly Office



今回の国民議会では、代表者らが環境保護法の改正について議論した。

Copyright ©National Assembly Office

あとがき

1998年に8カ国でスタートした「アジアの環境重大ニュース」は2005年で8年目を迎え、今回初めて報告が寄せられたブータンも加え、これまでで最多の3機関・21カ国のニュースを掲載することができた。地球温暖化やオゾン層破壊、バイオセーフティなど環境問題への国境を越えた取組に関する報告に加えて、独自の環境政策や各国事情など、現地発の情報を豊富に収集した。

2005年も、パキスタン北部大地震やインド南部の豪雨、中国東北部松花江の河川汚染など、各地で大規模な自然災害や公害による被害が生じた。2004年末のスマトラ沖地震・インド洋津波で甚大な被害を受けたアジア諸国では、復興への取組や教訓を生かした災害管理が進む一方で、スリランカやインドからの報告にもあるように、主要産業や生活基盤への影響は大きく、課題は山積したままである。また、バングラデシュやインドの報告が触れているように、地球温暖化に伴う気候変動への適応問題がアジア太平洋地域の緊急の課題となっており、適応能力に乏しく脆弱である地域への対策が模索されている。

その一方で、地球温暖化への国際的取組について注目される報告もいくつかなされた。2月によく京都議定書が発効し、11月にカナダ・モ

ントリオールで国連気候変動枠組条約第11回会議とともに京都議定書第1回締約国会合が開催されるなど、2005年は記念すべき年となった。こうした中、インド、中国、インドネシア、フィリピンにおけるクリーン開発メカニズム（CDM）に関する国内制度の整備進展が報告され、アジアにおける京都メカニズム活用への期待の高まりとその取組の活発化が見受けられた。アジアにおける持続可能な開発と投資を実現するCDMへの各国政府や企業の取組が、今後も注目される。ここに集められた報告から、このようにアジア諸国が直面している環境問題は実に多岐にわたることがわかる。画期的な取組もあるが、政府及び関係機関の適時適切な対策が求められるものも多く、さらには国家の枠を超えた協力体制の促進が期待されるものもある。いずれも、私達が改めて地球環境をより現実のものとして捉え、対策を検討する上で貴重な情報となるだろう。

「アジアの環境重大ニュース」では、今後もIGESの研究ネットワークを活かし、このようなアジア太平洋諸国の環境問題やその対応・施策に関する動向を幅広くまとめ、各地からの貴重な情報として発信していきたい。

アジアの環境重大ニュースのこれまでのニュース

1998年アジアの環境重大ニュース 目次

[中国] 任勇 一財団法人 地球環境戦略研究機関

1. 建設事業の環境保護管理に関する国务院条例
2. 国家環境保護局 (NEPA) の改組
3. 異常気象と上中流域における生態破壊の悪化による長江の洪水

[インド] マイティリ・アイエール 一財団法人 地球環境戦略研究機関

1. 議会での生物多様性法案の審議
2. 高等裁判所によるフライアッシュ管理の命令
3. 国家首都圏 (NCR) でのディーゼル車の禁止

[インドネシア] モハマド・スリアニ 一環境教育開発研究所

1. インドネシアの新しい環境管理法
2. 持続可能な発展：その原則と実施
3. インドネシア生物多様性財団
4. インドネシアのデボックにおける新しいエコツーリズム開発

[日本] 原嶋洋平 一財団法人 地球環境戦略研究機関

1. 地球温暖化対策推進法の制定
2. 環境ホルモン問題の出現
3. 東アジアの酸性雨モニタリングネットワーク (EANET) の試行稼働
4. 地球環境戦略研究機関 (IGES) の設立

[韓国] 丁太庸 一国立環境研究所

1. 有害化学物質管理法とその規制
2. グリーンベルト (開発制限地区) の改革
3. 非武装地区 (DMZ) における初めての生態調査

[フィリピン] マーリン・マガローナ 一フィリピン大学

1. 1998年フィリピン漁業法における環境政策
2. フィリピンの都市における環境・自然資源担当官

[シンガポール] チャア・リン・シェン 一東南アジア研究所

1. シンガポール電子航海システムの利用開始
2. 海洋に関する条約の批准
3. エネルギー効率に関する勧告の策定開始
4. ヘイズの影響

[タイ] トングロイ・オンチャン 一タイ環境研究所

1. サルウィーン森林伐採事件
2. 森林破壊と減少しつつある森林で生活する権利
3. エルニーニョの影響と森林火災の悪化
4. タイ-ミャンマーのガスパイプラインプロジェクト
5. 内陸部でのエビ養殖

1999年アジアの環境重大ニュース 目次

[カンボジア] コル・バサナ 一環境省国際公共協力部門

1. IUCN保護地域世界委員会の東南アジアでの第2回地域フォーラムへの参加
2. ワークショップ「国際的に重要な湿地に関するラムサール条約の認識」の開催
3. 「森林犯罪の監視と報告事業」実施へ
4. 地域の森林開発に関するワークショップの開催
5. 23の保護地域の管理に関する準行政命令の起草

[中国] 周新

一国家環境保護総局／環境経済・政策研究センター

1. 中国環境保護法施行20周年
2. 公害防止策の主な成果
3. 環境保護への投資増大
4. 長江、黄河流域の生態環境の保護

[インド] マイティリ・アイエール 一タタ・エネルギー研究所

1. 最高裁がデリーにおける排出基準を強化
2. フライアッシュの建築利用に関する省令の制定
3. バイオセーフティ議定書をめぐる政府間交渉

[インドネシア] モハマド・スリアニ 一国家学術会議

1. 地域開発における州自治
2. 新しい環境大臣のプロフィール
3. 持続可能な開発と州自治
4. 環境影響評価 (EIA) に関する新規則
5. 木材用プランテーション

[日本] 原嶋洋平 一財団法人 地球環境戦略研究機関

1. トキのふ化
2. 核燃料転換施設での臨界事故
3. ダイオキシン類対策特別措置法
4. 第1回中日韓3カ国環境大臣会合
5. 1999年IHDP公開会合の開催

[韓国] 金承禹 一韓国環境政策・評価研究院

1. グリーンベルト政策の改革
2. 東江をめぐる論争
3. 「洛東江の水質改善計画」発表
4. 使い捨て商品の規制
5. 原子核放射能漏れ事故

[マレーシア] ワン・ポーシャ・ハムザ、 ノーハヤティ・ムスターファ 一マレーシア国際戦略研究所

1. 高まる国家沿岸域政策の必要性
2. ジュゴン - 危機に晒される動物?
3. 生物多様性への希求
4. スンガイ・セランゴール・ダム論争
5. 殺虫剤による河川の危険?
6. 気候変動シナリオ～国別報告書の作成に着手
7. 違法投棄有毒危険廃棄物に断固たる処置

[モンゴル] アユシュ・ナムカイ 一開発環境センター

1. 動物相に関する法案
2. 自然災害軽減に関する国家プログラム
3. 大気保全プログラム
4. オゾン層破壊物質の輸入・販売・使用に関する輸入品許可証発行の規制
5. 温暖化現象と旱魃

[ネパール] ビシュヌ・バンドリ 一財団法人 地球環境戦略研究機関

1. 生物多様性保全信託基金の設立
2. カトマンズでのディーゼル三輪車・ビックラムテンポの禁止
3. ヒマラヤ地域の森林火災
4. ヒマラヤの旱魃

[フィリピン] マーリン・マガローナ 一フィリピン大学

1. 「新包括的大気浄化法」制定
2. 首都マニラのゴミ危機

3. 持続可能な森林管理政策の徹底

[シンガポール] チャア・リン・シェン
—東南アジア研究所

1. 廃棄物問題についての政策表明
2. 深トンネル下水道システム (DTSS) の導入
3. 油濁事故対策協力条約 (OPRC条約) 加盟ならびに MARPOL条約選択付属書V受諾
4. 定例油流出訓練の実施
5. 生きた豚輸入の一時停止並びに新しい冷凍豚肉販売制度の導入

[タイ] トングロイ・オンチャン —タイ環境研究所

1. アンチョビーが引き起こした国家論争
2. 江沢民国家主席のタイ訪問と環境保全
3. 映画「ザ・ビーチ」論争
4. スリナカリン・ダム近郊での国立公園における土地侵犯
5. 石炭火力発電所建設計画への抗議

[ベトナム] ファム・ヒュー・ギー
—国立法律学院、社会・人文科学国家センター

1. 「国家近代化と工業化に伴う環境保全対策の強化」の実施へ着手
2. 「ホイアン」と「ミーソン」が世界遺産に
3. 中部7県で40年ぶりの大規模洪水

[東南アジア] チャア・リン・シェン
—東南アジア研究所

1. 「東アジア諸国の海洋汚染に関するUNEP委員会調査」開始
2. 「第10回アセアン環境高等事務レベル会合」開催
3. 「油流出による損害・浄化請求に関する問題を処理するための東アジア地域海計画 (EAS) ・地域協議ワークショップ」開催
4. 南東アジア地域のヘイズ状況
5. マレー半島でニパウィルス感染症が発生

2000年アジアの環境重大ニュース 目次

[アジア太平洋地域] 市村雅一
—国際連合アジア太平洋経済社会委員会：UN/ESCAP

1. アジア太平洋の環境と開発に関する大臣会議 (MGED 2000) の開催
2. アジア太平洋環境白書2000の発行
3. アジア太平洋における環境上健全かつ持続可能な開発のための地域行動計画 (RAP) 2001-2005の採択
4. クリーンな環境のための北九州イニシアチブの採択
5. 北東アジアにおける環境協力の推進

[アジア太平洋地域] S. タヒール・カドリ
—アジア開発銀行：ADB

1. 東南アジア諸国連合 (ASEAN) 地域における森林火災の深刻な影響

[バングラデシュ] カンダカ・メヌディン
—バングラデシュ高等研究センター

1. バングラディッシュ南西地域を襲った洪水被害
2. 徹底した廃棄物管理: ダッカ市における目下の必要性
3. ダッカ市の高濃度の浮遊粒子状物質 (SPM) による大気汚染
4. 絶滅のおそれのある野生生物のレッドリストの状況

[カンボジア] キュー・ムット —環境省

1. メコン河流域等の洪水
2. 1994年温室効果ガス排出等インベントリーの作成
3. 大気汚染に関する新法令の制定
4. 沿岸及び海洋の環境問題の深刻化

[中国] 周新
—環境経済政策研究センター・中国国家環境保護総局

1. 大気污染防治法の第2回改正
2. 「一控双達標」実現に向けた取組み
3. 北京イニシアチブ：グリーンオリンピック行動計画
4. 北京市、天津市を襲った砂嵐

[インド] プラサド・ヴェイジャ —ヴァイトグループ

1. GLOBEプログラムへの加入
2. 鉛蓄電池のリサイクルと取り扱いに関する規制案作成
3. 最高裁判所によるナルマダ・ダム建設再開許可
4. 州政府による参加型雨水確保プログラム

[インドネシア] モハマド・スリヤニ
—環境教育・開発研究所

1. 自然資源管理に関する全国会議の開催
2. インドネシアの「アジェンダ21」策定
3. 環境毒物学と汚染規制・管理に関するセミナー開催
4. 2000年動植物の日
5. 「未来のための対応」(CARING FOR THE FUTURE) の翻訳出版

[日本] 原嶋洋平 —拓殖大学

1. 循環型社会形成推進基本法の成立
2. 東京都のディーゼル車排出ガス規制の導入
3. ESCAP環境大臣会合の開催
4. G8環境大臣会合の開催
5. フィリピンへの有害廃棄物の不法輸出

[韓国] 鄭會聲 —韓国環境政策・評価研究院

1. 第8米軍による有毒物質の不法投棄
2. ヨンヴォル多目的ダム建設計画の中止
3. 持続可能な開発に関する大統領諮問協議会 (PCSD) の発足
4. セマングム埋立事業の環境影響調査

[ラオス] ヴィエンサワン・ドンサワン
—科学技術環境庁

1. 環境保護法の施行
2. 地方レベルの環境管理の推進
3. 環境影響評価令の制定
4. ナムトゥン2水力発電プロジェクトへの市民の参加
5. 温室効果ガス排出量に関する発表

[マレーシア] ノーハヤティ・ムスターファ
—国際戦略研究所

1. 見直しを迫られる高地開発
2. 未遂に終わった有毒廃棄物輸送
3. 気候政策の国別報告書の作成
4. ミレニアム植林キャンペーン
5. ナチュナ・シー号原油流出事故
6. 端緒についたリサイクル

[モンゴル] アコシュ・ナムカイ —開発環境センター
—ドンドギーン・エンクバヤール
—自然環境省

1. 観光法の成立
2. 有害廃棄物の越境移動及び輸出入の禁止に関する法律の制定
3. 気候変動に関する国家行動計画の策定
4. 自然災害
5. 「エコアジア研究所」の設立

[ネパール] プール・チャンドラ・スレスタ
—フリーランス・コンサルタント
—ビシュヌ・B・バンドリ
—財団法人 地球環境戦略研究機関

1. 王立バルディア国立公園の「地球への贈物」宣言
2. 生物の回廊としてのチュリア丘陵の復元
3. サイ生息数調査2000の実施

4. ネパール農村部の草の根保全イニシアティブ
5. 2001年以降の旧式車両の都市部での利用禁止

【フィリピン】 マーリン・M・マガローナ
—フィリピン大学

1. ごみ処分場の崩壊による200人以上の死亡
2. 日本に返送された輸送有害廃棄物
3. 元米軍基地の有毒廃棄物汚染犠牲者への補償要求
4. シンガポールタンカーの重油流出事故

【極東ロシア地域】 アレキサンダー・シェンガウス
—経済研究所

1. 天然資源分野の行政組織改革の断行
2. 自主的な森林認証の開始
3. アムール州での自然保護地域の開設
4. 持続可能な森林管理にむけた国際ワークショップの開催
5. 新しい廃油処理法の開発

【シンガポール】 チア・リン・シェン
—東南アジア研究所

1. 公共施設の水供給施設への下水汚染事故
2. 長期総合コンセプト・プランの見直し
3. シンガポールの廃棄物回収の民営化
4. 化学物質の流出による釣り・水泳中止
5. 深部トンネル下水システム(DTSS): チャンギ廃水処理工場の初入札
6. 手足口病(HFMD) ウィルス大発生

【タイ】 トングロイ・オンチャン
—メコン環境資源研究所・タイ環境研究所

1. タイ・マレーシア間の天然ガスパイプライン建設・プロジェクトに対する抗議
2. バクブーン・ダム反対運動の議会での暴動
3. カーフリーデーキャンペーン
4. 巨額な投資で完成した水路による水質汚染
5. 放射能廃棄物の取り扱いミス

【ベトナム】 ファム・ヒュー・ギー
—司法省・国立社会科学人類センター

1. ホーゴム亀の保護区設置
2. メコン川デルタ地帯の大洪水(南ベトナム)
3. ホーチミン高速道路建設によるクックフォン国立公園への環境影響

2001年アジアの環境重大ニュース 目次

【アジア太平洋地域】 ティム・ハイアム
—国連環境計画アジア太平洋地域事務所 (UNEP/ROAP)

1. 持続可能な開発のための世界サミットに向けてのアジア太平洋地域プラットフォーム(綱領)
2. アジア太平洋地域市民社会のWSSDに対する展望
3. 環境法や条約に関する地域キャパシティの強化
4. 日本企業によるUNEPの環境教育、認識、訓練に関する活動への支援
5. 産業界の能力開発向上とネットワーク化

【アジア太平洋地域】 レスター・R・ブラウン
—地球政策研究所 (EPI)

1. 中国の将来を脅かす黄塵地帯

【アジア太平洋地域】 財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES)

1. エコアジア2001の開催
2. WSSDに向けた地域準備プロセスの実施
3. 国連気候変動枠組条約第7回締約国会議(COP 7)の開催
4. インドネシアにおける乱伐

5. 韓国3大河川の管理に関する新法案

【オーストラリア】 ジェラルド・アーリー
—オーストラリア政府環境省

1. 環境法改革
2. 自然保護基金の拡大
3. 塩分と水質に関する国家行動計画
4. シドニー港連合基金

【バングラデシュ】 カンダカ・メヌディン、ドゥイジェン・マリック
—バングラデシュ高等研究センター (BCAS)

1. プリガンガーバングラデシュで最も汚染された川
2. 健康への深刻な脅威をもたらす地下水の砒素汚染
3. バングラデシュ政府の重点課題に挙げられたポリエチレン袋の禁止
4. スンダーバンズで開始された生物多様性保護プログラム

【カンボジア】 キュー・ムット
—カンボジア政府環境省

1. ロンパット野生生物保護区に関する調査
2. アジア太平洋地域の持続可能な開発の実現に向けた宣言
3. 第6回ASEAN環境大臣非公式会合の開催
4. 日本の皇室夫妻カンボジア訪問

【中国】 周新
—環境経済政策研究センター (PRCEE)・中国環境保護総局 (SEPA)

1. 自動車産業と自動車排気ガスに対する新たな規制
2. “グリーンオリンピック” 実現に向けた北京市の環境保護強化
3. 砂漠化防治法
4. 主要47環境保全都市における大気質予報

【インド】 ブラサド・ヴェイジャーヴァイトグループ(米国) マイティリ・アイエール
—ローレンスバークリー国立研究所(米国)

1. プラスティック製買い物袋の追放運動が広がる
2. 州政府による雨水利用計画の推進
3. 省エネルギー法
4. 植物品種の保護と農民の権利に関する法案

【インドネシア】 モハマド・スリヤニ
—環境教育・開発研究所 (IEED) / インドネシア国家研究評議会会員

1. ジャカルタにおける「チリウン川」のクリーンキャンペーン
2. 総合的な化学物質管理と安全
3. 環境教育全国ワークショップ
4. 有機廃棄物のコンポストに関する新たなアプローチ
5. 環境政策の活性化

【日本】 原嶋洋平 —拓殖大学

1. 京都議定書の批准問題
2. 諫早湾開拓事業の見直し
3. 家電リサイクル法の施行
4. 環境省の発足

【韓国】 朴貞圭 —韓国環境政策・評価研究院 (KEI)

1. 日韓共催2002年FIFAワールドカップ・サッカーに伴う環境改善への取り組み
2. トゥメン川(豆満江)の保全
3. エコ・テクノピア21
4. セマングム埋め立て事業

【ラオス】 スカタ・ビチット
—ラオス政府科学技術環境庁

1. 社会経済開発計画における環境問題への配慮
2. 第1回環境報告書の発行

3. 初の分野別環境影響評価規則
4. 金鉱山への環境影響評価
5. 環境および社会管理改善プログラム

[マレーシア] ノーハヤティ・ムスターファ、
ワン・ポーシャ・ハムザ
—国際戦略研究所 (ISIS)

1. 重要度を増す湿地保全に向けて
2. ベルムの自然を次世代へ引き継ぐ
3. 全てのプロジェクトに環境影響評価
4. ウミガメ保護活動にグローバル500賞
5. トランス・フロンティア (越境) 保護区

[モンゴル] アユシユ・ナムカイ —開発環境センター
ドンドギーン・エンフバヤール
—モンゴル政府自然環境省

1. 首都における大気汚染
2. 環境影響評価法の修正
3. 動物保護のためのリスト、料金および支払いの割合と額の決定
4. 牧草地での過放牧の増加
5. アルガリ (Ovis Ammon: 野生羊の一種) の生息数調査
6. 3年連続の干ばつ

[ネパール] プール・チャンドラ・スレスター
—フリーランス・コンサルタント

1. クムロース共有林におけるエコツーリズム
2. 地下水の砒素汚染
3. ペーラ湖計画による災禍
4. 租借林を16地域に拡大
5. 湿地管理の国家政策

[ニュージーランド] ジャックリーン・ハーマン、
ニール・エリクソン
—ワイカト大学国際地球変動研究所 (IGCI)

1. ニュージーランドは京都議定書批准に向けて温暖化対策を始動
2. 遺伝子組み換え生物に対する実地試験の猶予期間を解除
3. 資源管理法 (1991年施行) 10年を振り返って

[フィリピン] マーリン・M・マガローナ
—フィリピン大学

1. ごみ危機とセミララ論争
2. エストラダ大統領、ごみ処分支援を軍へ要請
3. 喫煙禁止令の開始 (6月)
4. 野生生物資源保護法へ署名

[極東ロシア地域] アレキサンダー・シェンガウス
—経済研究所

1. エコロジーと天然資源に関する新たなロシア目標プログラム
2. ハバロフスククライにおける生態系保全に関する新GEFプロジェクト
3. 持続可能な森林管理に関する国際会議
4. オホーツク海の魚資源の枯渇
5. ウスリータイガにおける密猟の激増

[シンガポール] ケン・リャン・コー
—国立シンガポール大学法学部環境
法アジア太平洋センター (APCEL)

1. 産業排水の利用 “NEWater (新しい水)”
2. 残留性有機汚染物質 (POPs) 規制条約
3. 資源保全と廃棄物の減量化
4. シンガポールグリーン計画2012の起草
5. 環境管理に関する能力形成

[タイ] トングロイ・オンチャン
—メコン環境資源研究所 (MERI)

1. ペチャブーンで鉄砲水と泥流が発生

2. 内陸のクルマエビ養殖禁止
3. 遺伝子組換え (GM) 食物
4. バンコクのゴミ問題

[ベトナム] ファム・ヒュー・ギー
—国立社会科学人類センター・国務司法
研究所

1. 首都ハノイのTolich、Lu、Set川の環境改善と浄化プログラム開始
2. フンタウ (Vungtau) 沖における石油
3. 環境法施行・遵守に関するナショナル・セミナー開催

2002年アジアの環境重大ニュース 目次

[アジア太平洋地域] ティム・ハイアム
—国連環境計画アジア太平洋地
域事務所 (UNEP / ROAP)

1. アジアの褐色雲に関する研究
2. アセアン煙霧協定の調印
3. 情報通信技術 (ICT) のポテンシャルを環境保護に利用するためのUNEPプロジェクト
4. スウェーデンが温室効果ガス削減のためのUNEPイニシアチブを支援
5. 日本企業出資によるUNEPプロジェクト、環境教育を実現

[アジア太平洋地域] レスター・R・ブラウン
—地球政策研究所 (EPI)

1. 多くの国で進行する水不足

[アジア太平洋地域] 財団法人 地球環境戦略研究機関
(IGES)

1. 地球環境ファシリティー (GEF) 第2回総会
2. アジア太平洋環境開発フォーラム (APFED) のヨハネスブルグ・サミットへの提言
3. 国連気候変動枠組条約第8回締約国会議 (COP 8) の開催
4. 世界銀行による新たな「生物炭素基金」の設立
5. 北東アジアを襲う黄砂の嵐
6. ラムサール条約第8回締結国会議開催
7. 第2回日中韓環境産業円卓会議の開催

[オーストラリア] ジェラルド・アーリー
—オーストラリア政府環境省

1. 環境報告書
2. 天然資源の管理
3. 持続可能な学校
4. 渡り鳥の保護に向けた日豪の協力
5. 世界最大の海洋保護区

[バングラデシュ] カンダカ・メヌディン
—バングラデシュ高等研究セン
ター (BCAS)

1. 国家適応行動プログラム (NAPA) 準備のための人材開発に関するワークショップ
2. ダッカ市内の2ストローク自動輪タク全面禁止
3. ダッカ市内で環境・健康問題を引き起こす騒音問題
4. 市民および環境団体、河川などの水域保護を要求

[カンボジア] キュー・ムット
—カンボジア政府環境省

1. 第1回メコン河流域準地域 (GMS) 開発プログラムサミット
2. 第8回ASEANサミット
3. 気候変動問題に関するトレーニングワークショップ

[中国] 周新
—環境経済政策研究センター (PRCEE)・
中国国家環境保護総局 (SEPA)

1. 第5回全国環境保護会議

2. 環境影響評価法
3. 中国における砂漠化防治対策
4. 地球環境ファシリテーター (GEF) 第2回総会、北京で開催

[インド] クリット・S・パリキ
—インディラ・ガンディー開発研究所

1. 市民社会全体がデリーの大気汚染対策に立ち上がる
2. 最高裁が先住民の権利を保護する判決
3. インド、京都議定書を批准、気候変動枠組条約第8回締結国会議 (COP8) を主催
4. 議会が生物多様性法案を可決
5. 世界的に評価されたインドの環境専門家

[インド] R・ウマ —タタ・エネルギー研究所

1. インドで残留性有機汚染物質 (POPs) 削減に向けた動き始まる
2. 家庭エネルギー・室内空気汚染・健康に関する地域ワークショップ
3. アジア褐色雲
4. 自動車燃料に関する方針
5. 気候変動枠組条約8回締結国会議 (COP8)

[インドネシア] モハマド・スリヤニ
—環境教育・開発研究所 (IEED) /
インドネシア国家研究評議会会員

1. ヨハネスブルグ・サミットに参加
2. 女性と子どものための持続可能な開発行動計画
3. 地球憲章
4. 長崎の環境カウンセリング協会 (ECAN) との協力
5. 国際農業森林管理研究センター (ICRAF) : 指導教材

[日本] 原嶋洋平 —拓殖大学

1. 京都議定書締結とヨハネスブルグ・サミット
2. 原子力発電所のトラブル
3. 新生物多様性国家戦略
4. 食品の安全性に関する不祥事

[韓国] 朴貞圭 —韓国環境政策・評価研究院 (KEI)

1. 清溪川 (チョンゲチョン) 改修プロジェクト
2. 四大河川水源特別法のための総合対策と水質汚濁防止計画の設置
3. ソウル市における大気改善

[ラオス] ソムサヌーク・フォンナクホス
—ラオス政府科学技術環境庁

1. ラオスの重要環境問題
2. 第1回東南アジア諸国連合 (ASEAN) +3環境大臣会議
3. ラオス環境基金
4. 環境教育・意識啓発プログラム
5. 気候変動に対する取り組みの強化

**[マレーシア] ノーハヤティ・ムスターファ、
ワン・ポーシャ・ハムザ**
—環境科学技術局 (BEST)、国際戦略
研究所 (ISIS)

1. トラ! トラ!
2. 民衆の力で焼却炉の新設計画地の移転を成功
3. 遺伝子工学
4. 湿地保全への地域住民の参加

[モンゴル] アユシュ・ナムカイ —開発環境センター
ドンドギーン・エンフバヤール
—モンゴル政府自然環境省

1. 新国土法
2. 危険な森林火災と森林害虫
3. 黄砂の嵐に関する地域プロジェクト
4. 南極調査員記念祭

[ネパール] プール・チャンドラ・スレスター
—フリーランス・コンサルタント

1. エベレストの氷河が溶解
2. 土壌劣化対策
3. 使用期限切れの農薬を大量に保管
4. ダマンを第2の植物園に
5. 医療廃棄物が汚染の要因に

**[ニュージーランド] ジャックリーン・ハーマン、
ニール・エリクソン**
—ワイカト大学国際地球変動研
究所 (IGCI)

- ニュージーランドにおける持続可能な開発
1. ニュージーランドの持続可能な開発戦略
 2. ニュージーランドにおける持続可能な開発の監視
 3. 生態学上の持続可能な開発に関わる進捗状況の評価

[フィリピン] マーリン・M・マガローナ
—フィリピン大学

1. 大気汚染に関する世界銀行報告
2. マランバヤ・プロジェクト ヨハネスブルグ・サミットで受賞
3. 環境アンケートでフィリピン低順位
4. 大気汚染防止法の実施延期を求める立法の試み、失敗に終わる
5. サンゴ礁の破壊はつづく

[極東ロシア地域] アナトリー・レベデフ
—地域社会活動キャンペーン・
ビューロー (BROC)

1. ロシアのタイガ (亜寒帯針葉樹林帯) で原生林が激減
2. 森林利用の認証は環境上の持続可能性を意味しない
3. 核廃棄物と使用済み核燃料
4. 環境への排出費用が連邦負担に
5. 違法木材を隠すための森林戦略

[シンガポール] ケン・リャン・コー
—国立シンガポール大学法学部環境
法アジア太平洋センター (APCEL)

1. 環境庁 (NEA) の設置
2. シンガポール・グリーン計画2012: 環境の持続性に向けてより一層きれいな空気と緑を
3. リサイクル
4. 能力開発 (キャパシティ・ビルディング)

[タイ] トングロイ・オンチャン
—メコン環境資源研究所 (MERI)

1. 天然資源環境省設置
2. 喫煙禁止
3. 遺伝子組換え食品のラベル付け
4. 北部と東北部における洪水

[ベトナム] ファム・ヒュー・ギー
—国立社会科学人類センター・国務司法
研究所

1. 天然資源環境省の設置
2. ベトナム環境保護基金の設立
3. ウー・ミン・トゥオン森林の火災
4. 小型オートバイ数の制限による、ハノイ市およびホーチミン市の交通秩序の再構築と環境汚染の軽減

2003年アジアの環境重大ニュース 目次

[アジア太平洋地域] ティム・ハイアム
—国連環境計画アジア太平洋地
域事務所 (UNEP/ROAP)

1. アフガン紛争の環境被害記録
2. 北東アジアの砂塵・砂嵐プロジェクト発足
3. 政策立案者向けと青少年向けの南アジア環境概況報告書

4. ASEAN火災煙霧協定の発効
5. 中国国家環境保護総局の解局長にUNEP笹川環境賞

[アジア太平洋地域] レスター・R・ブラウン
—地球政策研究所 (EPI)

砂漠化との戦いに敗れつつある中国

[アジア太平洋地域] 財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES)

1. 京都議定書
2. 持続可能な開発に向けた過渡期的変化に関する南アジア地域会議の開催
3. 第2回北九州イニシアティブ・ネットワーク会議の開催
4. アジア森林パートナーシップ (AFP) 第2回・第3回実施促進会合の開催
5. 環境保全のための意欲の増進および環境教育の推進に関する法律 (環境教育推進法) の制定
6. 2003国連環境計画・金融イニシアティブ東京会議の開催
7. 第3回世界水フォーラム (WWF3) の開催
8. 交通と環境に関する名古屋国際会議の開催

[オーストラリア] ジェラルド・アーリー
—オーストラリア政府環境省

1. グレート・バリア・リーフの保護強化
2. 新しい文化遺産法の制定
3. オーストラリア「大洋政策」に基づく初の海洋計画
4. 持続可能な都市イニシアティブ

[バングラデシュ] カンダカ・メヌディン
—バングラデシュ高等研究センター (BCAS)

1. 国連開発計画が「クリーンで環境にやさしい船舶解体」を支援
2. ダッカで衛生に関する地域会議
3. レンガ焼き窯の操業を規制する法律
4. なめし革工場をダッカ市内から新工業団地へ移転
5. プリガンガ川を救う総合行動計画

[カンボジア] キュー・ムット
—カンボジア王国政府環境省

1. 東南アジア諸国連合 (ASEAN) 環境年2003 (AEY2003)
2. 「第1回エコトーン・セミナー第2期」および「第3回東南アジア生物圏保護区ネットワーク (SeaBRnet) 会議」の開催
3. カンボジアの「保護区域法」

[中国] 周新
—環境経済対策研究センター (PRCEE)、
中国国家環境保護総局 (SEPA)

1. 中国が「オゾン層保護賞」を受賞
2. 企業環境パフォーマンスの情報開示
3. 中国環境開発国際協力委員会

[インド] クリット・S・パリキ
—インディラ・ガンディー開発研究所、
開発のための総合研究アクション 代表

1. 市民社会の警戒がタージ・マハルに迫る脅威を阻止
2. びん詰め飲料水とソフトドリンクに残留農薬
3. 工業地区に対するISO14000評価
4. 環境経済学的能力強化
5. 生態学者・環境活動家マダブ・ガドギル博士がボルボ環境賞を受賞

[インドネシア] モハマド・スリヤニ
—環境教育・開発研究所 (IEED)、
インドネシア国家研究評議会 会員

1. 農民と漁民の共同体としての能力・意欲の開発
2. アグロフォレストリー

3. 第8回全国科学会議
4. クリーン開発メカニズムに関するジャカルタ宣言
5. 持続可能な開発を進めるための課題と機会

[日本] 原嶋洋平 —拓殖大学国際開発学部

1. 地球温暖化対策税をめぐる議論
2. 新しいディーゼル車排ガス規制
3. ごみ固形燃料 (RDF) 発電所のトラブル
4. 第3回世界水フォーラム
5. 環境教育推進法の制定

[韓国] 黄相一 —韓国環境政策・評価研究院 (KEI)

1. 北漢山 (ブッカンサン) をめぐる環境保全と利便性の対立
2. 核廃棄物集積場建設に抗議して授業をボイコット
3. 韓国各地に台風被害
4. 石油5社、ガソリンスタンドと石油貯蔵所近くの土壌保護で政府と合意

[ラオス] ケットケーオ・サリチャン
—環境局 科学技術環境庁 (STEA) 首相府

1. 国家環境委員会 (NEC) の発足会議
2. 各県の環境行動計画と戦略
3. 国家生物多様性戦略行動計画
4. 環境教育・意識啓発 (EEA) に関する国家戦略

[マレーシア] ノーハヤティ・ムスターファ
—環境科学技術局 (BEST)、マレーシア
国際戦略研究所 (ISIS)

1. 海にとつての吉報
2. カメロン高地開発被害で嚴重措置
3. ジョホール州の3湿地がラムサール条約登録地に
4. 水資源管理の進展

[モンゴル] アユシュ・ナムカイ
—環境と持続可能な開発局、モンゴル自然環境省

1. 家庭・産業廃棄物法の制定
2. 第4回アジア太平洋環境開発フォーラム (APFED4)
3. ウブス湖盆地、世界自然遺産リストに
4. 2004年を「水の年」に宣言
5. 採鉱地の土地再生進まず
6. クーラン (アジア野生ロバ) の分布と生息数

[ネパール] プール・チャンドラ・スレスター
—フリーランス・コンサルタント

1. ラムサール条約登録湿地、4カ所に
2. 首都のごみを利用して肥料を生産
3. カリ・ガンダキAプロジェクトにおける適正な環境配慮
4. 二酸化炭素排出抑制に効果的なバイオガス装置
5. ネパールにはグリーン・プロジェクトが必要

**[ニュージーランド] クレア・ギブソン、
ニール・エリクソン**
—ワイカト大学国際地球変動研究所 (IGCI)

1. 農業排出ガス研究のための新税
2. ロトルア地区の湖沼の水質
3. 遺伝子組換え (GM) の一時停止
4. よい環境計画はよい結果を生むか?

[フィリピン] マーリン・M・マゴローナ
—国際法律研究所、フィリピン大学

1. バイクタクシー運転手数千人が「大気清浄法」抗議デモ
2. 大気汚染で旅客用車両運転手が結核に感染
3. 枯渇するセブ州の飲用水源
4. インターネットで環境クリアランス認定申請
5. アジア開発銀行幹部が「大気清浄法」の施行方法を批判

[極東ロシア] アナトリー・レベデフ
—地域社会活動キャンペーン・ビューロー (BROC)

1. 石油パイプライン開発計画と政府戦略
2. 「核議員」を次の議会から締め出す
3. 環境を消耗させる漁獲割り当て入札の廃止
4. 新しい「森林利用規範」

[シンガポール] ケン・リャン・コー
—アジア太平洋環境法センター (APCEL)

1. 米国・シンガポール自由貿易協定2003 (USSFTA)
2. シンガポール感染症法第137章
3. マレーシア・シンガポール間の埋め立て工事訴訟と海洋環境
4. 人材開発 (キャパシティー・ビルディング)

[タイ] トングロイ・オンチャン
—メコン環境資源研究所 (MERI)

1. ガンホール：よりクリーンな空気のためのバイオ燃料
2. ウドンタニ県のカリウム採掘プロジェクト
3. サルウィン森林伐採事件をめぐる新たなスキャンダル
4. タイ・マレーシア・ガスパイプラインをめぐる紛争

[ベトナム] ファム・ヒュー・ギー
—国立社会科学人類センター国務司法研究所

1. フォンニャーケーバン国立公園が世界遺産として登録
2. 「ベトナムにおける環境保護と持続可能な開発」に関するシンポジウム
3. ベトナム人科学者がブループラネット賞を受賞
4. サイゴン川におけるタンカー事故

2004年アジアの環境重大ニュース 目次

[アジア太平洋地域] ティム・ハイアム
—国連環境計画アジア太平洋地域事務所 (UNEP/ROAP)

1. アジア・太平洋地域における持続可能な開発に向けた新しい指標を公開
2. 北西太平洋の環境保護のため、韓国と日本に事務所を新設
3. 国連環境計画 (UNEP) ・同済大学「持続可能な開発へ向けた環境研究所」が、アジア・太平洋地域の環境教育・研究の中心として始動
4. 国連環境計画が朝鮮民主主義人民共和国における初の環境報告書を公開
5. 拡大メコン圏を収録した初の環境地図帳を国連環境計画とアジア開発銀行が出版

[アジア太平洋地域] 財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES)

1. ロシアの批准でいよいよ発効する京都議定書
2. アジア諸国におけるCDMへの取組み
3. 資源の保護と持続可能な利用のためのエコシステムアプローチ
4. 北九州イニシアティブ：60都市がクリーンな環境に向けて取り組む
5. アジア水環境パートナーシップ (WEPA) プログラムの開始
6. グリーン購入に関する世界会議の開催
7. 中国版RoHS指令が来年7月1日から発効

[オーストラリア] ジェラルド・アーリー
—オーストラリア政府環境省

1. 水資源利用の改善
2. 国の遺産保護に大きな進展
3. オーストラリアのエネルギーの未来を築く
4. 保護地域の拡大

[バングラデシュ] カンダカ・メヌディン
—バングラデシュ高等研究センター (BCAS)

1. 「バングラデシュにおける洪水の危険性及び洪水被害を軽減するためのオプション」に関するワークショップ
2. ダッカ市における廃棄物管理マスター・プラン
3. ダッカ市の地下水水位が警戒レベルにまで下降
4. バングラデシュの広範囲にわたる大洪水の被害

[カンボジア] キュー・ムット
—カンボジア王国政府環境省

1. 沿岸区域資源センターの落成式
2. オゾン層破壊物質に関する2004年アジア太平洋会議
3. カンボジアで「国際オゾン層保護デー」記念式典
4. 「世界湿地の日」カンボジアで記念集会 (2004年2月2日～3日)

[中国] 常 杪
—清華大学環境科学工学部水政策研究センター

1. 淮河を浄化するためには大いなる努力が必要
2. 新車両排ガス基準の策定
3. 中国が有害廃棄物処理の料金徴収システム制定へ
4. 国家環境保護総局が、環境法令を厳格に施行すべく6つの禁止令を発表

[インド] ジョティ・K・パリキ
—開発のための総合的研究及び行動 (IRADe)

1. 環境森林省、国家環境政策を打ち出す
2. 大気汚染防止に取り組む地方自治体
3. 野生生物保護と人間の生活との相克：すみかを追われた象が人家を破壊
4. 屑鉄のリサイクルは省エネに貢献するが、別の問題も
5. インド人2名が今年のゴールドマン環境賞を受賞

[インドネシア] モハマド・スリヤニ
—インドネシア国家研究評議会 会員

1. 西ジャワ環境管理プロジェクト (WJEMP)
2. 環境科学
3. 未来の漁師たちへの追い風
4. 持続可能な開発を進めるための環境問題と機会

[日本] 原嶋洋平 —拓殖大学国際開発学部

1. 巨大地震と異常気象
2. 3R (廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用) の取組み
3. 原子力発電所の配管破損事故
4. 天然温泉の入浴剤添加問題
5. 外来生物法の制定
6. 地球温暖化対策推進大綱の見直し

[韓国] 黄相一 —韓国環境政策・評価研究院 (KEI)

1. 新設アパートの居住者を襲うシックハウス症候群
2. 韓国初のハイブリッド車発売される
3. 韓国が第5回国連アジア太平洋環境と開発に関する閣僚会議 (MCED) を主催
4. 韓国の大手塗料メーカー、揮発性有機化合物 (VOC) の20%削減で合意

[ラオス] ケットケーオ・サリチャン
—環境局 科学技術環境庁 (STEA) 首相府

1. 第15回ASEAN環境高級事務レベル会合 (ASOEN)
2. 社会環境開発プロジェクト
3. 環境保護における性差別問題の啓蒙を支援する環境管理プロジェクトの強化
4. ラオスの国家環境戦略

**[マレーシア] ノーハヤティ・ムスターファ、
ワン・ポーシャ・ハムザ
—マレーシア国際戦略研究所 (ISIS)**

1. マリーナ計画に批判殺到
2. 有毒廃棄物の不法輸入
3. ウミガメ保護へ取り締まりを強化
4. 生物多様性条約第7回締約国会議 (GOP7) とバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書第1回締約国会議 (MOP1)
5. 豊かな雨と水不足

**[モンゴル] アユシュ・ナムカイ
—モンゴル自然環境省**

1. 水に関する法律の改正
2. 「水政策改革XXI」
3. クリーン開発メカニズム局の承認
4. マンシュウアカジカ (学名: Cervus elaphus L.) の生息数調査
5. ボグド・オチルパニ仏教記念碑の建立
6. 公園整備

**[ネパール] プール・チャンドラ・スレスター
—フリーランス・コンサルタント**

1. 温暖化が進むネパール、周辺地域に警鐘
2. バグマチ川からヤムナー川までのバイオトラックの建設が始まる
3. ネパール猿の捕獲利用に対する懸念
4. 医療廃棄物処理規則書
5. 貧困の緩和を目指す共有林
6. 最高裁が政府に対してポリエチレン使用の危険性に関する調査を指示

**[ニュージーランド] ニール・エリクソン、
クレア・ギブソン
—ワイカト大学国際地球変動研究
所 (IGCI)**

1. 洪水危機管理の見直し
2. 資源管理法の改正
3. 国の新しい環境基準
4. フィヨルドランド海洋域の創設

**[パキスタン] ムシタク・アハマド・メモン
—地球環境戦略研究機関 (IGES)**

1. カラバ・ダム建設決定へ
2. 清浄な飲料水を提供するための砒素監視・軽減プロジェクト
3. カラチ市長が北九州市長に環境問題について協力を要請

4. 国際自然保護連合が選ぶ、アジアにおける環境メディア賞、本年はパキスタンが受賞
5. 都市部の大気環境改善に関する全国ワークショップ

**[フィリピン] マーリン・M・マガローナ
—フィリピン大学国際法律研究所**

1. 台風、土砂崩れ、死者そして森林破壊
2. 水質浄化法2004が発効
3. 環境オンブズマン事務局の創設
4. 道路建設のための森林伐採に農民が抗議
5. 節水を心掛けて入浴は一緒に

**[ロシア] アナトリー・レベデフ
—地域社会活動キャンペーン・ビューロー
(BROC)**

1. 石油パイプライン開発計画と政府戦略
2. 新たな仕組み、新たな問題
3. 地域社会に根付いた林業と違法伐採
4. ロシアに緑の党誕生

**[シンガポール] ケン・リャン・コー
—アジア太平洋環境法センター
(APCEL)**

1. 環境水資源省 (MEWR)
2. 国家環境庁の改革
3. 動物鳥類に関する2004年規則 (実験動物の飼育・利用) (第S668号)
4. 重症急性呼吸器症候群 (SARS) : 『その後を決定付ける瞬間: シンガポールはいかにしてSARSを克服したか』 チュア・ムイ・フーン (著) の出版
5. 環境における人材開発 (キャパシティ・ビルディング)

**[スリランカ] ナラカ・グナワルデン
—TVEアジア・パシフィック**

1. 津波でスリランカに大きな被害
2. 大気質改善に新たな措置
3. 危機に瀕するスリランカの両生類

**[ベトナム] ファム・ヒュー・ギー
—ベトナム社会科学アカデミー国務司法
研究所**

1. 環境基準改善の指針
2. アジア開発銀行 (ADB) が中央市街地環境プロジェクトに資金援助
3. 科学技術研究所が工芸村の環境改善を支援
4. 環境管理のコンピュータ化計画

©2006 Institute for Global Environmental Strategies. All rights reserved.

No parts of this publication may be reproduced or transmitted in any form or by any means, electronic or mechanical, including photocopying, recording, or any information storage and retrieval system, without the prior permission in writing of IGES.

Acknowledgement: The editors would like to acknowledge and thank the following supporters;

Cover page photographs: Shinichi Tsukamoto, Yoshiko Yamanishi

Translation: Congress Corporation

Layout and Print: Bunmeidou Printing Co., Ltd.

ISBN: 4-88788-026-X

Although every effort is made to ensure objectivity and balance, the printing of a book or translation does not imply IGES endorsement or acquiescence with its conclusions or the endorsement of IGES financiers.

IGES maintains a position of neutrality at all times on issues concerning public policy. Hence conclusions that are reached in IGES publications should be understood to be those of the authors and not attributed to staff members, officers, directors, trustees, funders, or to IGES itself.

Printed in Japan

Printed on recycled paper

2005年アジアの環境重大ニュース

発行所：財団法人 地球環境戦略研究機関
〒240-0115 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11
Tel: 046-855-3720 Fax: 046-855-3709
E-mail: iges@iges.or.jp
URL: <http://www.iges.or.jp>

2005 Top News on the Environment in Asia

Publisher: Institute for Global Environmental Strategies (IGES)
2108-11 Kamiyamaguchi, Hayama, Kanagawa
240-0115 Japan
Tel: +81-46-855-3720 Fax: +81-46-855-3709
E-mail: iges@iges.or.jp
URL: <http://www.iges.or.jp>

